

第六十五回 参議院文教委員会會議録第十八号

昭和四十六年五月二十一日(金曜日)
午後零時三十五分開会

委員の異動

五月二十一日

辞任

林田悠紀夫君

補欠選任

山崎 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

高橋文五郎君

大松 博文君

船田 讓君

小林 武君

安永 英雄君

田村 賢作君

永野 鎮雄君

林田悠紀夫君

星野 重次君

三木與吉郎君

矢野 登君

山崎 五郎君

山崎 竜男君

山本敬三郎君

加瀬 完君

鈴木 力君

松永 忠二君

内田 善利君

上林繁次郎君

萩原幽香子君

小笠原貞子君

國務大臣

文部大臣臨時代理

秋田 大助君

政府委員

労働大臣

野原 正勝君

内閣法制局第三部長

荒井 勇君

人事院総裁

佐藤 達夫君

人事院事務総局長

尾崎 朝夷君

給与局長

西岡 武夫君

文部政務次官

宮地 茂君

文部省初等中等局長

村山 松雄君

文部省大学学術局長

木田 宏君

文部省体育局長

岡部 實夫君

労働省労働基準局長

渡辺 猛君

常任委員会専門員

吉本 実君

労働省労働基準局監督課長

渡辺 猛君

説明員

労働省労働基準局監督課長

吉本 実君

本日の会議に付した案件

○国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(閣法第六三三号)(衆議院送付)を議題といたします。

本法案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○加瀬完君 質問に入る前に、事実確認を若干いたしたいと思っておりますので、最初に、昨日、政務次官からいわゆる時間外勤務あるいは休日勤務の範

囲について御説明があったわけでございますが、文書で提出をしていただきたという要請をしておりました。文書はできておりましようか。

○政府委員(西岡武夫君) 用意してございます。直ちにお手元に差し上げます。

○委員長(高橋文五郎君) 全員に配布していただきます。

○加瀬完君 ただいまいただきました「教員に対する時間外勤務を命ずる場合(試案)」の質問をする前に、昨日、政府委員等から御答弁のありました点で、さらに確認をいたしますが、初中局長に伺いますが、小学校の勤務時間の調査では、一週間四十時間をこえるものは二五・二%、平均をとると三十一・五時間、中学校の二十四時間から二十九時間のものは二六・三%、三十時間から三十五時間のものは二八・八%、二つを合わせますと五五%、高等学校は二十時間から二十四時間のものが三七・九%、二十五時間から二十九時間のものが一八・九%、合わせて五六・八%、平均は二十二・一時間、国立学校は、小学校は十八時間から二十五時間で、平均が二十四・二時間、中学は十七時間から二十二時間で、平均は十九・九時間、こういう御報告がございましたが、このとおり確認してよろしうございますか。

○政府委員(宮地茂君) そのとおりと存じます。

○加瀬完君 そういたしますと、きのう私が指摘をしたのでございますが、平均三十一・五時間のものを基準にいたしますと、これも政府委員の御説明のように、二十六時間授業で一時間当たり〇・五時間ずつ準備をするといはしますと十三時間、休憩時間等を入ると五十時間をこえておる、こういう先生方がおるといことは認めてよろしうございませう。

○政府委員(宮地茂君) そういう先生方もおられるであろうということは想像できます。

○加瀬完君 おたくの調査でございますから、想像ではなくて、こういう先生方がいる事実というものは御確認をいただけるでしょう。

○政府委員(宮地茂君) おられると考えます。

○加瀬完君 なかなかむずかしい日本語をお使いになりますけれども、大臣に伺いますが、大臣は昨日、子供を教えることで勤務の態様がきまると、それは授業並びに研修が当然必要となつてくると、したがって、外見から見ると自由な時間が必要とされる、こういう教育職員の仕事である、しかもそれは精神的なものであると、こういう御説明ございましたが、このまま受け取つてよろしうございませう。

○國務大臣(秋田大助君) 私は、そのようにお受け取り願ひましてけっこうでございます。

○加瀬完君 これは人事院の総裁にもあわせて伺いますが、したがって、そういう職務の性格上夏休み等は自由研修の時間と見、これが教員の職責上は必要なことである、こういう意味の御説明がございましたが、大臣も総裁もこれもこのまま受け取つてよろしうございませう。

○政府委員(佐藤達夫君) できるだけ自由研修の時間をお与えたいものだと思つております。

○加瀬完君 おたくの調査でございますから、想像ではなくて、こういう先生方がいる事実というものは御確認をいただけるでしょう。

○政府委員(宮地茂君) おられると考えます。

○加瀬完君 なかなかむずかしい日本語をお使いになりますけれども、大臣に伺いますが、大臣は昨日、子供を教えることで勤務の態様がきまると、それは授業並びに研修が当然必要となつてくると、したがって、外見から見ると自由な時間が必要とされる、こういう教育職員の仕事である、しかもそれは精神的なものであると、こういう御説明ございましたが、このまま受け取つてよろしうございませう。

○國務大臣(秋田大助君) 私は、そのようにお受け取り願ひましてけっこうでございます。

○加瀬完君 これは人事院の総裁にもあわせて伺いますが、したがって、そういう職務の性格上夏休み等は自由研修の時間と見、これが教員の職責上は必要なことである、こういう意味の御説明がございましたが、大臣も総裁もこれもこのまま受け取つてよろしうございませう。

○政府委員(佐藤達夫君) できるだけ自由研修の時間をお与えたいものだと思つております。

○國務大臣(秋田大助君) われわれといたしましては人事院の御意見を尊重してまいりたいと思ひますし、私自身としても、またそういうことは必要なことであると考えております。

○加瀬完君 次に、精神的なものであるから、勤務時間というよりは勤務時間の内外を通してその自発性、創造性に期待すると、こういう職種の性格だと受け取つてよろしうございませう。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもの説明書にもうたい、また昨日も御説明申したとおりであります。

○加瀬完君 自発性、創造性というのは、教師の自主的判断で働くものだと了解しますが、総裁はどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 自発性、創造性ということばからも当然そういうことは出てくると、含まれておると思います。

○加瀬完君 それならば、教師の自発性、創造性を時間外勤務という形を課して強制的に働かせるということとはそれこそ教師の職務の性格にはなじまないことだということにはなりませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 強制的にものをやっていたら創造性というものは、自発性、創造性とはこれとはもう概念上矛盾することになります。自発性、創造性というものは自発性を論ずる場合においてはその強制的要素はないわけです。

○加瀬完君 そこで勤務次第に伺いますが、ただいまお配りをいただきました「教員に対し時間外勤務を命ずる場合」という文書が配られましたので、重ねてあるいはおつけ加えたい点がございます。もしもそれに加えていただければ御説明をもう一度いただきたいと思います。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

昨日、安永先生からの御質問に対して私がお答えを申し上げました、教職員に対して時間外勤務を命ずる場合のその範囲について、文部省の原案と申しましょるか、人事院に御相談を申し上げる前の段階の案を申し上げたわけでございまして、先生からの御話は、あらためて列挙して御説明申し上げるという御質問の趣旨でございまいしうか。

○加瀬完君 さのうの御説明にあらためて何かおつけ加えたい点がございますらお話を承りたい、そういう意味です。

○政府委員(西岡武夫君) この前提の問題として若干御説明を申し上げたいことがございます。

先ほども御議論がございますように、文部省といえどもできるだけの教職員の方々に対して勤務時間の制り振りのものを適切に時間内で行なっていたら、そして命令による

ところの時間外勤務の必要をなくしていくということ、これを前提として、もちろんみだりに超過勤務の命令を出すべきではないという基本的な考え方に立っているわけでございます。その上でしかも校務上必要があるとき、臨時または緊急の必要があるとき、健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならぬとき、それにまた加えまして、勤務の実情について十分な配慮を行なうといういろいろな前提の上に立って、それでは命じ得る範囲はどの程度であろうかという点を具体的に列挙したわけでございます。さのう、私が一つ一つあげて具体的な事例を申し上げましたのは、すでにお手元に配付をいたしましたこの九つの分け方そのものにも若干問題がございますが、この整理のしかたはまた別に検討を要すると思っておりますけれども、これ以外の点で、文部省としても、この点はどうかという点で、現在検討をしております点が一点ございます。それは研修の問題でございますが、研修の問題については、研修をすることを命令してまで研修をするということが実際問題としてどうかという点もござい

ましたので、昨日の段階で私は、あえて具体的な事例として文部省が考えている範囲の中に加えてございせんが、一つの議論としては残っているという点を加えて御説明を申し上げたいと思っております。その他、特に御説明を申し上げる点でございますが、昨日、私が最後に、非常災害の場合にというところで御説明を申し上げましたのと、ただいまお手元に配付をいたしております文句が、私の申し上げました昨日のこととは若干違っておりまますのは、「非常災害等やむを得ない場合に必要業務」という表現になってございます。昨日、私はこの点を、非常災害の場合に必要な業務というところで御説明を申し上げました。これは労働基準法の三十三条に、「災害その他避けることのできない事由によつて」という表現がござい

ますが、この「非常災害等」というのは、いわゆる一般的な「等」ではなくて、非常災害に類するということ意味でお手元に配付をいたしましたこの印刷物の中にはきのう申し上げませんでした「等」が入っておりますが、そういうふうに「等」というものを御理解いただきまして御了承をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○安永英雄君 関連して……

数点にわたつて質問をいたしますが、まず一点は、いま九項目の種類を述べられましたけれども、これについての限度の問題について明確にさせていただきたいと思ひますが、どうですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

○安永英雄君 そうなつてくると、いまから質問で一項一項これはやつてまいりたいと思ひますが、まず原則的なことをお聞きしたいと思ひますが、そこで、中基審の答申を得て、それから労働大臣のほうに閣議にこれを持ち込んでいっておりますが、中基審の答申は二つあるわけですね。一つは、「労働基準法が他の法律によつて安易にその適用が除外されるようなことは適當でないの

で、そのような場合においては、労働大臣は、本審議会の意向をきくよう努められたい」、こう申し入れたこの項目については衆議院から今日までの審議を通じておっしゃることは、教職員の健康と福祉を害することにならないようというのに勤務の実情についてというのをつけたことによつてこの意向はこの法案に生かされておるといふのが答弁の終始した内容であります。そこで勤務の実情について詳細に検討したところ九項目というものが命じ得るものだというふうに見解が述べられたわけでありまして、二項目の文部大臣が人事院と協議して超過勤務を命ずる場合を定めると

きは、命じる職務の内容及びその限度については、関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるようつとめられたい、この項目について私は人事院に直にもう一回お聞きしたいのですけれども、あとでお聞きしますが、この九項目について大臣と人事院と打ち合わせがあつた

と、人事院との間に行なわれるわけです。そこで二項目のこの教職員の意向というものを文部省としては、これを人事院に持つていく前に、この九項目について教員の代表と十分これについての協議をするのかどうか、いままでの答弁としては、六十万の教師一人一人に文部大臣が全国行脚するようなことも答弁の中にあつたやうであります。が、およそこれは不可能であります。労働基準法の精神からいけば、これは労働団体としてのこの代表と十分その意向を協議し、私どもとしてはこれは協定を結んだ上で、それから人事院と話し合

わなければならぬというふうな考えでおるわけですね。そこで文部省としてはこの九項目の今後の取り扱ひの問題については、そういう職員団体と十分にこの問題について話し合う機構なり、どんな仕組みで話し合うのか、具体的にどんなふうにしてこの協議をするのか、この点についてまずお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(西岡武夫君) お答え申し上げます。

ただいま先生のお話がございましたように、この九項目について人事院と協議をいたします。前の段階において、文部省といつたしましては十分教職員団体と話し合いをしてその意見を十分聞くという考え方に立っております。その仕組みという形でございますが、十分全国の教職員の方々の意見が反映される、そういう前提に立ちまして教職員団体のその意見を聞くというところは積極的

にやつていく考え方でございます。

○安永英雄君 あとでこの問題については逐一た

えていない。文部省からいずれこれについては提示があるであろう。そのときに人事院総裁としては労働者の立場として中立厳正を守るけれども、たとえば人事院あるいは全国の人事委員会等の提訴の問題等についても十件ほどあるけれども、九件は労働者の立場を十分にくんだ、決して労働者の立場、教員の立場というものを絶対に忘れない私は気魄を持ってチェックをしていく、こういうことを再三強調されましたけれども、いずれにしてもまだこちらのほうに來ないので、來てからの話だということをいっしょにやりましたが、現に九項目の提示がこの委員会で行なわれた。私は、ここで人事院総裁の査定の結果をひとつお聞きしたい。ここでひとつ査定をやってもいい。あとから逐一聞きましても、きのう出しましたけれども、一晩ありましたからひとつここで査定を行なうていただきたい。この九項目についての人事院の態度、立場というのについてお答え願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) この委員会での九項目が議決になるのであれば、これはこの際私も黙つちやおれないわけですから、いまのお尋ねなり、あるいは文部政務次官のお答えからいいますと、やはり関係者の、たとえば先生方の意見なども十分これから聞きたいというお話しやなかったかと私、横で伺つておつたのです。したがって、私どもは、そういう手順を踏んだあとでおそらく文部大臣から私のほうに、これは新聞にも出ました、夕べの夕刊か、けさですか、そうすれば世間の反響というものは当然出てまいります。それからまた、教員団体あるいは教員の方々からも私どものほうへもおそらく直接いろいろな御意見をお寄せになる。私のほうからもまた聞きたいところがあるわけです。そういう手順を踏まずにここで私が賛成いたします、御可決を願いますというようにいく性格のものではないんじやないかというふうに考えております。

○安永英雄君 すでにそりうった方向で私は逃げ

られると思いませんけれども、それではひとつあしきまして、たとえばの話には応じられないというところですけれども、これだけ具体的にきていてるわけですから、うんとかすんとか言うてもらわなければ困る。あなたはいままで全然言わなかったから、すべてこれはきまりましてから待ちかまえております、それから査定をします、と言ふけれども、これだけ具体的にものが出てきてい

る。だから仮定の問題とはいっても、職員団体と文部省との間でたといはこういう話に落ちついた、こういった場合にはどうか、きのうあたりはもう非常災害とか修学旅行のところまでいっているんですけれども、これは全くそりうった答えはこの場では出ないということになれば、私はここが一番重要なんだから、この審議は新しい段階に入ってくるんですよ。いまでもそれが出来ないから堂々めぐりばかりをやつてきたのだけれども、ここからいよいよ新しい、特にこの法案の中心の七条の問題について私も審議しているのだから、もう少しこの問題については人事院の逃げ腰ではなくて、これについての厳然たる態度、こういうものを示していただくなら審議にならぬ。労働者が来ているようだから労働者のほうについていって言うておくけれども、これだけ明らかにしたのだから、あなたはすぐに帰つて中基審の開催を直ちにやらなければ、いままでの中基審の問題についての質問に対する答弁、労働大臣も、あるいは中基審の会長、副会長も、この国会の審議を見守つております、こう言つておる。静観してあります、と言つてみたり、監視してあります、と言つておられますが、これが出ないからそりうことが言えるのだけれども、厳然とこれだけの内容が三十六条、三十七条を他の法律に持つていってこれを適用除外をするというふうな大きな問題について、私は監視しておりますという議論。具体的にこの九項目の歯どめになつていのかどうか、この九項目が三十六条、三十七条のかわりになるのかどうかという問題については、具体的に出たのだから、私も審議している

きようじゆうにでも中基審を開いて、そりうして静観しておつて、その結果として具体的に出たのだから、二度目の建議を取りまとして直ちに申し入れをしなければならぬという立場に私はあると思ふのです。この点について私はあなたに言つておくけれども、これは直ちに帰つて会長にも申し上げる。新聞を見ているはずですよ。いつまで静観するつもりか、具体的にこれだけ出たらどうやるのかという結論を出さない限り、この委員会私は進行できない、このように思ひます。そこで文部省の答弁を願ひます。

○政府委員(西岡武夫君) お答えをいたします。ただいま安永先生の御意見でございますが、文部省といはしましては、昨日安永先生から、文部省は一体どう考えているのか、これが具体的に文部省の考え方が示されなければ、非常に、どの程度の範囲で超過勤務の命令が出されるという、それが肝心なことであるからということでお話でございます。私、文部省といはしまして、人事院に御協議申し上げる一つの原案という意味でお話を申し上げたわけでございます。その前の段階に、私も教職員団体の意見も十分聞いた上で、この原案を持ていて、その上で教職員団体の意見も聞き、またそれぞれ教育関係者の意見も聞きながら最終的に人事院と御相談を申し上げる案をこれからつくるわけでございます。そういう意味におきまして、昨日御提示申し上げました九項目についてはまだ最終的に人事院と御相談を申し上げる意味での最終的な案ではないというふうな御理解をいただかないといけないのではないかとと思ひます。御了承いただきたいと思います。

○説明員(吉本実君) ただいまのお話でございますが、先ほど来文部省の政務次官のお話していらっしゃる前提の問題と御理解いたしますので、もちろんなこの内容につきましては十分会長へもお伝えをしております。

○安永英雄君 労働大臣と中基審の会長、会長がおらなければ副会長、それから基準局長、直ちに出席を要求します。そりうしないと思ひます。

す。

○政府委員(西岡武夫君) ただいま安永先生からお話ございましたが、文部省として考えておりますのは、労働基準審議会から意見が出されたのは、文部省として十分超勤を命じ得る範囲を人事院と協議して定める場合には、労働、教育関係者の意見を十分聞くという意味での御建議があつたというふうに私も理解をしております。それでございまして、したがって、その御建議に従つてこの文部省が考えております原案を持つて教職員団体の方々の意見を十分取り入れていきたい、その中で御建議を生かしていきたい、かように考えているわけでございます。

○安永英雄君 そのことはわかつています。そのことはわかつてはいるけれども、中基審の経過からいきまして、それはあなたと関係ないのです。中基審の関係はどういう項目について——これがあなたひとつおしやるけれども、二つあるのですよ、内容は、労働基準法の三十六条と三十七条、これが一応適用除外になるとするならば、歯どめはどなんだというの、この歯どめの内容が出てきておるのですから、私はこの歯どめの問題について、ばくとしたことにやなくて、もうこの健康と福祉を守つて具体的にその勤務の実態に即してというところ、その内容が出てきたから、私は中基審としてはこの際これについての見解を述べてもらいたいということなんです。それは次官のほうに心配——言つたことによつて労働者のほうにえらいことを言つたというふうなことは私は考えていない。労働省は労働省として、中基審は中基審として当然これは聞かなければならぬ問題なんだ、これが出ようと思ひ、そりういうことで出て来いというところから、いま質問者のほうから、それはいまの時点では了解を得て出てこないというところで、わかりましたから、これははっきり約束の時間のときにはびしりと出てくるように要望して、私は関連ですからここで終わります。

○小林武君 ちょっと関連して。政務次官、私は

ここで確かめておきたいことは、労働者という職員団体の意見を聞くという、この意見を聞くというのとはどういうことですか。たとえばそれは具体的な事項に關してあなたたちの考え方はどうですか述べなさい、その述べたやつを聞いてあなたのほうで取るものは取り、それから聞くべきでないと思うことは聞かないと、この程度のことなのか。私が考えているのは、あなたがいままで答弁を聞いておつては、少なくとも職員団体は、団体の代表者であるその代表者と文部省が話し合いをするというときは少なくともその両者の間の関係は対等であるという、しかも両者の場合はお互いがそれについて了解をするという、そういう条件がその中になければ、聞きおく程度の話ならば私は非常にこれは問題だと思ふ、意味がないと思ふ、こう思うのですが、あなたのおっしゃるの

は、聴取するということは、先ほど申して私が問題があると言つたような点なのか、あるいは私が満足するような、あとで言つたようないわゆる労働組合とか職員組合とかの法に定められた形のそういう内容を含んだものなのか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(西岡武夫君) お答えをいたします。

中央労働基準審議会からの御建議にもございませうに、「関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう」にすべきであるところをわけございまして、単に意見を聞きおくというだけではもちろんないと思ひます。十分この問題については率直に文部省としての考えも申し上げながら御意見を聞いていく、そうして現実的な問題として、これは教育の現場でございまして、やはり十分納得をしていただくという形でなければ教育の現場というものがスムーズに運営されるものではないと私も認識をいたしてございまして、ただ、先生が対等の立場にあつてこれは両方がほとんど一〇〇%満足をしなければならぬといふという、そう固く先生の御指摘のように表現をいたしますと、そこまでは私はいまはつきり申し上げることはできませんけれども、先生の

御趣旨に沿つて十分教職員の意向が反映される中身につくり上げていきたいという基本的な姿勢を持つていくわけでございます。

○小林武君 それはまあこれから議論がいろいろされることで深いことを申し上げませんが、ただ、一〇〇%労働者の側が相手方と交渉する場合に認めさせるなんて、そんなことないのですよ。今度の私鉄、国鉄のストライキを見て一〇〇%なんというところは絶対ない、いまでもだつてそれでしよう、だからそうじゃないに少なくとも対等の立場に立つて相手方の意見、両方の意見を交換し合つてどこに落ちつかせるかというそのくらの含みを持つておらないとだめだといふふうに私は考えている。大体その線に政務次官が考えのようですから、これはほかの人の質問にまします。

ひとつ労働省にお伺いしたいんです。あなたのほうは反映させるとか何とかというのを文章に書かれたのはどういふことを意味しているんですか、労働省としては。

○説明員(吉本実君) 建議の二項にござい

ますのは、少なくとも三十六条協定との関連におきまして、その裏側として考えるという意味で関係労働者の意向が十分反映されなければいかぬと解釈するものでございまして、その形が適切に、いろんなやり方はあるかと思ひますが、十分その意向が反映されることを期待してある、こういう趣旨でございます。

○安永英雄君 関連。文部省とそれからいまの話で、すね、対等の立場に立つて、そして話し合いを進めていくということですが、いま労働省のほうの見解として三十六条の精神に基づいて三十六条を適用除外すると、こういう立場で一応裏返したそれと同じ効力を持つ、いわゆる十分意向を尊重してというふうに置きかえたという精神に基づいてこの建議がなされておるといふことでありますから、三十六条のあの精神、いわゆるこれは必ず

しも使用者と使われる者との間に、これは合意に達していなければ超勤などということは命じられないんですね。協定を結ばなければならぬ、こういう精神に基づいてこの職員団体と話し合いを具体的にするといふんですが、そのところの、三十六条の精神というのは、当然、次官の考え方については入つておるといふふうに解釈してよろしいですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えをいたします。非常に微妙なところだと思ひますが、私もまああくまでも教育の現場というものが現実的にいう運営をされるということを考えるならば、この種の問題は対立がある中でうまくいくはずはない種類の問題でございまして、そういう意味においては、ただいま先生のおっしゃつた線というものを踏まえて考えていかなければいけないと思ひております。

○加瀬完君 いまいろいろ法理的な、根本的な問題が出たわけでございますが、具体的にそれぞれ関係省に伺ひますが、いま政務次官ももう運営されることを御希望なさつていらつしやいますね。しかし、きのうからの事実確認の上ではこういうことになつてはいませんか。もう一度確認をしていただきますが、みだりに超勤の命令を出すべきではない、実態は小学校などは平均が三十一・五時間、一週間の勤務時間四十時間をこえているものも相当あるといふことは好ましくない、それから超勤の限度といふものはやむを得ない場合に限り、こういうこともおつしやられておつたわけですね。これはよろしゅうございませうね。

○政府委員(西岡武夫君) お答えをいたします。

そのとおりでございます。○加瀬完君 そういたしますと、いまあなたがあげられたこの九項目——時間外勤務を命ずる範囲といふもののほか、それでどうも運営されておらない過重勤務に対する配慮がどういふ点に對して行なわれたわけですか。もう一度申し上げますと、この九項目のほかに、時間外勤務や休日勤務をさせないような範囲として文部省が配慮した

ものは何ですか。これは初中局長でもいいですよ。質問はくだいけれども、もう一回、じゃあ申し上げますよ。非常に過重労働になつておつて、少なくとも一週五十時間以上の勤務をしているといふことが明瞭になつたわけですね。それなら、そんなに勤務をさせないようになつて正規の時間内で勤務が済むような配慮といふものが当然行なわれなければならないわけでしょう。しかし超勤をさせる。それならばこれだけはどうしても正規の時間の中で済ませて超勤はさせないという配慮はどういふ点において行なわれたか、こういうことです。

○政府委員(宮地茂君) 極端な例でございましてが、昨日申し上げましたように、四十時間以上も授業をやつておられる。これは私も、これこそそういう方を一人一人調査というよりも、事実だれかを行かせてみて、どういふ勤務をしておられるのか、ぜひ調べたいといふくらいな気持ちでおります。したがつておられますその中で教科科目、道徳といった、先生方が昨日から授業、授業と言つておられるようなものは除いてあります。したがつていまして、少なくとも昨日お読みいたしました教員調査で、四十何時間も授業をやつておるといふような人は、超勤をしない限りは四十時間です。から四十四時間。四十時間以上の中にはごく数人でも四十四時間以上の授業を持ったといふことになるのじゃないかと思ひます。そういうことで、少なくともいわゆる俗稱授業、教科科目、道徳等の指導といふものは除かれますから、今後それでも四十数時間も授業を持ったといふようなことはおそろく出てこないといふふうに考えますが、さらにまあ私も今後は努力ですけれども、昨日来申し上げておりますように、結局は教員定数をふやしていくということが、突き詰ると、もうそのことが何よりも先決問題といふふうに、これは思ひ詰めるぐらい思つておるわけでございます。まあ、その他にもいろいろございしますが、いろいろ理屈を言うよりも、ともかく定数をふやしていくといふことに全力をあげていきたいといふこと

でございます。

○加瀬完君 あとのほうは反対をする理由はありませぬ。だけれども、質問をよく聞いてください。一番初めに確認を求めたとき、人によつては五十時間をこえるような勤務が行なわれておる。これはお認めいただいた。五十時間も勤務してゐる実態というものは、相当超勤をしてゐる実態です。だから超勤は一切させないというワケをきびしくしなければ、この人たちの労働条件というものは緩和をされぬ。それをこの九項目にわたつて、さらに命令をすることができるといふことになつたら、一体勤務条件の調整と言ふか、緩和と言ふか、そういうものは行なわれぬといふことになりはしないか。そこで、命令をする範囲はきめられぬ、命令をしてはならない範囲として取り上げたものは何かないか、こういうことを伺つておるのです。ほとんどの学校で現在、あるいは職務命令として——あとで申し上げますが、適當ではない、あるいは違法だと思われらるやうなことも学校の先生方はおやりになつておるのですね。あるいはやらされておるわけですね。それを今度は幾らでも命令をしていいという形にさせたら、労働条件はどうなりますか。これは人事院にも御見解を承りたい。人事院の総裁は極端に言うならば、原則的として超勤はやらせない、命令を出させないという基本的な姿勢だとおしやる。ところが九項目は、時間外でも休日でも勤務をさせるということになつたら、あつた歯どめもはずしたということになるのじゃないですか。この点で歯どめということになるんです。これが労働対策として、これは労働省に聞くけれども、労働基本法にははるかにはずれることになるのではないですか。その境界は、松永委員の指摘するところ、午後の再開のときにあらためて伺いますけれども、おしやつてゐることとおやりになつてゐることとまるきり違ひでしょう。超勤をさせないという原則とすると、こう言つてゐる。ただしこれだけは超勤をさせるのだ。命令を出せるのだ。命令の出せないものは何

もないやないですか、これだけのことを学校の先生にやらせるということになれば、それで歯どめでございますと言へますか。無制限な時間外勤務に服さなければならぬということになるでしょう。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

先ほど先生からも御確認がございましたように、この前提はみだりに出さない、また必要やむを得ない場合に限りという前提に立つて、この範囲を定めてゐるわけでございます。この範囲を定めたとつて、この九項目にわたつてとにかくじやんじやん超勤勤務命令を出すのだといふ考へ方には毛頭立つていないといふことをまず御認識をいただきたいと思ひます。また、御質問のほゞした点でございますが、もちろんこれは申すまでもございせんが、授業時間、教科科目についてはもちろん超勤勤務命令は出せない。そのうちに入つておりませんが、また職員会議というものを九項目の中に入れてございすけれども、その他のいろいろな先生方の会議、こういったものは対象からはずしてございす。また、家庭訪問とか教育相談等のことについても超勤を命じてまでこれをやつていただくという種類のものではないであらう。そういうふうなことを一つ一つこまかくあげていきますと、とにかくこの九項目はかなり具体的でございすので、概念としてはとらえてございせんので、これ以外に入つていないといふことでございます。

○加瀬完君 みだりに出さない、やむを得ない場合に限り、その判断をする者は命令権者でしよう。みだりじやない、やむを得ない場合じやないのだと、こういう判定を下して命令を出された場合は、取り締まりようがないでしょう。それにブレイキをかける法的な根拠はどこにもないでしょう。これは意見になつて恐縮ですが、超勤はさせないと、こういう大原則を立てて、しかしこれとこれは例外だといふことならはつきりしてゐる。そうではないでしょう。なぜ私どもがそういう質問をするかと申しますと、職務命令というものはあいまいです。鈴木委員に対して文部省のお出しになつたものを一つ一つ、ひとつ確認をさせていただきます。「職務命令について」という文書をいただきました。「職務命令とは、公務員の職務に關して上司の發する職務上の命令である。」「これはよろしゅうございすね。次に移ります。」「公務員の職務は、法令、条例、規則、規定等により一般的に定められてゐる。」「これはよろしゅうございすね。」「政府委員(宮地茂君) けつこうでございます。ここに書いてあるとおりでございます。」「加瀬完君 それでは、条例、規則、規程は、法令に反するものは当然無効だといふ解釈をしてよろしゅうございすね。」「政府委員(宮地茂君) 法令、条例、規則、規程等で定めていないものをやれといふことは違法でございすし、適切でございせん。」「加瀬完君 いや、そうじやないですよ。法律というものが基本でしよう。法律にはずれた条例や規則、規程というものは無効でしよう、とこう聞いている。」「政府委員(宮地茂君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 四番目に、「教諭の職務は、学校教育法第二十八條第四項に「教諭は、児童の教育を掌る。」と規定されてゐる。」「この御説明がりますと、教諭の職務は児童生徒の教育をつかさどることが本務だといふことは、そのとおりでよろしゅうございすね。そうすると、先ほど次官から御説明のあつた、こういう職務命令によつて勤務をしなければならぬといふ内容が、この本務に支障を来たすやうな職務命令でありました場合は、その職務命令はどういうことになりますか。わかりますか、質問が。」「政府委員(宮地茂君) 先生の御質問は、私聞きながらこのように感ずるのです。教諭の職務は児童生徒の教育をつかさどる。教育といふことは、授業をすることが、これは前にも申しましたが、主たる業務でございすが、しかし、子供を教えるためには、直接子供が目の前にありませんが、間接的なこととして、あす子供に教えるための教案を作成していくといつたやうな間接的な、子供のためにはありますが、間接的に教案を作成したり答案を採点したり、いろいろそういう仕事がございます。さらに、子供の教育を適切に行なうためには、子供が勉強する学校の運営といふものをよくしていかなければいけない。そのためには職員会議等も行なわれるといふことは、これは教師の主たる仕事ではございせんが、主たる仕事を十分に行なうための従たる仕事として当然のことでございます。したがって、そのように私は教諭の職務を考えますので、そういうふうに考へて、それにはみだることを命令するといふことは違法であり不適切だと、そういう意味でこの職務命令のところの「一、二、三、四、五」といふのは書いてございす。

○加瀬完君 その五項に、「校務とは」という説明がありますね。「学校の運営に必要な校舎等の物的施設、教員等の人的要素及び教育の実施の三つの事項につき、その任務を完遂するために要求される諸般の事務を指すものと考へる。」「そうすると、学校教育法第二十八條の四項の内容と、いまこの五で説明している、いわゆる校務とが競合する場合はどうなりますか。」「政府委員(宮地茂君) 直接子供の教育、まあわかりよく言えば授業でございすし、私が、私どもそれが一番優先すると思ひます。」「加瀬完君 これは試案であります。次官の御説明になりました「教員に對し時間外勤務を命ずる場合」の内容といふものは、全部が主たる任務とばかりは限りません。従たる任務の場合も多いいですね。だから、主たる任務を遂行してゐるときに、校長からは従たる任務に類するものが命令をされる、こういう競合が起る。いまあなたがおしやるように、その場合は主たる任務でやればいいのか、従たる任務は排除されるのだといふことになりすが、従たる任務を命令した者は、命令権者は上司ですよ。そうならないります

と、昨日から人事院の説明しているように、教師の自発性や創造性というものを十分に働かせるというわけにはいかなくなる。そういう配慮が一体あるのかというところが一点。

それから競合が起こった場合、あなたのおっしゃる通りに、教員の側の主張が正しいとしたところで、命令権者を処罰したり、命令権者の命令を排除したりする手続というものは、何も無いじゃないですか。そういうあいまいな職務命令というもので、時間外勤務が命ぜられるということでは、どうにもならない。だから、この職務命令というものは、もつと厳格に規定をしなければならぬのです。そうじゃありませんか。職務命令というものは、当然、命令を出し得る権利者が、命令を受けて、その仕事をしなければならぬ。事務者に対して行なわれるものでしょう。ところが、この場合は、本務を一生懸命やっておりますのに、本務でないような命令がくる。事実上これは上司からくるもので、排除できませんよ。そうすると、自発性でも創造性でもない、使用者と使用される者の間に取られざる超過勤務という形にならざるを得ないじゃないですか。そうではない、そういうことはさせないという保障はどこにもないでしょう。私は具体的に何っているのですから、具体的に答えてください。

○政府委員(宮地茂君) これは昨日でございましたか、昭和二十四年の次官通達というのを他の先生からお読みになりましたが、私も、教員に、超過勤務は現在のところはできる限りさせるなというのじゃなくて、絶対に超過勤務はさせてはいけないという指導をいたしております。しかし、まあ先生方は、命令はしないのですけれども、非常に教育に御熱心なあまり、超過勤務をなさっておられる実態があるということでございしますが、それと同時に、超過勤務は命じないようによ、そして、それでも超過勤務を命じなければならぬようにときには、時間の制り振りをして、一週間で超過にならないように制り振りをやりなさいということも、二十四年の通達のとくに言っ

ております。これは人事院のほうで、今回、この意見書を出されました後に、その確認も求められました。私も、私どもは、そのときの趣旨をまけて考えてあるつもりはございませんといいことを、政府部内でも話し合っておりますが、そういうことで、制り振りといいことは今後活用していかなければいけませんし、要は、その職務命令を出される校長さんの良識で運用の妙というものが、この職務命令について書けと言われました中身は、全般的に、運用者の運用が適切でなければならぬというところは書いておりませんが、当然の前提として、それが必要でございします。

さらに、それでも職務命令を出されたときは、拒む手はないではないか。この点は、これも先日人事院総裁から、ただ超過命令を出すという、そこばかりを見ないで、措置要求、これは国家公務員法、地方公務員法にございしますが、地公法は四十六条でございしました。勤務条件について上司がむちやなことをしたときは、その措置要求が出せる。措置要求を出そうとしたときに、それを妨害した上司がいるときは、その上司に対しては三年以下の懲役、十万円以下の罰金でした。相当重い罰則がある。その両方をあわせて見る必要があるというのを総裁がおっしゃいました。が、そういう規定もございします。それらをやはり全体を見てこのことを判断していただければ、おわかりになるのじゃないかと思ひます。

○加瀬完君 全体を見て私は質問しているのです。あなたのおっしゃることも、端的にいえば、文句があるなら裁判にかけろということでしょう。裁判にかけて負けたりして平気でしよう。これは要らないことですね。そういうことではなくて、裁判にかけて問題が起るようなことを事前に防ぐ。それが行政官のたてまえでしょう。超過勤務が行なわれていることは事実だ。しかしあなたは、絶対に超過はさせないようにする——絶対に超過をさせないよう指導するなら、何でもかんのものが必要のか。九つも、何でも超過は命令することができまうという、範囲をきめる必要

がないじゃないか。超過は命令してはならないというのをなせきめないか。それで、どうしてもという場合は、ただし書きをつけなければいじやないか。そういう方法をとらないで、いろんなことを言つたつてだめですよ。だから、いま時間だそうですから、もう一回、これはひとつきちんとした御意見を御見解を、午後の冒頭におつしやつてください。裁判にかけてきめればいなんていう、そういう御答弁では承服できません。

○委員長(高橋文五郎君) 午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

午後二時四十二分開会

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(閣法第六十三号)(衆議院送付)を議題といたします。

本法案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○加瀬完君 午前中の続きになりますが、職務命令の受責義務といましようか、当然職務命令を受けなければならぬところの義務、この条件は何ですか。

○政府委員(宮地茂君) 教職員の職務であつて、臨時緊急に必要やむを得ないと認められる事項で、さらに一定の、この法律が通りますれば、人事院と協議して定められる範囲内のものであるというふうに解されます。

○加瀬完君 非常に法的には不明快な御答弁ですね。午前中にも指摘をしましたが、法律命令に入らないという命令は無効ですね。といひますのは、本日お配りいただきました職務命令を発し得る範囲等の文書によりますと、教育活動以外の職務に對しても職務命令を発し得る。教育活動以外の職務責任というものは一体あるんでしようか。あなたの方のほうでは公務ということであつてお

る。しかしその公務たりとも二十八条の四項にはずれるような教育活動に無縁なものが、たとえば事務を担当するとか校舎の整備をやるとかこういうものが校務という名前で教員の職務の範囲という見解は成り立たないと思ひます。この点どうでしょう。

○政府委員(宮地茂君) そのとおりと存じます。

○加瀬完君 そういふ点がいままで不明確ですね。校長という命令権者を想定してその命令権者から出されたものはみんなこれは職務命令だという扱いをいたしております。今度もそういう点で限界点といひますか、その範囲というものを明瞭にして職務命令を出すという配慮はないように思ひます。

具体的に伺ひますが、「具体的な学校の諸条件その他の要素との関連において、いかにして児童生徒の教育を適正に行ない学校の管理運営を円滑に行なうか」という観点に立つて判断すべきもの」だと、それが個々の教員に対する職務命令の限界だ、これは画一的に判断するものではなくて、いま言つたやうな二つの条件で判断するものだと、こつて言つてゐる。児童生徒の教育を適正に行なうことと学校の管理運営を円滑に行なうことが必ずしも同一ということにはならない場合がある。たとえば校長の恣意によつて管理運営を進めているような場合は、教師の側から見れば、児童生徒の教育を適正に行なつてゐる指示であるとはこれは受け取れない、また受け取つてはならない場合もある。しかしそれに対して教員の側から、そういう職務命令は受けなくてもよろしいと、こつていふ教員の立場を保護する事項なりあるいは法令なりといふものはどこにもありません。それで、加えてあなたの方のほうは、その際、教員の自主性、創造性を十分に尊重すると言ひ。教員の自主性、創造性を尊重するといふならば、教員の判断を主にして考えるということにも受け取れる。しかしこつていふ判断で教員の児童生徒の教育を適正に行なう意思といふものは具体的に進められるかといふと、進められない場合が多い、

いと存じております。

○加瀬完著 これは午前中の繰り返しになって恐縮ですが、あらためてはつきり御答弁いただきま

といつて、いままでは命じないようにせよと言つたのを、今後は大いに命じなさいという意味にやなくて、命じないようにするのだけれども、やむ

に、やむを得ないかどうかということ判断をする根拠をどこに求めるかと、これを聞いているのです。どこに求めるのですか。お話の趣旨はわかりますよ。やむを得ない場合、みだりにやらないのだ、そしてやむを得ずやるときにはこうだというふうに、そのみだりに、やむを得ないという判

う感じがするのです。私の言うことは間違ひであ
るのかどうか。私はその根拠をつくるべきだと
つくらない限りこれをこのままにしておけば野放
しになつてしまふと思ふが、そういう点はあれ
うふうにしますから安心ですといふことであれ
ば、そのお答えをいただきたい。どうしてもそれ

はやらなければいけないことだと思ひのうのですがね。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

先ほどからたびたびお答えを申し上げておりますように、今回のこの措置につきましても、前提として超勤はみだりに命じないものである、これが大前提でございます。そして、命ずる場合、これは超勤勤務を大いに命じようということではなくて、必要やむを得ない場合に、これは一種の、そういうケースはあまりないのだけれども余地を残しておくといいふに、私どもはその程度に考えているわけでございますけれども、これはやはり教育の場というものが、国民全体に対して責任を負つてこれは行なわれなければいけないという、その最低のところを保障する措置として残しておくといいふに、私どもは、先生御指摘の御心配については、これは基本的に文部省としても、いままでの文教行政の中で、たとえば教職員団体と文部省との信頼関係がはたしてあるのかとか、そういう基本的な文教行政の基本的問題について、やはりある面では反省もしていかなければならない。やはり教育の現場というものが、円滑にこれが行なわれるためには、教職員団体、全国の先生方と、もちろんこれは校長との関係もそうでございますけれども、文教行政の責任を負っている文部省との関係においても、信頼関係があるという前提が私は必要であると思ひます。文部省も今後その信頼関係をまづ確立するための努力を大いにやりたい。その一環として、とにかく教職員の先生方の待遇の改善をはかつていかなければいけないという、そういう基本的な姿勢に立って、今回のこの問題を御提案申し上げ、御審議をいただいていただくわけでございまして、先生のいろいろの御心配は、過去の信頼関係があまり存在をしていないという、そういう背景もあつての御質問であらうと思ひます。その点は、文部省の現時点における考え方というものを御理解をいただきたいと思ひわけでございまして、また具体的には、これはたびたび御答弁申し上げておりました、繰返しになつて恐縮でございますけれども、歯どめとしては、臨時または緊急の必要があること、きわめて抽象的というおしかりを受けておりますけれども「健康及び福祉を害しないように考慮しなければならぬ」その場合には、勤務の実情について十分配慮すべきであるということ、現実的な処理の問題として、私は問題が起らないように十分行政的にも指導していくことができるであらうと、かように考えているわけでございます。

○松永忠二君 あなたのおっしゃつた、御心配の点というが、そういう前提の上で心配しているのだらうというお話ですが、かつてそういうことがあつたし、またいまも続いているという点についての認識については、別に私は間違いがないと思ひます。私がいま言つてゐるのは、そういう善意に基づいてという、善意というが、あなたの言つたことが表現をされなければならぬじやないか。何も、そう言つてゐる場合に、ただ法律だけ読んでみたら、それはわからないですよ。だから、あなたの言つたそのことが、それじゃあその場合にきちつと表現をされて、確保されているということではないでございましょうと思ひます。私たちはそういう善意に基づいてやるのでありまして、原則的に、原則というが、条件は出さないと、いう方針で、ただ必要やむを得ない場合に必ず出すと、そういうようなことが明確にわからなければ、これだけの項目をあげてみたつてわからないうこと、必要やむを得ないというところを強調するけれども、必要やむを得ないということとを客観的に判断するものとして何があるのかというところを言つてゐるのだが、いや私たちは善意でやつてゐる、そんなことはないんだ、ただそれだけじゃ不十分なんです。ただ福祉と健康に害がないという程度のことでは、これはばく然としたものだ。いま言われたようなことをつまり明確にしなくては必要があるというところを言つてゐるわけですから、そのことを明確にするにどうするかというところを具体的に聞いてゐるのです。幾ら速記録

であなただけがそういうことを言つたつても、それが一年二年三年たつうちに、それがそのまま守られていくという、それほど世の中というのはうまいぐあいにいかない。だから、それを明確にしておかなければいけないというところを一つは言つてゐるわけですね。

それからまた、こんなたくさんなものでなくて、必要やむを得ないという場合には、かつて文部省が必要やむを得ないものの項目としてあげたものがあるでしょう。宿直、日直、入学試験、身体検査、学位論文審査、これはやむを得ない。原則是超勤はやらない。やらないが、これだけはやるというた、宿直、日直、入学試験、身体検査、学位論文審査、出しているのです。そういうものをしほつたらどうだ。しほるべきじやないか。こんなことをこのまま出せば、いままでは勤務時間にやつてゐたものを、どんどん勤務時間以外にやれる根拠をむしろつてしまふ。逆ですよ、善意とは、それほど、前から言つてゐるように職場は忙しいし、人の数は足りないし、だから、できるだけそういう方向へ持つていく。これは文化祭は日曜にやればいいのだ。なにもわざわざ授業を振りかえたり、そんなやこしいこととせんでいい、これは、それはけしからん、それはだめだといえるのは、この法律の中に健康と福祉に害がある——それがそんな証明できますか。一日日曜を週に一回だけ、健康と福祉に害があると証明はできない。それよりは、この自分の体の中にそういうものを明確にしていくのか、範囲を明確にしていくのか、そういうことをやるべきだ。そうしてさつきから、これは人事院の勧告の中にある、一番しつこいに出ている特殊な勤務をするようなこういう、特殊勤務手当の問題が出てゐるわけですね。長時間でどうしようといううなものを、超勤を明確にし、なお長時間であるから手当を出していく。こういう形で押えていくべきものであつて、こんなものを出したらたいへんなことになつてしまふのじやないか、率直にいつて、私は、これじゃ無定数だといつてみなが非難

するのはあたりまえになつてしまふのじやないかと思ひのうです。

いろいろ言ひましたけれども、結論は一つ。一体あなたの言つたそのことを、根拠をどこへ一体するのか。善意でやります、そういうものは命じませんじやあだめなもので、やむを得ない、みだりにやつたかどうかということに判定する根拠をどこに一体求めるのですか、ということが一つ。かつて文部省が、必要やむを得ないものとして、やらせないことを原則に守つてきてゐる中で、どうしてもこれはやらなければならぬと認められたものがこれにあるのに、なぜその程度にとどめないか。なぜこんなに拡大するか。そういうほうは、人事院総裁が盛んに言つてゐる自発性、創造性に基いてやつてもらへばいいのだ。そんなものを入れてしまふから、これが今度拡大されてくることになる。私の言つてゐるのがよほど現実的だと私は思ひます。こんなことに賛成する人はないと私は思ひます。率直に言つて、お尋ねしたところを答えてください。

○政府委員(西岡武夫君) 先生のおことばでございますが、私どもがいまこの時点で九項目のこの命じ得る範囲について出したのは、これはあくまでも、いまから教職員団体の方々の御意見も十分聞きながら、最終的な文部省の方々の御意見も、それをさらに人事院の、先ほど御査定ということばがございましたけれども、そういう意味も含めて御協議をいただく、そういう段階を経るわけでございまして、もちろんその場合に、先生御指摘のとおりこの九項目、あまりにも多いじやないか、これは文部省が原案を出す段階でもっと考えて、しほつて出すべきではないかという先生の御意見ももちろん私どもは承らなさいたいわけでございますが、昨日安永先生から文部省はどういうことを考へてゐるんだという御質問に対して、私どもは現時点でこの程度のことを原案の原案と申しますか、考へてゐるということを上げたいわけでございます。もちろんこれが最終的に行なわれるということであれば、先生からのきつ

い御指摘についてはそれをそのまま御批判を受けなければいけないわけでございますけれども、そういうふうな昨日私がお示しいたしました原案については御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○松永忠二君　そうすると、この項目をしぼるということ、もう一つは、やむを得ない、みだりに、という判断の根拠をどうか表現するといふわけですね。そこはいいんでしよう、あとのところ、その判断の根拠。

○政府委員(西岡武夫君)　その点につきましては、人事院と御相談を申し上げる段階の中でいろいろ私ども考えていかなければいけない問題であるうと思っております。

○加瀬完君　きのうからそういう御答弁があるのではないかと、審議の前提条件をやかましく繰り返したわけですよ。教員の勤務の実態は週四十四時間制におさまらない状態でしよう。変形八時間と言ったって、当然これ超勤をせざるを得ないような状態になっているわけですね。だから、この現状の超勤をせざるを得ないような実態の勤務というものを、どう勤務条件を緩和するかどうかというのを先に考えなければならぬという実態になっている。そうならないとすれば、いままでは超勤をさせてはならないということでありましたから、表向き超勤という命令が出せなかつたのでこの程度におさまったということにもなる。それが今度は超勤をさせてもよろしいということになったらね、そうでなくても超勤をせざるを得ないような勤務の状態というものはもっと拡大するということになるでしょう。そういう状態にはならない、させないということ、人事院の総裁は原則としては超勤はさせないんだという御見解であつた。それと同じ考えに文部省が立つならば、松永委員の指摘するように、こういうやむを得ず命ずることもぎりぎりの線に固めなさいやらないはずだ。これがいままで超勤をやっていること、それから正規の勤務時間の中でやっていることを超勤に移していくという範囲が非常に多い。そこで、同じことを繰り返してもしかた

が多い。そこで、同じことを繰り返してもしかたがありせんから、私どもの指摘をするのは、命令権者が間違つてもこういうことは命令できないんだという歯どめをきちんとつけてもらいたいということなんですよ。

○政府委員(西岡武夫君)　第一点につきましては、先生の御指摘のとおりでございます。第二点の問題につきましては、私どもは先般もお答え申し上げましたとおり、十分教職員団体の意向が反映されるように、これを取り扱っていききたいと考えております。

○加瀬完君　反映されるようにということは、直接話し合いの場を持つて、話し合いをして結論を出すというふうな受け取つてよろしうございませぬ。

○政府委員(西岡武夫君)　お答えをいたします。もちろん直接教職員団体の意見を聞く場というものにはきちつと設ける考えでございます。○加瀬完君　人事院総裁に伺いますが、あなた

のきのうおっしゃつたような御見解には、これではなりませんね。協議をされた場合は、あなたは

どういふ御所見をこのままの協議をかけられたらおっしゃいますか。

○政府委員(佐藤達夫君)　先ほど申し上げましたような趣旨でございます。私どもはいまこれをなるべく見ないよう努力をしているわけでございます。これは先入観というものがやはりこわいのですから、何か字が書いてある。一度見ました。見ましたけれども、もう二度三度は、見たくてもやうがないけれども見ない。やはり先入観にとら

われるのがおそろしい。そこで、むしろここで各委員方が、さらにあらゆる面から御追及いただきたい、今後私どもは、今度は文部省に当たりにやならぬ立場にいるわけですから、その参考に一生懸命お聞き取りしているわけであります。それは見ないことにしてあります。

○加瀬完君　見ないでつこうです。私が申し上げますから聞いてください。

「教員に対し時間外勤務を命ずる場合(試案)」

1、児童または生徒の実習に関する業務

2、修学旅行、遠足、運動会、学芸会、文化祭等の学校行事に関する業務

3、学生の教育実習の指導に関する業務

4、教職員会議に関する業務

5、身体検査に関する業務

6、入学試験に関する業務

7、学校が計画し実施するクラブ活動に関する業務

8、学校図書館に関する業務

9、非常災害等やむを得ない場合に必要業務

○政府委員(佐藤達夫君)　その際の見解は、これから先十分、これは先ほど申し上げたとおりです。ここでの御議論も十分に聞き、それから文部省でこれからまた関係者の御意見も聞きながら、それから、それでよいまいやないんです。私どもに承られても、私どもが独断的にこれに結論を与えるつもりはありません。それから、さら

にまた私ども独自のいろいろの意見聴取をやつて、そのうちにはまた世論の反響というものも出てくるでしょう。これをじっくり聞き取つた上で、これは軽々しくこれだけの重大なものをここでいいとか、悪いとか申し上げる気は毛頭ありません。いまお読みになったこともいろいろあるな

という感じで受け取っております。

とは、これは違いますね。たとえば、あなたは原則として超勤をやらせない、しかも修学旅行等のような場合は特別手当の形で二本立てで考えていると、こういう御構想であつた。そのお考えとは、これはだいい違いますね。きのうおっしゃったことだから、違ひか違ひないか、それは世論を聞いてということじゃないでしよう。

○政府委員(佐藤達夫君)　それははっきり申し上げられます。これは昨晩の申し上げましたように、私どもは先生方の勤務は、時間計測にはなじまぬという鉄則を立てている。しかし、勤務の性格上、非常な御努力、非常な御苦勞をわずらわす勤務はあるわけですよ、時間にかかわらず。それらに対してこの原則どりの調整額だけで済ませ

ておけるかどうか、やはりそうもいきまいと、それはそれとして別途考えましようということを申し上げておりました。しかし、これもまだこれから御相談の問題で、われわれが独断的にきめようとするものではございません。この説明書に書いてあることは絶対に反対すると抗議文まで私どものところのいいたいでありますから、説明書に対する抗議をいただいちゃこれはうかつな乗り出せなくなるといふ気持ちは持つておりますが、これはもつと謙虚な態度で、いろいろの御要望も承

わつて、なるほどと思うものがあれば、この特殊勤務手当の形で持つていきたい。ですから、これとは全然別の問題ですから、はつきり申し上げられます。

○鈴木力君　関連して一つ。文部省に伺います。さつき西岡次官が申されました中に、過去に

おける教員に対するさまざまな行政のあり方に反省をしなければならぬ。これは今後反省をするというように聞こえて、どうも私はふに落ちないんです。関連だから一つだけ具体的に事実だけを指摘しますが、ある県で職員会議を午後五時からやつておるといふ実例がある。このことは私が

いま初めて指摘することじゃないんで、かつてこの文教委員会でもいつか指摘をしたことがある。文部省の見解としては、それは好ましいことでは

ないという、多分そういう御答弁もいただいたはずなんです。しかし、それから何年たつてもそのところにはそのような指導はされていないんです。そういう指導はされていない。まあ具体的にどこ県のどこかと言われれば、それ言つてもいいけれども、私はどこ県のどこかというのを言うのが目的じゃなくて、たとえばいま申し上げたように、何べんか指摘したにもかかわらず文部省の指導はなされていない。そういう学校側にとっては、あるいは学校長なり教育委員会にとっては、この法律はわが意を得たりということになるというよりは、それはつきりしているんですよ。だから少なくともそういう疑いがあるものをすべて整理をして、そうして、主体的ということばをきくらうという方があるから、主体的ということばは使わぬでもよろしいが、自主的ということばは文部省が使っているからそれでもよろしいですが、自主的なそういう法案の趣旨に合うような条件を整備して、初めてこの法律を出してくるというならまだわかるんです。法律を出して、そして現状でいまやっておるものをさらに拡大するやうなものを出してきて、そうしてわがほろを信頼してくださいという言い方では、これは説得はできない。だから私は、それに見合うやうな具体的な指導をどうしてやるのか。いま加瀬委員からなり、あるいは松永委員から指摘をされた現場の実態、あるいはそれぞれの法律との矛盾、人事院總裁の意見書と、それとの実態の矛盾というものがずっとここでもはつきりしたはずだ。これに対する対処をどうするかという具体的なものが出てこない、この法律の精神と実態とは生きてこないわけなんです。今後反省しますとかあるいはこれから何とかしなければいけませんとか、十分でないと思つているので努力をしますとかいうことは、養護教諭なり事務職員なり定数なりで何べん聞いたことかわからない。私が議員になつてから期間は短いけれども、それでも同じことばを何十回聞いたかわからない。しかしそれが条件

改善はほとんどできていないわけですから、○何ぼふえたから進歩しましたなんてうそぶいていような、そういう行政が続いている限り、この法律は法律の趣旨が生かされてこないわけですから繰り返して申し上げますけれども、先ほど以来はつきりしたやうな矛盾点を、いわば現場の実態をこの法律が適用できるやうな条件に切りかえる手だてが何かあるかということとを合わせて示さない、この法案の趣旨は生きてこないわけなんです。そこで、私はいま職員会議の例を一つ出した。した。午後五時からやつていっているところがある。それはあたりまえだと思つておる。命令をするわけですね。その根拠は何かというところ、この前も私の質問で指摘をいたしましたやうな職務命令というものは、法令の根拠がないでもやれるという文部省の指導がその根拠になつておる。しかしそれは好ましくないというところはつきりしているわけですから、それは具体的に取やめさせるという手だてをしてみ、それから職員会議を個々にやりますということならまだ話はわかる。何もやつてはいない。ごく最近私は調べてみたら依然としてやつておる。そういう現状がずっとあることだから、現状を法的に拡大をしてこれを合理化しようとする法律案にしか見えないうわけです。その具体的な手だてをどうするかもひとつ説明していただきたい。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。ただいま先生の御指摘の具体的な例があるといふたしますれば、直ちにこれは指導して取りやめさせる方向で具体的な処置を直ちにいたしますことをお約束いたします。

○安永英雄君 労働大臣お見えになりましたから、時間も限られておるやうでありますから、私から関連の形で質問をいたします。いままでのこの参議院の本案についての審議に、いままで加わつていられますから、私はもう少し丁寧に質問申し上げてみたいと思つておる。

二月の十三日に中央労働基準審議会、ここで一つの結論が出まして、あなたに次のやうな建議が行なわれております。それは「労働基準法が他の法律によつて安易にその適用が除外されるやうなことは適当でない、そのやうな場合においては、労働大臣は、本審議会の意向をきくやう努められたい。」

二番目に「文部大臣が人事院と協議して超過勤務を命じうる場合を定めるときは、命じうる職務の内容及びその限度について関係労働者の意向が反映されるやう適切な措置がとられるやう努められたい。」

これが二月十三日にあなたに出された建議であります。

そこであなたはそれを受けて、同じく二月の十三日に文部大臣に対して通知されております。「標記に關し、中央労働基準審議会から、別添のとおり建議があつたので、当該法律案を作成するに当たつては、その趣旨を十分に尊重されるやう要望する。」というこの要請が文部大臣に行なわれたわけでありまして。

この間、衆議院の文教委員会の審議の中でも、あなたはこの建議を受けて、文部大臣に対して申し入れもするし、閣議でこの趣旨に沿つて十分な意見を、実現するやうに発言をするという答弁が行なわれておるのであります。そこでその結果、閣議によりましてこの本法案が正式に決定され提案をされて、いま審議をされているわけでありまして。そこでこの建議に基づいて大臣が閣議でもがんなばられたでしよう。しかし結果としてはこの法案になつておる。したがつてこの法案の中でこの審議会なり労働大臣のこの意見といふものが、この法律案にどう生かされておるのか。全然意見としては取り上げられなかつたのか。取り上げられたとするならば、どここの個所にこの法案の中に取り上げられたとお考えになるのか、お伺いいたします。

○国務大臣(野原正勝君) まあ労働大臣の意向というが、中央労働基準審議会の建議の趣旨を文部大臣にお伝えいたしまして、そうして御検討いただきまして結果、第七条にはつきりと「教育職員の健

康と福祉を害することとならないやう勤務の実情について充分な配慮がされなければならぬ」というやうなことでうたつております。しかし具体的な問題につきましては、これはこれから定められるところであらうと、その趣旨を十分に考えていろいろな決定がなされるべきものであるというふうに考へております。

○安永英雄君 そうしますと第七条の中で初めの文部省の原案としては「教育職員の健康と福祉を害することとならないやう」「充分な配慮」というところが、あなたの建議を受けての意見で、「勤務の実情について」という項目が入つたというふうにいま説明になつたやうに私は受け取ります。が、そうですか。

○国務大臣(野原正勝君) そういうふうに考へております。

○安永英雄君 このわずかな文言を入れて、そしてこれが中基審の意見、いわゆる労働者の立場をうたつていゝ貴重な、労働者の憲法とも言われる労働基準法、その中の三十六条、三十七条が他の法律で、ここにも書いてあるやうに、ゆえなく、私から言へばゆえなく適用除外をされるというやうな重要なこの法律案に対してわずかな「勤務の実情について」ということが入つたとして、労働大臣としてはこれで事足りると思ひますか。

○国務大臣(野原正勝君) 第七条の規定は、ただ大きく見た際において、健康と福祉を害することのないやう勤務の実情について充分な配慮がなされるということを求めたものと思ひますが、しかし、労働基準審議会の建議によりますと、これは法律でそういう問題を一一規定するかいなかつたということは触れていないわけでございます。それは建議の「2」にありますやうに、「文部大臣が人事院と協議して超過勤務を命じうる場合を定めるときは、命じうる職務の内容及びその限度について関係労働者の意向が反映されるやう適切な措置がとられるやう努められたい。」というところでございまして、こうした職務の内容及びその限度、また関係労働者の意向が反映されるやうに適切な

措置をとる、そのことをうたつたものでありまして、おそれその内容等につきましては、文部省において十分御検討いただいて、そしてこのことについては、やはり労働基準審議会の御意見を尊重された形でそれができたものであればこれを承認するということになるかと思ひます。

○安永英雄君 いま来られたからおわかりにならないと思ひますけれども、そういう立場でいま文部省としてはこれは最終案とは言わなければいけません、一項から九項目、これがあなたが一番心配されておる問題が具体的にでてきたものであります。この点について御見解を承りたい。

○国務大臣(野原正勝君) 審議会の建議は全会一致でまゝめられたものと伺つております。その第二項では「関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい。」ということでございます。文部省は時間外勤務を命ずる場合についての一応の試案を出してあるわけでございますが、これにつきましては建議の趣旨を十分尊重して関係労働者の意向を十分に反映せると申しておりますので、私としては、その経過を見守つてまいりたいというふうに考えております。

○安永英雄君 経過を見守つておりますけれども、この法律案ができてしまえば話にならないんです。だから、私は質問をしてあるわけですが、まあいま文部省としては関係団体と対等の立場で三十六条の精神に基づいて話し合いをしているということとを表明された。それを受けてそれでいいじゃないかという立場を労働大臣はとられたと思ひます。聞かれてなかつたけれども、そうだろうと思ひます。しかし、私は別個の問題として、労働者としての立場を私は聞いてあるわけで、この九項目といふのは、これは学校の先生方、先ほどから議論をしてありますけれども、質問をしていますけれども、これは現在の現行法における三十六条、三十七条が適用される教員だつてびた一文超勤制度に基づく超勤手当をもらつていない。そして非常に時間外勤務が多い、計数的にいっても、現実には

これはもうどうしていきなり、こういう文部省自身も調査をして、現実に超過勤務があるといふこの実態の把握をして、そういう中で一から九まで、こういった仕事に命令できるということになれば、あなたはこれでよろしいと思はれるかどうかといふことであつて、これをあなたがこれだけつこうだと言へば三十六条、三十七条を削除して、教育労働者にはこれを抹殺して、そしてこの法律によつていまから超勤の問題が解決されていくわけでありまして、それで労働大臣としてはけつこうかといふ私は質問をしているわけでありまして。この点は先ほど次官のほうから聞いて

いますから、その意思を汲み上げていくという問題については、まだ文部省としての意見はすいぶんたくさんありますが、労働省としてはこのことについてどう思ふかという点をお聞きしているわけなんです。これは時間がありませんから、関連ですからお聞きしますが、中基審の立場は何回聞きましても、これについては静観をしている、どういふ方法、仕事の範囲を示すのか、それがわからぬ限り、私どもとしては運用の面で信用するとかそういうこと以外にありません。しかし、この国会の審議を見守りたい、副会長のときは監視したいといふことをわざわざ使われたわけなんです。しかし、こんなふうに現実に出てきた場合には、中基審は当然その問題について審議をしなければならぬと思ひますが、あわせて労働大臣としてこれを中基審に諮問する考え方はないのか、この点をお伺いします。

○国務大臣(野原正勝君) 文部省から何か時間外勤務に対する試案が出ていたといふことでありますが、試案の内容はよく拝見しておりますが、しかし関係労働者の意向を十分に反映させるということをお申しておりますので、その関係労働者の意向を十分反映させるといふ点で、しかも私どもは無制限な時間外勤務といふふうなものがあつてはならないといふふうに考えておりますので、おそれ十分その辺を配慮してこの意見がまゝめられるものといふふうに考えておりますが、ただいま

この御質問については今後も十分ひとつ文部省の態度を厳正に見守つてまいりたいと思ひます。

○安永英雄君 とにかく、どんなふうにも厳正に見守つていくのか、私はああと云つておる間に衆議院ではこれは強行採決でこつちへ回つてきた。とにかく審議の期日はない。ここで労働大臣がこの建議を受けて閣議に乗り込んだときのような気持ちと一緒に、こういう具体的な問題についてはこゝでおこななければ労働大臣いふおこるのです。また中基審の問題について聞きますが、どうなんですか、諮問する考えがありますかどうか、直ちに。

○国務大臣(野原正勝君) 中基審をいま直ちに開く考えはございません。

○安永英雄君 ないですか。なぜですか。

○国務大臣(野原正勝君) 中基審からはすでに建議が出ております。私どもは建議を尊重して、そのことをとくと文部大臣に伝えて、文部大臣もそれを十分尊重してこたえるというこゝとなつておりますので、おそれ中基審の建議は十分に反映してあるといふふうに考えております。

○安永英雄君 それはあなたの越権ですよ。中基審の意向を十分反映されておるなんていうことあなたの方から聞こうとは思ひません。反映されてないか、いふか、その点について具体的に出来たから中基審にも一回はかるべきではないかということをお伺いするのです。

○国務大臣(野原正勝君) 文部省から出ました「時間外勤務を命ずる場合」といふのは単なる試案でございます。試案であつて何もこれは決定的なものではないのでありまして、これを十分にこの法律に基づいて適正なるやいなやといふのはこれから御検討願へばよろしいのであつて、このために特に中基審を開いてこれを検討するといふ必要はないと思ひます。

○安永英雄君 これは中基審の会長のことばがはつきり、衆議院の議事録見てごらんさい、これが人事院の意見書が出たときにそれを受けて建

議が行なわれておるわけで、したがつてこのとき法律案としてこれが出てきた場合にはその間見守つておいて、そして中基審としては将来にかくこれが終わつたあとにまで静観をしていくんだという考え方が一部言われたけれども、これは静観といふのは労働大臣だけであつて、中基審のほうはこういう具体的なものが出てくれば当然審議をしなきゃならぬという雰囲気にあるといふことは、あの当時の答弁からいって私は察することが出来るわけなんです。そういうことを踏まえて言つて

いるわけなんです。しかし労働大臣は諮問しないといふことであつた別の意味で私は聞きたいと思ひます。しかしこの点はそこを基準局長がおりますから、基準局長からひとつ意見を承りたい。あなたは二月十五日、この日に文部省の初中局長とあなたとこゝで約束をされておる。第六十五回国会に提案される国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案に関しまして、文部省と労働省は左記のとおり了解し、文部省はその趣旨の実現につとめるものとするといふことと、一は文部省は教育職員の勤務ができるだけ正規の勤務時間内に行なわれるように配置すること。二番目は文部大臣が人事院と協議して時間外勤務を命ずる場合を定めたときは命じ得る職務についてやむを得ないものに限ること。なお、この場合において関係教育職員の意向を反映すること等により勤務の実情について十分配慮するといふ約束が取りかわされておりますね。そこで具体的にこの九項目が出ておりますが、これは大臣答弁しやなくて、局長としてこれについて

この中で正規の勤務時間に行なわれるように配慮されておるかどうか、やむを得ないものに限るといふが、これはやむを得ないものかどうか、おそれ文部省の局長はそう言ひましようが、基準局長はどう思ひか、この点お答え願ひたい。

○政府委員(岡部實夫君) ただいま御指摘の文部省と事務的に私どもは今後この問題の運営について労働省あるいは中基審の意向を踏まえての労働省の立場を十分尊重して実施していただくという

趣旨でこの了解事項を約束したわけでございます。そこでこの趣旨は超過勤務はあくまでやむを得ない場合に例外的に行なうという趣旨を貫いてもらいたいという趣旨でございます。そこでいま御指摘の具体的な試案につきましては逐一これが真にやむを得ないものかどうかの判断をここでにわかにくだすことも適當でないと思われませんが、これを人事院と協議する過程におきまして、私どもとしてはいま申しました約束が十分果たされるという方向で、私ども今後さらに事務的に人事院にも文部省にもその実施を強く要請してまいら、こういうことです。

○安永英雄君 それではおそいというのです。そんなのんびりしたことじゃなくて、文部省だつてこの一応の考え方をなさなければこの審議ができませんのです。できないから出したのです。私はそう思う、明らかにこれは。あなたは局長でしよう。局長と局長で実際こまかいことについて取りかわしをしているのです。だからこれを出すときには、あなたのほうもこれについて局長は少なくとも一項目一項目について検討をして、そしてこの約束ごとに行っているかどうか、これはあなたとはあとからよく検討して出さしやうとか、人事院と打ち合わせの段階で意見は双方に言いましやうとか、そういう立場のものではない。あなたはこれの中に入っているのだよ、話の中に。大臣はいまさっきの答弁で、私は中基審は開きませんと、それまでだけれども、局長は許されないので。もう局長ははつきりこれについて見解を、時間が要れば必ず局長があるからもう少し内部について聞きなさい。そうしないと審議進まない。中基審はここにいらない。労働大臣はそういうふうにして言う。少なくともあなたはこの問題については相手方があるのだから、この内容をよく言つて、この申し合わせ事項どおりにいっているのかどうか、局長時点における回答をしなれば審議は進みませんよ。別室でもおやりなさいよ。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の点はよくわか

ります。私も強弁するつもりではございませんが、審議会の建議はこの基準を定める場合に関係労働者の意向が反映されるということとを建議しております。そこで私どものほうも具体的にこの基準を定める場合にはやむを得ないものに限り、このことを事務的には一歩進めると同時に、関係労働者の意向を反映させるということにいたしておるわけでございます。そこでこの試案はいま試案という形で出されておりますが、具体的にこれは法律の系統に基づきまして、法律の施行の段階において人事院と正式に協議して、そしてきめられる、こういうことにならうと思っております。その段階において十分私どもの意向が反映されるということをお願いしておくと、このことで手続的にはいいのではないかと考えております。

○安永英雄君 それでは労働大臣も基準局長も要するに労働省の立場としては中基審の意見、非常に貴重な二つの項目の意見があるけれども、それをひきつけてとにかく試案作成の段階では努力をした。そしていまみたいな形で勤務のこの実情についてという十字ばかりの字句が入り、非常に抽象的なものであったけれども入った。これで満足で、あとは言っただけの話で、あとはとにかく文部省と人事院と、こういつたところでおきめになるだろう、あとは静かに見ております。こういう立場でありますから私はそれを許せないとはいえませんが、関連のあれで、私の質問時間のときには本格的に質問しますから、どうかいま言つたこれについての態度、あるいは中基審のこれをめぐつての論議、これを早急にやるかどうか、はつきり態度をきめておいていただきたいと思います。

○加瀬完君 労働省はこの教団法に限っては政府できまつたことだからその内容について労働基準法的な立場で抗議をしないという打ち合わせができていますと巷間伝えられておりますが、そういうことはございませんか。

○政府委員(岡部實夫君) そういうことはございません。

○加瀬完君 それならいま安永委員の指摘した教

員に対し時間外勤務を命ずる場合という、この九つの条項、これをこらんといたしておるようでございます。その中で、専門家でございましてから、これを見ましてこれはけしからぬという御見解があるうかと思つたので、ひとつ賛成のこともあつてございまして、そこでお述べください。

○政府委員(岡部實夫君) 私もこれを試案として文部省がこの委員会に提出される前に私は見ておりましたので、昨日拝見いたしました。具体的にまだ見解をというところにならないかもしれませんが、全体的印象といたしましては項目が相当多過ぎるようには思ひます。ただ、私どもは基準法のたてまえと具体的に教職員の職務の中身について私どもが特別に責任をもつてスクリーニングする立場にございせん。したがしまして、責任をもつてここで一々仕事を現実に行なわれる課程において私どもと文部省と話を付けておきます。この精神が生かされるかどうかということとの関連でしか私ども考えられませんが、この個々の項目について適正かどうかということと労働省の基準局長の責任においてスクリーニングすることはいま直ちにここでは無理かと思ひます。

○加瀬完君 しかし、労働省としては労働基準法が守られるかそこなわれるかということについては大きな責任もあるし、御見解もなければならぬと思ひます。それでこの九項目について労働基準法上、先ほども御説明がございましたが、現状において教職員は労働過重で超過勤務をせざるを得ないようになっている。その上に加えて無制限に超過勤務の命令を出し得ると、出し得る範囲はこうだということでございます。そうなつてまいりますと、他の一般公務員と比べても非常に勤務条件のアンバランスが出るわけですね。あるいは労働基準法の内容からいっても、健康も福祉もさっぱり顧みられないという問題も生じてまいりますね、そういうことが懸念されませんか。

○政府委員(岡部實夫君) 実は中基審のときにも具体的に職務の内容についてどうするかという議論も出たわけですね。その場合に、やはり最終的に

その職務の中身を一つ取り上げて審議することはできない。そこでその場合には関係労働者の意向が反映される形でその基準がつくられるということとを私どもの立場から十分文部省に申し入れると、これが限度ではないかということになつたわけでございます。これは審議会の経緯でございます。私どもも実はちよつと非常な無責任な発言でございますが、少し多過ぎるような感じがすると申しましたのは、この覚え書きによりましてできるだけ私どもの立場からは超過勤務を命じ得る職務の中身をおそらく相当制限されるだろうと、それからそういう命じ得る場合のたとえば時間も実質的には非常に短くされるというか、制限されるであろうという、中身と時間と、要するにやり方の問題を含めて非常に限られた範囲でどうしてやむを得ない場合にとにかく具体的に確保できるかどうかということが非常に問題であると思ひます。その点をあわせてこれが具体的にどうされるかということとを私どもとしては非常に関心を持つわけでございます。現実にはこの項目につきまして、この項目と同時にやり方の問題も一様にかまらるわけでございます。非常にそういう角度から今後十分関心を持つていきたい、こういうことでございます。

○加瀬完君 それではせっかく労働大臣おいでもございましてから労働大臣に御見解を承りたいと思ひますが、繰り返して恐縮ですが、文部省のほうでこういう点はお認めになりました。小学校の一週間の平均の勤務時間三十一・五時間、その他の勤務を入れますと五十時間をこえる、こういう者が大勢いる。そうしてそういう先生方に対しては問題になつてくるという職務命令が出し得るというところになるわけですね。で、この職務命令にはいま局長もおっしゃる通りに、範囲の制限も時間の制限も現在においてはございせん。そういう形で報酬の対象の支払いのない超過勤務が命ぜられるということとをどうお考えになりますか。御判断をなさいますか。好ましいこととお考えになりますか。これは労働省として腰を入れてひと

つ管掌しなければならぬことだとはお考えになりませんか。

○国務大臣(野原正勝君) 無制限に超過勤務があるということは決して好ましいことではないと思ひますが、もとよりこれは労働基準法の中でいふことは、いささか教職員の方には事情も違つておりますので、人事院がいろいろ御苦勞されたやうであります。積極的に基準法適用除外などということをお考えたわけではございませんので、まあ学校の教職員の場合やむを得ないのではないかとこのこと、ある程度賛成というか、承認をすることにしようというわけでありまして、積極的にいまの行政面に対する対策というのは労働省自身が考えたわけではないのでございまして、学校の先生方に対する一つの特別な対策ではないだらうかというふうに考へております。

○加瀬完君 特別な対策といつたつてお金が一つも出ないでしよう。四％は出ますが、あとは無制限で勤務をさせられます、特別な待遇はお断わりしますということになりませんか。もう一度申し上げます。五十時間以上一週間の勤務時間あるんです。その上に何も歯どめのない超過勤務を反対給付のない形で命ぜられるわけですね。これも学校の先生でありますからしかたがございませんというのには、なぜ学校の先生はしかたがないということになるのですか。私は、労働基準法というものを遵守している労働大臣として、労働基準法の見解でこういう過重労働、過重勤務をどう御判断なさいますかと伺つてゐるのです。なぜ学校の先生五十時間やつて、あと十時間も十五時間も勤務しなければならぬ理由があるのですか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(野原正勝君) 私は、一般の勤勞者以上に無制限な勤務をしろよというものであつてはならないというふうに考へておりますから、もとがそういう御指摘のような五十一時間以上も勤務を願つてゐるというのであればこれはたいへんなことであると思ひます。したがつて、超過勤務の問題については相當の歯どめをしなければ

いけないというのを感じます。ただ、現在の御指摘になりました学校の先生方の勤務の姿というのは、ほかの一般の工場労働者なんかと違ひますので、おそらくその時間といつてもなかなか他と比較するのはむづかしい問題であらうというふうに考へますので、その点は事情が多少違つてゐるであらうと思ひますが、いずれにせよ、そうした歯どめなしに過重な超過勤務をお願いするといふことは、これは考へるものだといふふうに考へております。

○加瀬完君 局長でもけつこうです。地方公務員について超過勤務はどういうふうにきめられておりますか。

○政府委員(岡部實夫君) 一般の地方公務員につきましては基準法の規定の適用を受けることになりませんが、したがつていましてその超過勤務に關する基準法の規定を適用して、ただし人事委員会がその監督に當たるといふことでございまして、諸規定の実施は人事委員会が責任をもつて當たつてゐる、こういうことになっております。

○加瀬完君 それでは人事院に伺ひますが、地公法の五十八条の三項をどうお受け取りになつておりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもは国家公務員のほうの所管でございまして、地方公務員のほうについては權威ある意見を申し上げるべき立場にございせん。

○加瀬完君 どういう御見解をお持ちですかというのです。責任があるかないか聞いてゐるのじやない。それがわからなくては国家公務員のほうもわからぬということになりませんか。文部省でもけつこうです。労働大臣でもけつこうです。私の伺つてゐるのは、結局超過勤務の關係がどういふふうにきめられておるかということを知つてゐるのです。

○政府委員(荒井勇君) 地方公務員法の第五十八條の第三項で地方公務員の超過勤務についてどのように制度づけられておるかということをお尋ねでございしましたが、この第三項におきましては、

労働基準法のうちの一定の条項の適用除外というものを書いてあります。ただし現在のこの五十八條第三項の規定の中には労働時間、休日、あるいはその定められた所定の労働時間、休日の時間外勤務といふことについての關係規定の適用除外はされておられません。

ただ、その次に五十八條第四項といふところで、労働基準法とこれに基く「命令の規定中前項の規定により職員」地方公務員に關して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に關する労働基準監督機關の職權は、地方公共団体の行方労働基準法第八條第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員の場合を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行ふものとする。という趣旨のことが定められてゐるわけでございます。

○加瀬完君 そうするとこの三十六條は適用されることになりませんか。この前の初中局長の説明では、三十七條がなくなれば三十六條も自動的に無効になるやうな御説明が衆議院でなされたやうに承つておりますが、三十六條は生きてゐるでしよう。

○政府委員(荒井勇君) これは労働基準法の第四章の規定の解釈の問題にならうかと思ひます。で、労働基準法では、その三十二條、三十五條あるいは四十條といふやうな条項におきまして労働時間、休日の定めをしてありますが、諸種の理由から所定の労働時間を延長し、あるいは休日において勤務をさせなければならぬ場合も生ずるわけでございます。このやうな例外の場合の措置の定め方については、理論的に考へますと大別して二通りあるといふふうに考へられるわけで、その一つは硬式の時間制といひますが、非常にハードな形でその法律自身で時間外勤務が命じ得る場合を法定するといひますが、たとえば災害等避けることのできな業務の必要といふやうな法定された事由がある場合にのみ、そういう場合に於いては時間外勤務を認めるといふやうなそういう方式

が第一でございます。

第二の方式としては、それに対して軟式労働時間制といひますが、ソフトな形の時間外労働のきめ方のやり方でございまして、そういう場合割り増し賃金の支給は条件としますけれども、法律で時間外勤務をさせ得る要件といふものは何も書いてないといふやうな形で、その事由のいかんを問はずとにかく時間外労働は命じ得る、それでそれに対しては過半数の労働者の代表の同意を条件とするといふやうな仕組みでございまして。

ところでこの労働基準法の第三十三條の規定を見ますと、これはそういうハードな形の労働時間制の考へ方に準拠して設けられた法律規定であるといふふうに解されるわけでございます。その第一項を見ますと「災害その他避けることのできな事由によつて、臨時の必要がある場合において」といふやうに、その時間外勤務を命ずる場合はかくのごとき場合だといふ要件を法定してあるわけでございます。で、このやうな場合、その「避けることのできな事由によつて、臨時の必要がある」といふことですから、ソフトな形の場合のやうな、事由のいかんを問はず命ずるのではないといふことでもありませんし……。

○加瀬完君 あとは質問しますからこまでいい。

○政府委員(荒井勇君) その場合に労働者の代表の同意を条件とするといふのは適當でないといふ第三十三條第一項は考へまして、そこは「行政官庁の許可を受けて」といふことを定めておるわけでございますが、第三十三條第二項の場合には……。

○加瀬完君 聞いていないこと言わなくてもいいんだ。あとで聞きますから。そここのところ聞いていないんだから……。

現行法では教員の超勤が適用されない理由はありません。

○政府委員(荒井勇君) 教員の超勤が適用されないわけはないと仰せられましたのはそのとおりでございます。超過勤務は命じ得るわけでございます。

○加瀬完君 教特法でいま御説明になりました十三条の三項の十六号を十二号に読みかえていますね。これは基準監督局長に伺いたいのですが、読みかええんかによつて労基法の大切な点をこわすというやり方を、法体系なり法運営の上から、好ましいことだとお感じになりますか。労基法の基本的な姿勢としてきめられている内容を、三十三条の三項の十六号を十二号に読みかえることによつて抹殺しているのですね。こういうやり方をあなたはお認めになりますか。お認めになるとすれば、労基法の根本的な観念を破壊するような読みかえというふうなことを許したら、法律の存在がありますか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の点は、立法技術として好ましいかどうかという点がございまして、しよが、これにつきましては、私どもは、法律を政府といたしまして提出するときに、文部省ともいろいろ話をいたしました。これは、一つは実体的にまずどうするかということが前提にございまして、それをどう法律として書くかということになってまいったときに、現在、実は基準法の規定が地方公務員に適用されるしかたが、地方公務員法の五十八条の規定に基づいている。しかも、適用される規定の実施権限は、あけて人事委員会に属しているというようなことがございますので、基準法の立場からいいますと、実は非常に原則的な適用のされ方がされている。そこで今回の場合にも、変則的というのはおかしいのですが、そういう規定の根拠が五十八条にございますので、五十八条の中の修正ということにいたしましたわけでございますので、立法技術的には、あるいはすつきりしないという御批判はあろうかと思えますが、いままでの規定の立て方、それを法律的にいじるといふ形にいたしましたものでございますので、いま提出したような形に相なったわけでございします。

○加瀬完君 教養法ができて、三十六条はそのまま残りますね。

○政府委員(岡部實夫君) 三十六条は、はずして

○加瀬完君 初中局長は、はずしたという御見解
じやないですか。この前、そういうことをおつ
しゃつていませんか。

○政府委員(宮地茂君) 三十六条は、形式論としては削られておりませんが残りますが、労基法の三十三条三項職員のようになりますので、したがいまして、三十六条は現実の問題として適用の余地がなくなる。実質的には三十六条は動かないであらう。しかし法律論として、形式論としては三十六条ははずれてはいないと思います。そういう趣旨のことを衆議院のときに、私その後速記録を見ていないのですが、あるいはこのことが十分でなかったんじゃないかという反省はいたしておりますが、一応いま申したように考えております。

○加瀬完君 十分でなかったんじゃないくて、間違っている。三六協定の相手方は町村だと、文部省はいままで御見解をお出しですね。これは間違ひありませんね。

○政府委員(宮地茂君) 三六協定の労働者に対する相手方として、文部省が特に市町村だといったような具体的な指導は、特にはしていないようにすけれども、市町村であり、現実には当該事業所でございますので、学校長というふうに理解されたいと思いますけれども、先生がお尋ねのように、特に指導しているという過去の、今日までの経緯はないようにございます。

○加瀬完君　ここは大事なところですからね。これから協定を結んでいく上は、相手が不明確では臨めませんからね。市町村ですか。校長ですか。校長にそんな権限がありますか。あるとすればその根拠。

○政府委員(宮地茂君) 三十六条は、事業所ごとに「当該事業場に云々」という規定がございますので、校長に特に権限があるかないかという問題はございますけれども、その勤務時間等につきまして、勤務条件につきまして、当該事業所といえは一応、学校長に、超勤命令を出す場合に学校長として出せますから、事業場という場合の長は校長

である。いうふうに、まあその権限關係の委任と申しましようか、そういうたようなことを前提として、すなおに解釈すれば、校長と解釈してよいのではないかという解釈でございます。

○加瀬完君　そうすると、校長と職員の間でいま御指摘のような内容のものを取りきめても、一向さしつかえない、こういうことになりますね。

○政府委員(宮地茂君) 労基法の十条には「この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。」という規定がございますが、それとの関連におきまして「当該事業場に云々」という規定になっておると思います。一応、私どもは以上のように解しておりますが、公的な見解としまして、所管庁が労働基準法は労働省でございますので、基準局のほうから公的な解釈をお聞きいただきたいと思います。

○加瀬完君 いや、これは行政の指導監督の官庁は文部省ですから、文部省にはつきりまず伺います。校長と労働協約をそれぞれの職場が結んでもよろしいのですね。この超過勤務などの点についても、校長と職員の間で結べば、それは有効ですね。そういうことでしよう、いまの説明は、都合の悪いところだけだと言わないでくださいよ。

○政府委員(宮地茂君) 三六協定に關しましては、そのとおりだと思います。ただ先生、もちろん現時点においてのお尋ねだと思いますが、先ほど申しましたように、この法律が施行されますと、實際問題としては、三六協定の三十六条は適用の余地がなくなると考えます。

○加瀬完君　三十六条は生きておりますと、労働省もお答えになつたでしょう。生きてゐるものが適用できないと言う。どういふことですか、それは。適用できないと解釈しているのはあなたの方うだけだ。生きてゐるものは適用できる。当然じゃないですか。

○政府委員(宮地茂君)　ちよつとこの法律、いま

御審議いだいております法律が可決成立しました後と、それまでの現時点との間では、相違があるかと思ひます。したがひまして、この法律がまだ可決になっておりませんから、現時点におきましては、三十六条の三六協定では、先ほど申したとおりで、先生のおっしゃいますとおりでございます。ところが、この法律が公布施行されますと、先ほど申しました地方の先生は、いま三十三条の三項職員には現時点ではなっておりません。しかし、法律が公布されますと、勞基法の三十三條三項職員、一般の地方公務員と同じような扱いになりますから、したがひまして公布施行後は三十六條は削つてはおりませんから、形式的には生きておりますが、實際問題としては適用の余地がなくなる、そのように考へておるわけでございます。

○加瀬完君 三十三条の三項十二号には教員がはつきりきめられておるでしょう。そうですね。それを今度、この十二号を十六号に読みかえようというのでしょうか。十二号をはずそうというのでしょうか。はずすことは好ましいことではない、こういう御見解は出されておりますね、労働省から。実際には地方の教職員は、地方教育行政法によると、四十二条で勤務条件は都道府県の条例の分もありますね。それから、いま言つたように、三六協定ということになりますと市町村の分も出てまいりますね。この点が非常にあいまいなんです、よね。もとの議論に帰つて恐縮ですけれども、筋としては超勤は命ずることもできれば、超勤も支払わなければならぬこともなつてゐる。それをこさらにはずして、もつて回つてやりますから、こちらにいろいろ矛盾ができるということになるわけです。法体系から言えばめちやくちやです。政府のやり方はね、教特法というような政策を先にきめて、法律をこれにあてはめるようなやり方をするから、法体系から言えば矛盾だらけということになる。労働基準法というものを尊重されたやり方ということにはどうしたつて受取れない。意見がましくなりますが、私どもは

その判断をしてゐるわけです。教育職員としての勤務条件を守る事項というものをみんな削られてきてゐるじやないですか。労働基準法なら勤務条件をだんだんだん守つていく事項というのが深まるはずでありますのに、逆です。こういう勤務条件を改善することが一つのねらいだといふならば、教職法というものは勤務条件を守るいろいろな法律には非常にうらはな形で出てゐる。それで教育職員を優遇するとか、地位の向上とか、いろいろのことを言つたつて、それはうなずけません。しかし、それは議論がましくなりすから、先へ進みます。

そこで具体的に教職法の第七條で説明を求めますけれども、ここで言う両者の協議できめられたものは、教育職員の正規外の勤務の最大限をきめたものと思ふ。すなわち労働基準法による労働条件としては最低のものだと、こういう受け取り方をしてよろしいですね。文部省。

○政府委員(宮地茂君) 大体そのとおりだと思ひます。

○加瀬完君 どうも大体ということがちよつと困るんですよ。都合が悪くなると、大体のほうが変わつてくるといけませんから。そうですか、そうではありませんか。

○政府委員(宮地茂君) そのとおりだと思ひます。

○加瀬完君 文部省が教育関係法規をつくる基本原則としては、法律主義、民主主義、地方分権主義、一般法規よりの分離独立主義、教育の自主尊重主義、こういうものが基本だと言われておりますが、これはこのまま認めてよろしうございませぬ。

○政府委員(宮地茂君) よろしいと思ひます。

○加瀬完君 地方分権主義というのは、大きな一つの柱であると考えてよろしいですね。

○政府委員(宮地茂君) そのとおりと思ひます。

○加瀬完君 そうすると、第七條の「国立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間をこえて勤務させる場合は、文部大臣が人事院と協議し

て定める場合に限るものとする。この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について充分な配慮がされなければならぬ。」というところは、地方教育職員においては、都道府県の教委なり、あるいは対象によつては市町村教委なりと交渉してとりきめる内容ということになりますか。

○政府委員(宮地茂君) その点は、第七條は国立関係でございまして、公立につきましては第十一條で「国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として条例で定める場合に限るものとする。」というふうに出ておりますので、人事院と協議して定めたもの、これはおそれる文部大臣告示で形式的に出すようになるうかと思ひますが、そうして出されたもの、それを、その例を「基準として条例で定めた場合に限る。」文字どおりこのようになります。

○加瀬完君 基準はよくわかりました。しかし、その基準が有効ではなくて、基準に基づいてつくられたものが有効ということになりましよう。そうすると、その基準は最低ということならば、それより教育職員に有利な条件でそれぞれの教委と、あるいは人事委員会と取り結ぶことはけつこうなことですね。

○政府委員(宮地茂君) 文部大臣が、例をとれば、先ほど政務次官が出された九項目でございしますが、九項目はまだ試案でございまして、これが何項目になりますか、とにかく最終的に決定される。それがまあ四つとか、五つとか、あるいは九つかになります。それが要するに例でございしますが、それを基準として定めるといふことでございまして、そのとおりで必ずしもなくてもよい。そのためには先生がいまおっしゃいますように、見方によつては少なくなることが教師に有利だという解釈にすれば、先生のおっしゃいましたような有利ということになりましようが、要するに私どもはその例が、法律が要求しているのは、文部大臣が定めた例、それはともかく基準として

というところで、若干の幅はあると、それは

地方での自主的におやりになることである。しかし、あくまでその例とあまり違つたものでは基準にしたということにならないのではなかつたかと思ひますが、ともかく幅はあると思つております。

○加瀬完君 地方は気候風土も違へば、経済的条件、社会的条件全部違つてすよ。したがつて、健康と福祉を配慮しなければならぬということになれば、地域によつて若干の健康の考え方、福祉の増進のしかたというものは変わつてきて、いわゆるまたより健康であり、より福祉的に進めることにブレーキをかける必要はない。だからこれは法律に基づいて人事院と文部省の間にきめられる協議事項は一番の下限だと、それより上回ればいいというところになっていいじやないですか。なぜならば、条例をつくる権限は文部省にはないわけですね。茨城県なら茨城県、神奈川県なら神奈川県にあるわけですね。また千葉県がどういふ条例をつくるうが、この趣旨が生かされればけつこうな話じやないですか。それを何か持つて回つたように基準、基準と、そういう一律性を押しつけることは地方分権を尊重するといふことになりません。趣旨が生かされるならばいいじやないですか。これは政務次官のほうの話がわかると思ひますから、ひとつ政務次官に聞きます。

○政府委員(西岡武夫君) お答えします。

ただいま初中局長から御答弁申し上げましたように、私どもは国の基準に基づいて、まあそれに近い線で地方の条例で定められるといふことを期待してゐると申します。そういう意味で申し上げたわけでございます。もちろんそれぞれの地方の実態に合わせて、それぞれの条例で定められるといふことは、若干の幅があるといふことは私どもも考えているところでございます。

○加瀬完君 昨日から教員の特長性といふことが問題にされておりますので人事院に伺ひますが、その特長性を生かして直接教育に当たる者は校長だとお考えになりますか。一般の教師だとお考えになりますか、教諭と言つてもいい。直接子供や学科を担当する教師が教育の主役だとお考えにな

りますか。それを管理、監督をする校長だとお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) あまりやさしいお尋ねなので、ちよつと気味が悪くなりました。すけれども、私どもがすなわち考えておりますところは、直接生徒、児童におあたりになる大きな責任は、これは教諭の方々、しかしそれらの一種の組織の中核としてお世話をする、あるいは事務全体を指揮されるというのが校長さん。これらの組織が一体になつて今度は教育全体の向上に努力をされると、そういう仕組みであらうと思ひます。

○加瀬完君 前段の御説明の、教師が教育を行なう主役であるとするれば、現状の給与体系はこの教師が尊重されておるようになつてきておりますか。どう御判断なさいますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これをもつて理想の水準であるとは考えておりません。少しでもよく向上する方向へ水準を上げていきたい。今回の案もそれに連なるわけでございます。

○加瀬完君 もう一度おそれ入りますがお答えいただけません。大事な点ですから、お考えを重ねて承ります。

○政府委員(佐藤達夫君) とにかく先生のお仕事の重要さといふことに比べて、現在の給与水準は満足すべきものであるかどうかという、そういうお尋ねだと思つてお答えすればいいんじやありませんか。それでよろしうございませう。

○加瀬完君 校長よりは、比較をした場合、むしろ教師が教育の主体だとすれば、現在の給与体系はこの教師を主体に生かされておらないではないかと。私のこれは意見になりますけれども、総裁はどうお考えになりますか。このお考えを聞かせていたいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) わかりました。校長と教員の方々とを比べた場合のお話でございませぬ。

○加瀬完君 はい。

○政府委員(佐藤達夫君) これはもう、それぞれ

職務の責任が違つて、それぞれ重要な仕事をするつていらつしやるわけですから、大体いまの制度のたてまえというところで、これはよろしくはないかと思つております。しかし、これについて御批判があれば、われわれまた大いに反省して、制度は制度として改めてまいりたいという気持ちでおります。

○加瀬完君 よそを比較するのは当を得ないかもしれませんが、大学あるいは旧制の専門学校というものであれば教授というものがその教育の主体として扱われておつたわけですね。これは高等学校でも小・中学校でも同じだと思ふんですね。生徒、児童を直接担任する者が教科を担当している者が教育の主体。しかし、その主体は教育の主体としての尊敬を払われ、待遇を与えられているという形に高等学校や義務制はなりませんよ。なつていまして私は思うのです。そこで私が伺いたいのは、あなた方は昨日から教師の創造性、自発性を尊重するということをおつしやつておる。創造性、自発性を尊重することで教師全体を引き上げるのだとおつしやつておる。それなら特別手当にしろ待遇全体にしろ、一番子供に影響のある担任の教師というものの給与をどう上げるかというのを考えなければおかしではないか。そういう配慮を今度の教特法が扱われておつたかというのを問題にしているわけですね。なぜならば、あとで伺いますが、校長に対してはよく理解に苦しむ増俸をつけております。教頭の取り扱ひも何かなければだすつきりしません。時間数が非常に多くて自発性も創造性も発揮できないような状態に勤務条件を置きながら、この解決は一つもしない。それでいままで超勤をさせないというしきたりであつたものを、超勤をさせないという、一部分は出さないと。新しい命令をすたのを、今度は出さないと。新しい命令をする超勤の分に対しては給付はないという。そうするとすね、一体一番自発性、創造性を期待する教師に対する待遇の根本的な改善というものは、まだ一つ残されておるんじゃないか。そういう疑

いがありますので、文部省はこれまでこの職務、職階制の給与体系をとつております。人事院も同じような考え方、これはなるんじゃないですか、こう思いますので伺つておる。

○政府委員(佐藤達夫君) 今回の案はそういう点にはあまり触れておらないと思ひます。むしろ平等的に主眼を置いてきておると思ひます。むしろ平等に、いろいろなそれは御批判があります。したがひまして、またこの夏勧告をすることにもなりますし、いろいろそういう際の参考のために御意見を承つて、その際大いに考慮いたしたいと思ひます。

○加瀬完君 文部省に伺ひますが、教員の特殊性というものを考えて、この新学制直後は一般の公務員に比べて何号か上げた。それからですね、何回か手直ししたいなことをやりましたけれども、新しい制度になつてから今日までどういふ変化をしましたか。何回かもうくまれましたか。それが御期待のとおりを実現しておりますか。教員の待遇ということについて。

○政府委員(宮地茂君) 昭和二十二、三年でございましたか、一番当初の問題としてはたしかいまの号俸でたとえれば二号俸程度というものを教師に高くして、したがつて超勤手当は払わないといつたようなまあ考へ方で進んでまいりました。が、しかし、その後、お尋ねのようなことで答へさせていたのだとしますと、私どもが教師の処遇改善と心にかけておりますものからしますと、十分不満な現状であると思つております。

○加瀬完君 私はこういう表をつつたのですけれども、こういうものがありますか。表でひとつ説明してください。一般公務員と校長の一等級でいいです。はだかりが大きくなつていまいせんか、このごろは。自治大臣でもいいですよ、それならわかるだろう。概数でけっこうですよ。

○政府委員(宮地茂君) 一口で申しますればお尋ねのとおりでございます。

○加瀬完君 これは一口で答へられる問題です。で、人事院に伺ひますが、そういうことはだかりが四％で解決できるという問題じゃないですね。だから四％だといふ意気込んでいますけれども、四％といつちや悪いが、教特法。教特法はほんのどく一部分のそれは手直しになるかもしれないけれども、根本的に教員の待遇、給与というものについては人事院が再検討して勧告してもらわなければどうにもならない問題だと思ひますが、これはどうでしょうか。総裁に答へてもらいたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) ただいま教員給与の昭和二十三年以来のいきさつから現在どうなつているかというお話がございましたのですけれども、昭和二十三年当時におきまして一般の行政職員とは勤務態様が違つたということで超勤勤務手当は支給しないかわりに勤務時間が長いものとして有利に切りかえるということをしたわけでございます。その際の有利性というものが、まあ当時におきましての号俸として二号俸、――先ほど現在の号俸で二号俸と仰せられましたけれども、そうじゃないんでございまして、当時における二号俸というのでございまして、それは、当時は六カ月ごとの昇給でございましたから一号俸という形になつておるわけでございます。そういう関係で当時の有利性が現在どうなつているかということでございます。

○加瀬完君 資料の提示を求めているんじゃないんです。あなた方の予期したのと反して学校の教員はほりが伸びが鈍くて一般公務員のほうのカバーが上がつてはだかりがだんだん大きくなつてきているんじゃないか。そうかそうでないか、これだけでいいですよ。あなたの俸給と比べればすぐわかる。

うにや薄くという形に変化してきていることは事実でございます。しかし平均的には従前の有利性が特に少なくなつていらないことではない。われわれのほうは平均的にはそういうふうな考へておる。で、今回の場合にはその上にさらにほぼ同様の考へ方の上に、勤務時間内外を再評価をして基本給をさらに四％加えるということでございます。すので、これは改善であるというふうな考へております。

○加瀬完君 それでは人事院に伺ひますが、教育基本法第六條、これをあなた方は今度の教特法でどういふふうに進めて計画をお進めになりましたか。――じゃ文部省に伺つてもいいですよ。文部省の政府委員、この二つ伺ひます。教育基本法の第六條、これについて、これは御存じのように教員の待遇に関することも書かれてあります。当時の初中局長でありましたか、文部大臣になつておりましたか、田中耕太郎さんが教育基本法の理論という中でこの点を指摘しておるのですが、御存じですか。教員はこれまでどうであつた、どうでなければならぬとその当時の文部省当局は教員の待遇について見解をお持ちでありましたか。これはいまのあなた方にとつても重要なことですからひとつ御説明ください。こちらのほうに聞かせてあげてください。

○政府委員(宮地茂君) 基本法六條二項に「このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」ということで処遇の適正ということがうたわれております。いまおつしやいました田中耕太郎先生がどうというそのことは私よく存じませんが、かねてから、文部省といたしましてはそのころから、戦前に比べて戦後の教員の給与が低くなつた、文部省の理想としては少なくとも大学の先生は裁判官並みの給与がほしいものだとしたのは文部省のこれは戦後一貫しての目標であると思つております。小中学校の先生と大学の先生はおのずからまゐる理由もございまして、そのよしあしは別として、少なくとも大学の先生は裁判官並み

と、それは戦前との関係から、といったようなことが大体文部省の考え方だと思っております。

○加瀬完君 大学の先生と小・中学校の先生とよしあしは別としても、そういうものの考え方がある。あなた方小児科の医者とよとの医者と、これ医者に払う支払いが違いますか。小児科の医者だから半分に減らしてあげたって、ふざけるなとしか考えられません。教える対象が違ふにすぎないでしょう。小学校の先生だから知識がなくてよい。月給安くてよい。大学の先生は知識が高くない。月給安くないというのではいいでしょう。それ専門知識の違いだけでいい。田中耕太郎さんはこう言っているんですよ。「戦前において教育者は、一般的には、法的、経済的、社会的にはなはだ恵まれない立場にあつた。」小・中学校の教育者は、国の官吏として観念され、待遇官吏として取り扱われてきたが、実際においては一般官吏よりも低い官等や処遇に甘んじさせられており、地方の行政官僚の支配を受け、校長が若輩の学務課長の鼻息をうかがい、また地方ボスの圧迫を受けるという状態であつた。教育者は忍従を強いられ、卑屈に墮する傾向が見受けられた。また中央においては、文部省は、大学や専門学校に対し、上級官庁が下級官庁に対するような監督的態度をもつて臨んでいた。これでは人間を育成するはつたな教育は期待できず、また教育畑に人材を招致することは困難であつた。」そこで学制改革の昭和二十二年の際、教育刷新委員会というものから教員の身分待遇及び職能団体に関する建議というものが出ています。この建議によつて教育公務員特例法というのが出されたわけですが、この教育公務員特例法は待遇の面といふものをさつぱり考えられておらないのが欠陥だと言われている。こういうものを踏まえて教特法が立案されるということでは本末転倒ですよ。こういう教員の待遇に関する変更あるいは行政的な指向の方向といふものを人事院は十二分にしんしゃくをいたしましてこの教特法といふものをお考えになつたのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) この教特法は、俸給の切り下げを意図してあるわけではありませんで、調整額として四％プラス、これを上げようという趣旨でございます。したがって、これはいまお述べになりましたような理想のほうへ近づきつつある措置であるというふうに考えまして、これは前回も申しましたように、われわれはこれを一つの基盤としてさらにこの上に積み上げる努力をしてまいりたい、そういう気持ちでおります。

○加瀬完君 これを基盤として出発せよとすること、それから人事院がこの教職員の待遇を何とかしようという配慮に基づいてこういう計画を進められたという善意をわれわれは否定しはしません。しかし考え方がきまつていないと思つて、初め教育職員の時間外勤務について人事院は超勤の肩がわりとして考へておつたのじゃないですか。いまじゃないですよ、前回は。今度はそういう考へじゃなくなつた。違いますか。

○政府委員(佐藤達夫君) それはともない誤解でございまして、四十三年から文部省案といふものが出来まして、それはまさにおっしゃるのとおりで、われわれはそれに対する批判的な立場をずっと貫いてきた。それで今回独自の案を提案したということでございます。

○加瀬完君 それならば、あなた方のおっしゃる自発性、創造性に基づく勤務といふものを充実するとおっしゃるならば、現状で自発性、創造性が十分に発揮されるような条件環境になつておるか。どこをどう変えれば自発性、創造性を期待する教員の勤務状態が現出するか、こういう検討がつぶさに説明されなければ納得ができません。端的に伺いますが、自発性、創造性を期待することが、先ほど政務次官のほうから出されたような、無定量の勤務をすべきである、そういう理屈が成り立ちますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 自発性、創造性と無定量の勤務が結びつくということとはちよつと理解に苦しむわけでございますが、どういふことでござ

いまいしょうか。結びつくはずがないと思ひます。しかし、今回の案は、たとえば昨晩も申し上げましたように、勤務時間の管理というよりなところ、これは給与に全然関係のないことでありますけれども、そつちのほうの面から、いわゆる自発性、創造性の、われわれとしては趣旨をうたい上げておるといふような面から、とにかくこの意見書の提出を機会として自発性、創造性ということをはっきりと先生に認識をしていただいで、そして一般の行政職とははつきり違ふのだ、その使命の重要性はありますが、それは別として、そのほかにもなほこういう特殊性があるということを基盤にこゝで打ち立てることは先生方のために決してこれは損になるどころじゃない、将来の向上のためには、あるいは待遇の向上のためには、これは大いにしるべきになる、そういう意味で大きな声で私も申し上げておるわけです。

○加瀬完君 受け取る教職員の側にしてみれば、自発性、創造性に期待するといふならば、思ひ切つて自発性、創造性を生み出せるような時間といふものを欲するのは当然ですね。また、それが与えられると期待するものも当然でしょう。ところが無制限、無定量の超過勤務が、場合によつては命じられるといふことになつては、勤務条件がますます過酷になつて、どこに一体創造性をたぐいましゅうし、自発性を発揮する余裕と時間ができてまいりますか。そう言ふと、あなた方は、そういうことではないと、われわれは協議の結果とめをする、こゝう言う。しかしあなた、こゝうおっしゃつておられるでしょう。衆議院文教委員会の四年四月十四日の速記から写して置きましたので、間違つていたら御指摘いただきます。佐藤人事院総裁。「われわれが所管するのは大体何時間以上働いてもらつては困る、たとえば普通の超過勤務命令の場合においても、職員の健康、福祉を害しないようにしろ、これは一種の歯どめでございますから、これは人事院規則に出ております。それが時間計測になじまないといふのですから、大体どういふ場合には教育上の要請に基づいて命ずる

か、どういふ場合には命じないかという、これはまさに文部行政の分野であります。われわれはそこまで立ち入つて、この場合はいかぬぞ、この場合はいいぞといふことを言つたら、文部行政に対する侵害行為にすらなる。中立機関というその分をわきまなければならぬ。しかし、ほつてはおけないといふことがみそでして、やはり協議はしていただかなければならぬといふのがほんとうのところですよ。」協議したところで、文部省が聞かなければそれまでのことです。協議者能力はないですね。人事院には協議者能力はないでしょう。だから歯どめにならぬ、あなたがどんなりつぱなことを言つても。

○政府委員(佐藤達夫君) とんでもないお話ばかり承つて、ちよつと驚きますけれども、それはそのとおりですよ。それはそれと申し上げました。おそろく初めから人事院規則でやつたらどうかというお話があつて、そうでしょう、それに対してのお答えではないかと思つたのですけれども、いま御紹介になつたとおりです。私の考え方はそのとおりです。しかし文部大臣だけといふことでは、まあことは悪いですから、それから先は申しませんけれども、やはり人事院が乗り出して、そこにくさびを打ち込まなければならぬといふことで、今度の意見書を出しているわけです。いわば人事院のくさびがこゝに入つてゐる。その人事院が賛成と言わなければこれはできない。いま何だか人事院がうやむや言うても、文部大臣だけできまつてしまふようなお話ですが、これはたんとでもないことです。私もがうんと言わなければこれは成立いたしません。だからこそさつきからたくさん書いてあるものを私は見たくないと言つてゐるのはそれだからです。

○加瀬完君 それはあなたの御見解だ、個人的な。人事院にそういう権能はありますか、この問題で、文部省からきたものを人事院がオーケー出さなければ文部省は施行できないという、そういう法的根拠はどこにありますか。中立機関でしう。ただ文部省の政治的な善意なり約束なりで政

治的に可能ですということはわかりますけれども、法的には何もあなた方は協議者能力ありませんよ。協議者能力がないものがないこと言ってもだめだ。

○政府委員(佐藤達夫君) そんなこと言つてこの法律を成立さしても何の齒だめになりますか、われわれの申し上げていることは、法律の条文の中に盛り込まれるわけですよ。そこで有力な法律のくさびになるわけです。それはいまのようなことで、そのまま成立したらいへんなことです。これはぜひひとつお考え直しをいただかないと、われわれの運命にもかかわるとんでもないことです。

○加瀬完君　法律にきめられていることをたびたび人事院が勧告しても、このごろは守られるけれども、いままでは守られなかった。十何年守られなかった。それだけの悪いけれども権能しか人事院というのはないので、いい機関ですけれども。あなた方の期待するように、われわれの期待するように動いていない。政府も動かさない。だから政府の動かし方によっては、人事院がまた泣きの涙を見なければならぬことになるかぬない。そうではございませんということはどこにありますか。

○政府委員(佐藤達夫君)　そうではございませんで、勧告の場合は、もう去年はおかげさまで完全実施になりました、ですから今度の案も完全実施していただければ、ますますわれわれの權威は高まるわけです。それはそれとしてお願いしておきますが、いまの点は、これは協議ということばと、勧告ということばの違いをまず御認識いただきたい。協議という場合は、両者の意見が一致しなければ成立し得ない場合にしか使わないことばです。したがって、いまお示しのように、昔そういうケースがありまして、相手側はうんと言わなくとも成立させるというような条文の書き方はないかという議論が出まして、協議だと両者が一致しないと成立しないから、それじゃ「議し」と、協議の字をやめて、ただ「議し」とだけやったらど

うだ、それなら片方がいやだと言つても成立するから、そこまで政治的には、法律用語としては苦勞してこればできているのです。それをひとつこでしつかりとのみ込んでいただかないことには、それはえらいことになりますですよ、それは。

○加瀬完君　えらいことになるから聞いているのです。

○政府委員(佐藤達夫君) えらいことです。

解します。とにかく変なものができたら、その変なものにあなた方は協議にオーケーを与えただんだというところで人事院のほうに抗議を申し入れると、こういったします。それでいいですね。

それから協議をしなければいゝまゝのように発効をしないとおっしゃる、国立学校の場合は。地方の学校の教職員の場合はどういふことになりますか。先ほどの点は確認されましたね。府県教委なり都道府県の人事委員会なりいづれにしてもこの協約を結ぶのと、職員団体がいまのおっしゃる協議をする、協議をさせると、それはいいですね。それでその協議が国できめた基準の精神をはずれては困りますよ。精神に即して地域の状態をより有効に生かされたものだといふことがありましたら、それに文句をつけるといふことはいないでしょうな。

○政府委員(宮地茂君) 文句をつけることはございません。こういった基準として云々というのは、教員の給与につきましては、国の国立の教員の給与の種類と額を基準として条例で定めるといふ法律的には給与に前例がございます。その場合に、たとえば東京都などは国よりも三号俸ぐらい高うございます。しかし県によりましては、二号まで低いところはございませんが、一号ないし一号半ぐらい低いところがございます。したがって私ども三号高いのはたしてそれを基準としたと言えらるであらうかといったようなことで、大蔵省などからいろいろ言われておりますが、そういう意味で先ほど来幅があると申し上げました。

先生の御質問には文句をつけるつもりはございません、お尋ねの点につきましては。

○加瀬寛君 これは地方行政へ行ってあとでまた秋田さんに伺いますけれどもね、でこぼこが多いのですよ、同じような仕事をしておつて。そののでこぼこをやはり調整しなければならぬ問題だとお思います。文部省も自治省も一緒になつて。

一 応休憩の時間がきたそりで、事務院と文部省が納得のいくような協議をして結論を出すということはわかつた。組合と当局の間で形式的に話を聞きますとか、文書で意見を提出してくださいということ、御破算だというようなことはないでしような。やはり納得いくまで話を積むということになるでしような。さつき政務次官がおっしゃるように、これはお互いが誠意を尽くし合うという形で協議が運ばれると了解してよろしゅうございますね。

○政府委員（西岡武夫君） 文部省といたしましてはその方針で臨む考えてございます。

○委員長（高橋文五郎君）午後六時三十分まで休憩いたします。

午後五時四分休憩

午後六時三十九分開會

○委員長（高橋文五郎君）ただいまから文教委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日、林田悠紀夫君が委員を辞任され、その補
欠として山崎五郎君が選任されました。

○委員長（高橋文五郎君）休憩前に引き続き、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案（閣法第六三号）（衆議院送付）を議題といたします。

本法律案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○加瀬完君 人事院総裁に伺いますが、いままでは超過勤務を命じない、こういうことであります。たのを、今後は命じられることになるわけです。

そうなりますと健康と福祉の保障というものが問題になるわけですが、先ほどの御説明のとおり勤務条件あるいは健康と福祉その他の事情の勘案は人事院が確実に保障をする、こう了解してよろしゅうございますね。

○政府委員 佐藤達夫君）現在でも私どものおあずかりしております国立の先生方の関係は昭和二十三年以来労働基準法の適用を離れてわれわれがその保護機関としてお世話をしてきたわけでございます。今後も同じような立場でそのほうに努力ををしてまいりたいと思います。

○加瀬完君 政務次官に伺いますが、超勤を命ずることは最小限度にするといたしますか、きびしい条件で超勤を命ずる形にすることということでありますから一週四十四時間という勤務時間というものはこれを基本に守っていく。それから先ほど未解決の問題は超勤の限度といいますが、時間、これらについても確実に人事院と協議の上支障のないようにしていくと解してよろしゅうございませうね。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。
その点につきましても人事院と十分協議をして進めたいと考えております。

○加瀬兎君 国立学校はそれで済みますけれども、都道府県教委と都道府県教職員の関係においてはそれぞれの自治体の条例でできまるということになるのかと思いますので、その条例の制度についても先ほども御注文を申し上げましたがいまのような点人事院の趣旨が十分生かされるように行政指導が行なわれると考えてよろしゅうございませぬ。

○政府委員（西岡武夫君） お答えいたします。
そのとおりでございます。

○加瀬完君 人事院総裁にもう一度伺います。文部省のほうにもお答えをいただきたいと思いが、いままでは休日勤務があれば代休があつたわけでございますが、今後一週一日の休日というものは確実に確保されると、そのように行政指導が行なわれるものと考えてよろしゅうござい

すね。両方答えてください。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

従来どおりにやっていたと考えています。

○政府委員(尾崎朝夷君) 国立学校につきましては一週に一日の勤務を要しない日が定められておりまして、そのようなたてまえは今後も当然続けたいこととなります。

○加瀬完君 くだいようですけれども、日曜に出勤して、休日に出勤するようなことがあれば近いかわりの日に休日の代行をさせると、こういうふうに地方にも行政指導を確実にしていくということではないですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

そのとおりでございます。

○加瀬完君 人事院総裁に伺いますが、きのうの御説明によりまして、教特法ということだけで教職員の給与の改善が完全ということではない、そこで特殊勤務手当制度を勧告する考えがあるような御説明がございました。すなわちはっきりした超勤のような形を命じたようなものは特別あるいは特殊勤務手当制度というものを創設すると、創設すべく考慮をするということと認めてよろしゅうございませぬ。

○政府委員(佐藤達夫君) 昨日申しましたのはその勤務のさらに特殊性、たとえば天災地変等における場合、これは説明書にはつきりうたっております。平常の、通常の勤務とは違った特異な勤務の場合はそれ相当の手当を必要とするであろうということからきていますのでございまして、勤務時間外にそれがかかろうと時間内でもとまろうとこれは差し上げる。したがって超勤勤務手当とは性格が全然違うわけだ。ただしこれは四割の調整額と完全に抱き合わせになっておりますから、そこだけつまみ食いというわけにはいかないようになつております。

○加瀬完君 抱き合わせになつてからそこだけつまみ食いって——つまみ食いしようという気もありませんが、それはどういふことですか。

○政府委員(佐藤達夫君) たとえばその分だけこ

としの八月勧告で先にやたらどうかという話がありまふと思ふのです、邪推するわけにはありません。それがそういうわけにはまゐりません。これが実施に移つてそれと同時に並行して動くべきものである、それだけのことで

○加瀬完君 ですから、いわゆる教特法という特別手当というのが支給されて、その次に今度特殊勤務手当といったような制度を勧告する考えがあるというように了解していいですね。

○政府委員(佐藤達夫君) この特殊勤務手当のほうは実は私も限りの権限でできるわけですが、ですから勧告にも及ばぬことで、われわれが腹をきめればこれやれることですというところが一つあります。

そこで先ほど申しましたように、今回の案はこの調整手当というものとそういう意味の特殊勤務手当というものと、われわれは二元的にこれを考へてゐる。したがって、調整手当の実施とともにもう一つの特殊勤務のほうも検討を要するものがあれば、また、それは支給してよろしいものがあれば、それは支給する用意がある。災害の場合だけはもうはつきり腹をきめておりますからここに書いたのであります。

○加瀬完君 最初に初中局長から小・中学校あるいは高等学校の教職員の勤務についてもと定員をふやして勤務条件を緩和するという根本策も考へなければならぬというふうな意味の御発言がございましたが、現在小学校でも中学校でも小規模の学校が大きな規模の学校に比べて非常に教職員の勤務が過酷になっております。これはまあ持ち時間が多いとか養護教諭がいなくて事務職員が足りないというふうなアンバランスが非常にございまして、こういう点もあわせて将来勤務の格差がないように是正をしていくお考えだと考へてよろしゅうございませぬ。

○政府委員(宮地茂君) 教職員の定数の改善につきましては、いま先生がおっしゃいましたようなことを含めまして、そのほかにも定数増はぜひや

りたいという心がまえで検討を進めております。

○加瀬完君 それからこれは文部省政務次官でもけつこうです、お答えをいただきたいと思ひますが、何かこの教特法の途中で中間管理職制度や管理職の手当みたいなものが議論をされましたけれども、そういうことをおやりになる意思はございませぬ。

○安永英雄君 関連。今度、人事院から意見書が出された当日、文部大臣談話として発表になりましたが、その中で「今回の人事院の意見は、従来から問題となつていた教員の超勤問題に関する給与改善が中心となつており、文部省がかねてから要望していた校長の指定号俸や中間管理職に対する給与改善措置等について触れられていないなど不満な点がある。」というふうな言われたことと、いまの質問とは関連するわけでありませぬ。したがって、時間もあまりありませんから、私関連ですからあとで私の時間に十分質問したいと思ひますけれども、この点は人事院総裁に会つたときに私話したこともありませぬ、ここではつきりこういふ申し入れがあつたのかどうか、人事院に。さらにこれについて中間管理職、こういふたもので今後人事院が申し出た勧告が知りませぬけれども、こういつたような問題についてこれは議会なり、あるいは文部省に対してのこの申し出なりの意思があるやなしや、この点だけをお聞きしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 管理職手当の拡大とか、いろいろ御要望はありましたが、御無理もないと思ひますが、それは今回はだめですというところで、ですから非常に不満の意を表明されているわけでございます。

○安永英雄君 私の言つてゐるのは、そういう中間管理職とか、いま申し上げたような点を、これを勧告なり、あるいは申出、こういう形で今後やられる考え方がありますかということ。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもとしては、今回のわれわれの意見の申し出にはそれはなじまぬ問題だということと全然問題の外にありませぬ。

から、一般の問題としては、これはもうおそろく文部省から持ち出されるかもしれない、それはあるかもしれない。しかしそのときはそのときでわれわれは厳正な態度でこれに臨む。今回の勧告には、意見書の申し出には完全にこれはなじまぬということとそれははつきり退けて、退けてということばはちよつと悪いですけども、お断わりしたということでありませぬ。

○加瀬完君 労働省に伺いますが、労働条件の原則あるいは労働条件の決定は変更するべきものではないと確認してよろしゅうございませぬ。そこで、今度の教特法あるいは教特法に基づく人事院と文部省の協議内容にもこういつた労働条件の原則というものが十分生かされるべきものだ、またそのように労働省は話し合いの場においては主張をなされていただくと了解してよろしいですか。

○政府委員(岡部實夫君) 私どもといたしましては、教職員の方の労働条件が適正に確保されるということが基本的な考えでなきやならぬ。そこで、今度の制度を実施するにあたりまして、労働条件がいささかもそれによつて不当に改悪されることがないよう十分配慮すべきだと、こういふふうに考へております。

○加瀬完君 昨日も問題になりましたが、文部省の指定統計による職員の勤務時数のとらえ方、それから昭和四十年五月の二十三日に全日本中学校長会の中学校教員勤務量調査報告というものがございまして。それから、千葉県人事委員会が教職員の勤務についての判定書を出しております。それらによりまして、いわゆる時間外勤務というものの内容が詳細に述べられておりますが、三者いづれもそれぞれの相違がございまして、こういう点も文部省として、文部省の調査が正しいのなら正しい、千葉県人事委員会の調査がうなずけるならうなずける、あるいは全日本中学校教員勤務量の調査が正しいということならそれをお認めになる、こういうことで、これらを勘案して統一の見解を文部省としておつくりになつた資料を御提出をいた

だきたいと思ひます。これを一々また数字を伺つておきますと時間がかかりますので、その資料が提出されましたから私はさらに質問を続けたいと思ひます。一応保留をいたします。

○委員長(高橋文五郎君) 資料の提出、よろしゅうございますか。

○政府委員(宮地茂君) 資料はもちろん、文部省の調査した資料、全日中が調査した資料、それからいまの千葉県とおっしゃるの、昭和三十六年六月二十三日の教員の時間外勤務についての関係であらうと思ひますが、それを資料として出すことは後刻お出しをいたします。ただ、それについて統一見解を出せというお話でございましたが、それはどういふ意味でございましょうか。三つの資料はお出しいたしますが。

○加瀬完君 文部省の見解を出してくれりやいいます。

○政府委員(宮地茂君) できる限り御趣旨に沿うような資料をお出しいたします。

○委員長(高橋文五郎君) 全員にお配り願ひます。

○内田善利君 ただいままでこの教特法について種々質疑が行なわれてきたわけですが、まあ私は重複しないように質問をしたいと思ひます。

この間、大臣からはこの法案の目的をお聞きしたわけですが、その法律の中には趣旨という事で目的がないわけですが、大臣の目的は、まあ要約すれば、この法案によつて、教育は重要だから人材を集めて、その先生方が安心して教職につくようにしたいという意味が含まれておつたと思ひますが、この法案が成立したならばほんとうに人材が集まり、先生方が安心して職務に精励できるようになるとほんとうに思つていらつしやるのかどうか。いままでの質疑の内容から、昭和四十一年度の文部省の実態調査を通してそれを基本にしてこの法案ができて上がつてゐる、まあそのように私は思つてゐます。ほんとうに現場の先生方の実情を把握した上でこの法案が作成

されたのかどうか、非常にこの委員会にすわつておりました疑義を持つてきたわけですが、この点をまず説明していただきたい、このように思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) これだけで全部現場の先生方の待遇が改善されて安んじて教職についていただけると思つておられます。その方向への一歩前進にはなる。今後さらに根本的待遇改善その他諸条件の改善に資してまいりたいと思ひます。

なお、この提案をいたしました根拠につきましても、実情を十分把握すべきが当然でございます。その間にいろいろ審議の過程において統計資料等、必ずしも最新のものとないといううらみは禁じ得ないものがございするけれども、役所として利用できる可能な資料によつたものでありまして、しかもそれは最新のものではないけれどもほぼ妥当なものであるという考えのもとに、それらを根拠に立案をいたしました点をひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○内田善利君 まあ現場の実態はほぼ妥当なものであるかどうかが、この辺はいまから質疑をしながらお聞きしていきたいと思ひますけれども、ほんとうに先生方がこの法案ができて安心して仕事ができるようになるのかどうかですね、質問を通して最後までこのことについてはお聞きしていきたい、このように思ひます。

まず最初に、先ほど加瀬委員から、あるいは安永委員から質問が出ておりましたが、この法案の要点は、まず第一には、労働基準法の法律が少し踏みこじられておるようになつてゐる。労働基準法の三十六条あるいは三十七条の「割増賃金を支払わなければならない」と、それを受けて給与法の十六条あるいは十七条があるにもかかわらう、この法律案の三十三条では適用しない、このようになつてゐるわけですが、憲法の二十七条には「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と、こうあるわけですね。憲法の二十七条にあるこの

法律というのは、これは労働基準法のことなんです。

○政府委員(岡部實夫君) ただいま御指摘の憲法にありまう労働条件の法定の規定というものはつきましては、一般のいわゆる労働者につきましては労働基準法が基本的な法律になつております。そのほか、いわゆる労働条件あるいは勤務時間を規定したいろいろな法律がございします。それらはすべてそういう意味の法律ということに相なると存じます。

○内田善利君 その憲法二十七条にうたつてあるこの法律は、労働関係法律と、こういうことになりまう。その法律に基づいてできた、その中の労働基準法がこういつた特別措置法によつて適用除外にされることは憲法違反にならないのかどうか。先ほどから質問を聞いておつて感じたわけですが、けれども、この点はいかがでしようか、人事院總裁。

○政府委員(佐藤達夫君) 憲法の法律と申しますのは、別に基準法だけをさしてゐるわけではございませんで、国民の代表機関であり、国権の最高機関である国会の制定される、そのような慎重な手続を経て制定される法律でなければいかぬ、ということをやつてゐるわけ、したがって、私どものほうの関係からいへば、国家公務員法あるいは一般職の給与に関する法律、これも国会の御審議を経たその法律の中にうたい込んであるわけでございます。そういう意味では少しも憲法に違反することにはなりませんし、今回の特例法も、これはただいま御審議を仰いでございしますように、国会の御制定をいただくわけでございます。憲法にはいささか矛盾をいたしませんというふうに考えております。

○内田善利君 これは先へ進まないといふと出てこないと思ひますけれども、結果としては超勤を認めるわけですね、超勤を命ずるわけですから。そして四〇%の調整額を支給するといふわけですが、この給与法の十六条、十七条の二項の規定は適用しないといふことは、労働基準法の三十二条、これは

「四十八時間を超えて労働させてはならない」ということなんですけれども、これは除外はしないのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 労働基準法にありまう四十八時間は国家公務員のほうでいいますと、一般職の給与に関する法律でやはり四十八時間、そしてその範囲内で人事院規則で定めるといふふうに法律が委任していただいておりますから、私どもは、それに基づいて法律の限度は四十八時間でありまうけれども、人事院規則でさらにそれを短くして四十四時間という原則をきめておるわけでありまう。

○内田善利君 この法律では除外されないわけですか。超勤勤務は四十八時間以上になるわけですね。現に四十八時間以上の労働をしてゐるわけですが、これも適用除外しないと私はここで違反になりはしないかと、矛盾を生じはしないかと、このう思ひます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 今回の場合には勤務時間は特にいじつておりませんので、従前どおり勤務時間制度というものはそのままにしてございします。したがって、超勤勤務というものはあり得るということになるわけでございます。しかしながら、この超勤勤務があり得るわけでございますけれども、先生方の勤務のやり方が自発性、創造性という点がございしますことにウエイトがございします。その管理がなかなかむづかしいといふことで、その一時間一時間について手当を支給するといふ制度がなじまない。したがつて、そういう勤務時間がございしますから、超勤勤務といふことはあり得るわけでございますけれども、その手当のほう、給与のほうにつきましては、勤務時間の内外を通じて包括的に評価しまして、基本給で措置をするという形になつておるわけなんです。○内田善利君 私は法律のこと詳しくありませんので、専門でないでわかりにくいのですが、労働基準法をこのようにして適用除外、適用除外でいつたら骨抜きになるんじゃないか、どうして一緒に労働基準法も改正しないのか、教育職につい

てのですね。特別措置法を提出するならば労働基準法も一緒に改正すべきじゃないか、このように思うのですが、これはしろうとで考えで、とんでもないことなんじゃないですか。どうでしょう。

○政府委員(佐藤達夫君) これは国家公務員の場合と地方公務員の場合とで違いますが、私どもは国家公務員をおおきくおぼしてありますので、そのほうから申し上げます。先ほど来申し上げておりますように、国家公務員のほうの關係では、昭和二十三年にすでに労働基準法で全面的に適用しないという形にして今日まで二十年たつておるわけでございます。そういう意味でございますが、これは決して憲法違反でもなければ、不当なものでもない。と申しますのは、その労働基準法のねらつております公務員、従業者の保護というところは、独立機関である、また中立機関である人事院という特別の機關を設けて、それで人事院がそれらのことについて、中立の立場から労働者保護、公務員保護の立場から、そのほうの保障に当たるというたてまえでございますから、これは筋としてはつばに整つておるというふうに考えてまいつておるわけでございます。

○内田善利君 よくわかりませんが、その次に、先ほどお話をあつたわけですが、中基審からの建議の二ですけれども、「文部大臣が人事院と協議して超過勤務を命じうる場合を定めるときは、命じうる職務の内容及びその限度について関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい。」この「適切な措置」ということについて、もう一度伺ひたいと思ひます。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

文部省といたしましては、先ほどお示し申し上げました九項目にわたる、教職員に対し時間外勤務を命じ得る範圍につきまして、これを教職員団体の意見を十分聞きをいたしまして、その上で人事院と協議をして定めるといふ措置をとつていくわけでございますので、中央労働基準審議会の建議の御意向に沿つて、十分その趣旨を生かして

いけるものと考えているわけでございます。

○内田善利君 その超過勤務を命ずることですが、いままでは超過勤務は絶対にやつてはならないと、命じないで来たわけですね。今度は命ずるわけですが、いままで命ずることがなかったのに、今度は命ずる。實際現場においては、先ほど九項目出されたけれども、九項目については、いま現に行なわれておることなんですね。しかも中にはPTAとか、あるいはその他からいろいろの手当が考えられて、あるいは支給されている、そういう實際にあるわけですが、いままでは命じられないで、人事院から言われているように、教員の自発性、創造性ということから行なわれてきているわけですね。自発性、創造性というものを非常に人事院總裁は強調されておるわけですが、そのようないふことは、先生方の自発性、創造性を封じ込めてしまつて、せっかくの先生方に与えられた自発性、創造性がなくなつて、命ぜられるままに、わずかの時間をどのようにならざるに仕事をやつていくかと思ひますが、考へていろいろ先生方もあると思ひますが、そこへもつてきて命ずるということになれば、画一的になつたりして、非常に先生方の自発性、創造性を損なうものがあると思ひますが、かつて混乱するのではないかと、このように思ひますが、いままでは命じなかつた、今度は命ずる。この命じないことと命ずることの間のメリットというのはもうなくなつてしまふんじゃないか。せっかくの特徴のある先生方の立場が窮屈になるんじゃないか、そのように思ひますが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

今回御審議をいたしております法律の趣旨は、超過勤務を命ずるというのを積極的に言つていふのではないわけでございます。前提として、必要やむを得ない場合に限りて命ずることができるといふ余地を残して申しますか、ということでございます。しかも公務上の必要がある

とき、臨時または緊急の必要があるときという場合に限定をしております。いままでの、命じないという意味におきましては、いままでの、命じないというものを前提にしてきたということと全く同じ考え方になつておるわけでございますが、必要やむを得ない場合に限りて命じ得るという余地を残した。そのかわりに教職調整額というものを支給する、そういうたてまえになつておるわけでございます。したがうして、先生の御心配なさいます。ようなことは起こり得ないと私も考へております。

○内田善利君 まあ現に九項目はどの学校でも行なわれているわけですね。行なわれていないというところは一つもないと思ひます。全部行なわれております。生徒の練習に關する業務、あるいは遠足にしても運動会にしても学芸会にしても文化祭にしても、学校行事としてこれ以外にたくさん行なわれている。そのようにみんな行なわれて、学校で職員會議等を通してみんなで行なつていくと話し合つて行なわれている。これに對して命ぜられなくてもやつておる。これにわざわざして命ずるということになると、どうも先生方の、いわゆる皆さんのおっしゃる自主性、創造性というすばらしい環境がなくなつてくるんじゃないか、このように思ひますが、どうですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

私どもは昨日お示し申し上げました九項目につきましても、原則としてはこれは勤務時間の割り振りを適切に行なつて、勤務時間内で処理をする。しかし必要やむを得ない場合が起つたときには、これは勤務時間外に行なう必要がある、そういう余地を残しておくと、その程度の意味を持つておると私どもは考へておるわけでございます。

○内田善利君 必要やむを得ない場合といふのは、どういふ場合が考えられるわけですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答え申し上げます。

これは具体的にどういふケースがあるかという御質問にお答え申し上げますのは非常に困難でございますが、これはそれぞれケースの中で具体的に

申して、その場面になりませんと具体的なことは申し上げかねるわけでございますけれども、前提として超過勤務は命じない、しかしやむを得ない場合に限りて命ずるのであるという基本的な考え方になつておる、これを十分御理解をいただきたいと思ひます。そのために勤務時間内においてどうしても処理できなかったという場合には、しかも必要やむを得ない場合に限りてこの超過勤務命令を出すことができるという形で、教育の場が国民全体に對して責任を果たすという意味で教育の目的を達成する、本来の教育の趣旨を生かしていく道がそこに出てくる、こういうふうに私も考へておるわけでございます。

○内田善利君 教育という立場から見ると、はたしてそういう場合が起り得るのかどうかと考へるわけですが、だんだん政務次官の話を聞いていますと、ストライキを起した場合には、たとえば入学試験をやつておると、何かの關係でもうあしたやめたと、こつた場合、必要やむを得ない場合として命令を出す、まあ私はいまこのようないふことにしたんですけれども、必要やむを得ない場合に限りて、この想定ですね、現にこういうことが学校ではもうスムーズに校長から命ぜられなくてもほとんど行なつておるわけですね。それをことさらにここでこうして命ずるということを出さないう理由が、根拠がよくわからないうです。いまどうしても聞いておりますと、まあそういうことしか考えられないと思ひますが、運動会がなかなかやつていて、もう必要やむを得ない場合に限りて命令をする。いま現にどの学校でもスムーズに行なわれていることだと思ひます。行なわれていないことがあるんです。うか。その点よくわからないうです、どういふ想定のもとにこういうことが出てきたのかです。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

具体的な問題として、これは仮定の問題でございますが、本来ならば教育の場といふものは命令

によつてこれを行なうというよりは、やはり教職員の方々の自覚性、創造性に基いて教育の現場が運営されるのが望ましい、これがたてまえでございます。しかし非常に具体的に例をあげてあげますと、運動会にいたしましては時間内にきちつとあつてしまわない場合も、いろいろな事情でやむを得ない場合に起つた、それでそういうことは、具体的な例として先生御指摘のとおり現実問題として起り得ない私どもも思ふわけですから、もしもどうしても時間外だからというところで、運動会が行なわれておるのに途中でやめてしまふというのをかりに一部、先生方がおつしやつた、これは仮定の問題で、あえて先生から御質問がございましたので申し上げるわけでございますけれども、その場合にはやはりやむを得ない命令を出してもこれは終わらせていく、これは具体的なたとえの話でございます。私どもは必要やむを得ない場合に限つて出すという、そういうたてまえをとつてゐるわけでございます。それから、先生御指摘のとおり現実教育の現場というものが命令を出さなくても円滑に行なわれ得るものである、これが前提にあると思ふわけでございます。ただその保障と申しますか、それを残しておくという意味においてこのような措置をとる。運動会は必ずしも適切な例でなかつたわけですから、先生からのたつての御質問でございましてので申し上げたわけでございます。

○内田善利君 大臣、この法案は給与改善が目的ですか、それとも先生方の超勤をよくしてあげようということが目的ですか、どつちが目的でしょうか。

○内田善利君 超勤のことと問題になり、それをよくするということも、全体の勤務といたつて超勤ということが包括的に考えられるべき職務の特性を持つてゐる。そこでこれらを一体にして考える、両方から考えておる。

○内田善利君 そうすると、私はこの命ずる項は労働基準法も適用除外をしてゐるわけですね、こういう命令を出すということは、ちよつと不適当だ、このように思ふのですが、どうですか。

○政府委員(西岡武夫君) ただいままで再三お答え申し上げておりますように、超過勤務の命令はできるなら出さないので、出さくないのであるという考え方に立つてゐるのでございます。これは必要やむを得ない場合に限つて命令を出す、その余地を残しておくというふうに御理解をいたしたいと思います。

○内田善利君 先ほど次官は信頼が第一だ、やはり確かに信頼することが根本だ、このようにおつしやつたのですが、いまのおことは信頼してない立場から出ることばじやないかと思ふ。失礼ですけれども、そのように感ずるわけですね。これは必要でない。先生方の自主性、創造性、そういうことをもつともつと育てていく方向に、もつと先生方に自由に教育の問題を論じ、そして実践していただく方向にもう時代はやつてきてゐるのじやないか、このように思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。先生のたていまのお話は私も同感でございます。ただ制度といたしまして、現時点ではそのよう制度としてこれは残しておく必要があると私どもは考へてゐるわけでございます。しかし、教育の現場の理想から申しまして、先生御指摘のよう現実問題としての教育の現場をそのように持つていくということについては、私も全く同感でございます。

○内田善利君 それじや、この項目をとつていただけですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。ただいまお答え申し上げましたように、現時点ではその制度を残しておく必要があると考へております。

○内田善利君 それと第七条の「教育職員の健康と福祉を害することとならぬよう勤務の実情について充分な配慮がなされなければならない。」このようになってゐますが、どの程度、四十一年度限りかどうか知りませんが、教育職員の健康と

いうことについて掌握しておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 席をはずしておりました。たいへん失礼いたしました。

○内田善利君 教員の健康状況につきまして、一応休職あるいは長期疾患等につきましては逐年のデータは一応とつておるわけでございます。教員の中で一番多いのがやはり結核の罹患率でございます。千人に〇・一八という罹患率でございます。千人にきまして大体二人というふうな、総体で八千四百人ほどの関係になつておりますが、そのほか多いのが精神障害が千人に一人ぐらいの割合で多い。これが他の一般の職種より職員と比べてどういふふうな状況であるかという点につきましては、職別に適切な比較データを持つておりません。で、これが教職員が他の一般の公務員あるいは他の類似職種の勤務者と比べて、特に健康状態が悪いかどうかという点につきましては、的確な回答は、現在のところそういうしかなる状態にもございませぬ。ただ逐年、四十一年から四十四年までのこうした疾病の動向を見てまいりますと、確実に総体で見ましてもあるいは特定の種目につきまして見ましても、逐次少しも数は減つてきておる四十一年のときに休職者の数が〇・八七%でありましたものが、四十四年には休職者の数が〇・六七というふうになつております。その意味では健康状態が悪化の方向にあるように考へておらないわけでございます。

○内田善利君 教職員の健康と福祉を害することにならないようにと、こういうことばなんですけれども、非常にこれは抽象的なことばで、一体どういふことなのか、これを認めるのは校長だという先日も答弁になつておりましたが、この校長の独断によつて無制限に解釈されるようなことはないかどうか、箇どもはどこにあるのかどうかです。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。今日の一般的な社会の趨勢等も考へますと、教育の現場におきまして、校長先生がたていま先生

の御心配のような非常識な超勤命令を出すという現実が起るとは私どもは予想しないわけでございます。

○内田善利君 文部省の教職員の健康対策ですね。これは具体的にどのようになつておられるのですか。休職者だけのパーセントが少し減つてきたのでたいしたことはないというお答えでしたけれども、文部省当局の教職員に対する健康対策ですね。どのところまで健康と福祉を害さないようにという箇どもがあるのか、ちよつと疑問に思ふのですけれども、文部省としてはどのような教職員の健康調査あるいは対策を講じておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(木田宏君) 学校保健法の規定によりまして、教職員につきましても定期の健康診断を実施することになつてゐるわけでございます。その具体的な実施の責任は市町村の教育委員会当局というふうになつております。ただ、従来、歴史的に見まして、教職員の中に結核の罹患率が非常に多かつたというところの関係から、結核の健康診断につきましては、特に都道府県のほうで積極的に健康診断あるいは事後の指導等の措置をとるという態勢をとりました。また、結核によりまして教師の休職につきましては、積極的に給与の全額を二年あるいは必要によつて三年間見て、十分な療養を行なわせる、こういうような施策をとつてまいつておるわけでございます。で、現在の規定のたてまえからいいますれば、一応各所管の教育委員会当局におきまして、それぞれの教職員の健康状況を定期の健康診断、必要な場合の臨時の健康診断によつて把握するということ等がござい

ます。現在多少関係係の中で問題にいたしてゐるというものがございまして、教師の中の精神疾患の人たちをどういふふうな今後指導するかというのが当面の課題でございます。

○内田善利君 先ほどは、結核による休職者が減つてきたということですが、これは医学の技術の進歩によるものもあると思ふのですが、

いまは精神的な面のお話がありましたが、先日、四月の二十八日に東京都がアンケート調査をしておりませんが、その結果についての把握しておられるか。

○政府委員(木田宏君) 新聞にも報道されたところでごさいます、見出しにもございますように、三割の教師がいらいらしてあるというように見出しがございます。これは東京都の教育委員会と公立学校共済組合の東京都支部が共同で、教職員の健康管理を一そう充実するための資料として、昨年の六月、七月の間に調査をされたものでございまして、都の公立学校の教職員、小・中・高等学校等約六万人の悉皆調査でございまして、その中から項目によりまして、いろいろと自覚症状が訴えられておるようなわけでございまして、新聞にも報道されておりますように、都市的な要因からくると思われる、あるいは最近の何といひますか、ストレスの増大というものを若干反映してあるのではないかと、いろいろなコメントが報道にもついておりますし、配りました調査表に対して三割近い人が何らかの自覚症状を訴えておるといふ点につきましては、いまの職場というもののにつきましても関係者が、学校の教師が職場の中でいような身体上の問題を感じておるといふことが表明されておるかと思っております。ただこれが類似の調査が他にございせんために、これが教師だけが特にこういう状況であるのかどうかという点については、まだ的確な比較判断ができません状況にございまして。

○内田善利君 治療を受けている先生が三四・八%、これは国民一般の五倍に当たるわけですね。このことはどう考えられますか。

○政府委員(木田宏君) 確かにいま御指摘のように、治療を受けている比率が非常に高いというふうに指摘されておるわけでございまして、一面では職場教師の人たちの自覚的な症状が高く出ているということ、まあそれに対して現在治療を受け得るような態勢も一面できておるといふことを感じるわけにございまして、これが実際に他の職

種との比較が一般の国民全体の罹患率と申しますが、そういうものとの比較だけでなく、もう少し類似の事例との比較によつて、私どもももう少しよく検討してみたいと思ひます。

○内田善利君 これは東京都がやったことで、ひとつ文部省としてもこういういった教職員の健康と福祉を害することとならないように超過勤務を命ずるわけですから、健康状況の調査はがっちりやっていたらいいと、このように思ひますが、その中で女教師の一七%が流産、早産、死産の経験があるという事実、これはどのようにお考えですか。

○政府委員(木田宏君) やはり妊娠後の女教師の勤務というものがそういう事例に影響してあるものと考えております。

○内田善利君 いま問題になっております育児休暇法案等も真剣にひとつ検討していただきたいと、このように思ひます。

それともう一つは、一般職員に比べて管理職にある校長、教頭は高年齢にもかかわらずそういう不調を訴える人がわずかであつた。こういう事実が新聞に載つておりますが、こういう点についてはどのようにお考えか。この二点。

○政府委員(木田宏君) まあ、いろいろの見方があるかと思ひますけれども、何と申すのか、自覚症状というものはやはり主観的に他のいような当面してあります仕事の状況との相対的なものとして出てまいりますので、あることに集中いたしますと他の面をその間忘れてしまつておるといふたような面もあるのじやなからうかというふうに考えております。

○内田善利君 いずれにしても、この調査で教員の職務が非常に激務である、このように感じられますし、また先ほどの九項目を考へてみましても自分の授業時間以外にする仕事として、なるほどたいへんだなど、このように思ひます。そういうことなどを考へましたときにも、この法案の七条の「健康と福祉を害することとならないよう」勤務を命ずると、こういうことですけれども、

も、このように現実には三割以上は自覚症状を訴えておるわけですから、この点も十分に考慮に入れたらいいと思ひますが、こういう健康調査を踏まえて、やはりこの法案は提出すべきではないか。先ほど以来いろいろ調査の質問があつたわけですから、健康調査自体も、そのよう調査がなされていなくて、一般の職場との比較もしなきゃならないということですから、そういう比較をした上でこういう大事な法案は提出すべきではないか。このように思ひますけれども、大臣、人事院総裁いかがですか。

○国務大臣(秋田大助君) 何といひましても、人間健康が第一でございまして、ここにこの教職員、ただいま先生がおつしやつたとおりの激務でございまして、これらの健康管理、人事管理、それらの点の諸規則、諸法令等の制定にあたりましては、その基本的条件として健康の調査、管理、これらを十分にすべきことは当然なことでありまして、今後その点についてさらに注意をいたしてまいりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私ども立場が違いますけれども、いまの点は、文部大臣と全く御同感であり、同様の心がまえで臨んでおります。

○内田善利君 先生方の激務の一つとして、いままでいような時間数とか、健康上とか話題になつたわけですが、もう一つ校務分掌ですね、校務分掌にはどういふところがあるのか、授業時数以外にあるいはこの九項目以外にどういふ校務分掌が考えられるのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

(委員長退席、理事船田護君着席)

○政府委員(宮地茂君) これは他の委員の先生方の御質疑等の中にも出てまいりましたが、一つの学校で、学校としての時間割り、日課表あるいは週間、月間の計画、生徒の教育を中心としての計画表をつくりますが、そういうたいわゆる教育課程を編成する主任のような方を任命したりする場合は、やはり校務分掌としては、あなたは全体のそういう教育課程編成の、全体の時間割りのまゝめをしてくださいといふたようなことで、一つの

校務分掌というものでございまして、また、学校図書館などがございまして、図書館事務を、これはまあ小学校等では、どなたも先生方が当たられるわけですが、どなたもお当たりになりまされども、特にその総まとめとして主任的な業務をしていただきたいか、あるいは主任でなくても図書館事務を他の先生と協力して中心的にやつてもらいたいというように、これは給食などでも全員が学校の先生はお当たりになります、しかし、やはり中心の方があるいは中心の方のスタッフとして何名かの方がそういう給食事務のまとめに当たられる、そういうときにはそういう校務分掌、主として学校の先生が教室で子供に教えられる場合は別でございまして、その他のいろいろな場合も申し上げましたようなのは幾つかの例にすぎませんが、そういう校務分掌が現実にはございまして。

○内田善利君 鈴木委員だつたと思ひますが、学校はよろず引き受け所だといふお話がありましたが、全くそのとおりだと思ひます。学校の校務分掌も全くよろず機関がありまして、学校の運営委員会あるいは人事委員会その他の会合ですね、さらにいろいろないまおつしやつたような校務分掌等があるわけですが、私はその中で時間割りの先生とか、あるいはクラブ活動の先生、顧問とか、あるいは部長とかいふ名前がついておると思ひますが、野球部の顧問の先生とか、いろいろバレー部の顧問の先生とか、これは高等学校の場合ですが、なお職業指導の係の先生、職業指導主事という名前もあるようですが、そういう先生の先生等も非常に自分の授業時間以外にそれとていへんを思ひをして自主性、創造性に基いて命ぜられない超過勤務をやつておるわけですね。どの学校でもそういう先生方の実情をほんとうに知つていらつしやるのかどうか、その上でこの法案ができたのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど来の先生の御質疑の校務分掌がございまして、たとえば先生方の主

たる仕事は生徒に対する直接的ないわゆる授業でございませうけれども、たとえば、これは福島市立松陵中学校の教育計画表ですが、見ますと、事務部、管理部、生活指導部、こういろいろの部がございまして、またその下に管理部委員会、生活指導委員会、その中で生活指導委員会ですと学級活動、生徒会活動、遺失物までございまして、それぞれその下に担当の先生の名前が全部張りつけてございまして、そういうふうなことで、皆さん学校の先生方が教室で授業をされる以外にいろいろなお仕事がある。またそのために四十四時間以上実質的に勤務をしておられる。これは四十一年度の調査でもそういう実態も出ておりますし、他の先生方の御質疑で十分その点は私どもとして承知しております。そういう承知しておる前提でこの法律案はもう提案されておるわけでございませう。

○内田善利君 時間割りの編成等はそれこそ三十人なりあるいは四十人なりあるいは七、八十名の先生方の時間割りを作成していくわけですが、やはり十日間あるいは二十日間もかかって作成しております。ところが作成したと思つたら先生の事故が起きたとか、あるいは健康上の問題あるいはいろいろの注文があるわけですね。そういうこととによってまたくり直さなきゃならない。また相当数の日数を要するというようなことでは、これは超過勤務をそれこそかかってやつておられる、この学校も実情でしょう。それからクラブ活動にしても、御承知のとおり、高等学校における運動部のクラブ活動あるいはいろいろの文芸部のクラブ活動にしても、命ぜられない超過勤務をそれこそ自主性、創造性に基づいて真剣にやつておられるわけですね。これなども、いまそういう実情を御承知の上でつくつたんだということですから、それならばそれ相応の対策を講じていていただきたいて、このように思うわけですね。

それからもう一つは職業指導の係の先生あるいは大学受験の進路指導の先生等もよく御承知とは思いますが、たいへんを思ひをしてやつて

おられるわけですね。そういう実情を知つた上でこの法案ができたということであるならば、私はほんとうに思いやりのない法案だ、このように思うわけですねけれども、人事院総裁はこれはすばらしい法律だということですねけれども、それは一歩前進をした前向きな法案ですから、それは私も納得しますけれども、その点は納得しますけれども、この法案に対してそういう現実の先生方のほんとうの悩み、あるいは健康上の問題、そういうものの問題は解決できていないじゃないか、このように思うわけですね。私の知っている同僚の先生ですけれども、この先生は野球部の顧問でした。そうしてそれこそ授業が終わつたらすぐ運動場に出ていつて六時、七時、八時、九時ごろまで生徒と一緒に毎日毎日練習をやつておられました。コーチ監督も兼ねてですね。ついに胸をわずらうて休職になつて三年間病院におられたわけですねけれども、こういつた先生に対する補償等は何にもないわけですね。ただ、もうそのまま病院にいつて休職をして帰つてこられる、帰つてこられる場合にも、職場がない場合もある。そういつたことではたいへんを思ひをしておられる先生を私はつぶさに見ておりまして、こういつた先生方に対する思いやりの法案であつてほしい、このように思うわけですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 全く御同感であり、またごもっともと思ひます。私どもはたまたまいまのおことばの中に、勤務時間をこえてもというお話がございましてけれども、たびたび申し上げますように、私どもは今回勤務時間の内外を通じて、先生方の勤務の再評価をするという立場に立つておりますから、勤務時間外ということにはとらわれません。勤務時間内であっても、普通の先生方とはまた異なる大きな仕事をしよつておられるという場合については、先ほどちよつと特殊勤務手当の片りんを申し上げましたけれども、しかし、そういう面からやはり御趣意なども十分体しまして、実情をよく踏まえた上でいかなきき

期していこう、そういうような意味で、これがまた一つの出发点になるものと考えておるわけでございます。

○内田善利君 それから先ほどからずっと話題になつておるわけですが、超過勤務手当制度は教職員にはなじまないということばですね、それから教員の勤務時間を計測できない、そういうことなんですね。こういつたことは、私はもう前近代的なことばじゃないか、そのように思うわけですね。それならばほかの職業の労働は時間計測できるのか、そういう反問もしたいわけですね。なじまないと言つておるながら、時間外勤務あるいは休日勤務を一方的に命じようとしておる、そこに私は矛盾を感じるんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもは、前近代というおことばでございましてけれども、近代国家におきまして、たとえば外国の一般に先進国といわれておる国のそういう実情を調べてみますといふと、それは授業時間というものは一応きつかりてはおりますけれども、それ以外の場面についてはやはり自発性、創造性に基づいて、万事時間計測的なものは使つておられないというところがございます。したがっていましてわれわれも、本来やはり諸国を通じてのこれは一つの通則となつておるのではないかと。先生のお仕事は時間計測にはなじまない。言いかえれば時間的マネジメントにはなじまないこととございまして、それをすべての出发点にしておる、こういうわけでございませう。

○内田善利君 なじまないとしておるながら、命ずるわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君) 外国もまあさうでございませう。もちろん命ずる場合がありますけれども、超過勤務手当は支給しないという形になつておりますから、このなじまないというのは、要するに命じようといふと先生の仕事を、たとへばたびたび夏休みの例などで夏休みの定義を問ひ詰められたりしておりますけれども、そういう場面のこと等を考えますといふと、厳格な時間的

管理に服していただくというのが不自然じゃないか。これはもう常識上当然じゃないかと思ひます。そういう面に着目した場合には、この行き方で行くほうが万全つきりした形ではないかと思ひます。したがって、先ほどの特殊勤務手当の話を上上げるについても、時間をはみ出した分だからこれだけ差し上げますというふうな、そんな根拠じゃないわけですね。勤務時間内の勤務であつても差し上げようという性格のものになつてくるというふうに考えます。

○内田善利君 そのことはもうそれで終わります。

この第二条で、「この法律において、「義務教育諸学校」とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部をいう。」これが対象になる学校なわけですが、この養護学校の幼稚部をどうして入れなかつたのか、お聞きしたい。

○政府委員(尾崎朝美君) 今回の措置といつたしましては小学校、中学校、高等学校の先生方の問題がやはり当面問題になつておるわけでございます。幼稚園につきましては、実態はいろいろ調査をしてございませうけれども、若干違つたところがないわけではないということと、これ以外にもしたがひまして当面この問題の処理といたしましては、小学校、中学校、高等学校を中心として措置をいたす、そして今後幼稚園の問題あるいは高等専門学校等につきましても、さらにそれとの関係を検討するといふふうなことにいたしてゐるわけでございます。

○内田善利君 この養護学校で幼稚部を除くということは、同じ学校で働いておる先生の中から、幼稚部の担当の先生は除くわけですね。私はこれは何と云ひますか、残酷だと思ひます。これは、間、産業教育手当てのことで文部省のほうへ質問したのでございませう、同じ工業高校に働いておる先生で工業化学科の先生には産業教育手当てが出て、同じ学校で働いておる化学の先生には産業教

育手当は出ないわけですか。やはりこの不平等は学校内において非常によくないですね。よくない空気が持てます。どういふわけで同じ学校で働く、工業高校に働く先生方は、同じ生徒を、産業に役立つ生徒を育成していく上においては変わりない。同じ大学の工業化学科を出て、同じ学校に就職して、一方の先生は工業化学科の先生として実習に携わり、一方の先生は普通科の化学の先生として同じ学校で実験をしながら生徒に指導していく。その仕事の内容はほとんど変わらない。いろいろ相談をしながらやっていっているわけですが、それでも、そのように差別があるというのをいまいち感ずるわけですが、同じ養護学校で働いている先生が、幼稚園ということでなぜ除いたのか、こなんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 産業教育手当におきましての実習教官と化学、理科の教官との関係につきましては問題があるという問題意識を持っていますという点につきましては、私どももそのとおりでございます。で、当面の問題は、いま申し上げましたようにやはり従前から高等学校及び中学校の問題が中心になっておるわけでございまして、幼稚園につきましてはやはり一般的に言って少く状況が違ふという点がございします。しかしながら、私も養護学校、盲、ろうあ学校等につきましては、特殊学校につきましても直接調査をしてございしますけれども、特にそういうところでは中・小学校、幼稚園とが連続した形でやっておりますという点がございまして非常に問題だというふうに考えております。したがって、この問題、当面の問題につきましても、引き続き高等専門学校等ともあわせて検討をするというつもりでございます。

〔理事船田謙君退席、委員長着席〕
○内田善利君 そのような不備のままこういふ法案を提示された理由が私は納得できないんです。先ほどから、いろいろ調査も私は十分とは言えないと思うんです。健康上の調査あるいはその他先日来からの調査等非常に不備だと思うんです。

ね。またいまこの問題にしまして、そういう同一学校で調整額支給になる先生とならない先生とがあるわけですか。その資格その他云々されるかもしれないけれども、私は同一学校で働いて、しかもかわいそうな子供たちを取り扱って、しかも幼稚園の先生ほどの養護学校でたいへんな先生はなんじゃないかと私は想像します。そういう先生をどういふわけで除いたのか。これはもう不備です。そういう不備のままこの法案を急いだ理由は何なんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 何度も申し上げておりますけれども、やはり当面の問題といたしまして超勤問題というのは何と申しましても高等学校から中・小学校についての問題となつて問題が提起されておるわけでございします。したがって、そういう関係を中心として当面の措置ということで検討をいたしましたわけでございまして、それに関連する問題は引き続き検討するということとでございます。

○内田善利君 私学についてはどうされる予定なのかですね、助成措置を講ずるのか。いまもお話ししましたように、同じ学校で調整額が支給になるのとしないのがこれではたいへんな差が出てくる、六分はね返るわけですから。給料の面においてもいろいろな面で、同じ学校におりながら幼稚園の先生と中・小の先生とはあらゆる面ではね返るわけですから差が出てくる。非常に重要な法案だと思ふんです。そういうものからまた私学についてもアンバランスができてくることは間違いない。そういう点の対策はどのように講じられる予定かお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。私立学校につきましては、四十六年度の予算の中で経常費補助として交付税九十億を予算計上をいたしております。

○内田善利君 全国でこの法案の対象になる先生はどのような実態でしょう。この法案の対象になる先生。

○政府委員(宮地茂君) 国立、公立を合わせまし

て、国立、公立の小・中・高全部を合わせまして七十五万五千八百五十七名でございます。

○内田善利君 小学校、中学校、高等学校、また盲学校、ろう学校、養護学校、このように分けてわかりませんか。

○政府委員(宮地茂君) 小・中学校の義務制、高校で申し上げます。

公立では小・中学校の対象人員が五十八万六千二百九十名、国立では小・中学校の義務制が三千八百六十七名、合計いたしまして国立公立の小・中学校義務制が五十九万五千七百七十七名、高等学校は公立が十六万五千三百七十七名、国立が五百六十三名、国立、公立の高等学校の合計が十六万五千七百七十七名でございます。義務制の公立、国立合わせて五十九万五千七百七十七名と国立、公立を合わせまして、九十五万五千八百五十七名を合わせまして、総計七十五万五千八百五十七名でございます。

○内田善利君 人事院総裁にお聞きしますが、制定についての意見の申し出に關する説明ですが、この最後に、「その他」ところで、「特殊な勤務に対する給与措置」として、「特殊な勤務手当を支給することとし、その他特殊な勤務に対する手当を支給することについて、別途、検討することとする」と、このようにありますが、これは何か腹案がありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもが二元論と称して御説明申し上げてきた、それに当るわけでして、調整額と合わせまして、他面先ほど来お話しに出ておりますような、特別のまた普通の場合、あるいは普通の先生方よりまた特別に重い仕事を負担されるというような場面については、それ相応の手当をお出ししていいのではないかとという問題があつて、たしか説明書には天災地変等の場合における児童の保護ということがございします。これははっきりきめております。お出しすることにしてあります。そこでうたいました。なお今後さらに検討を進めながら、それに相応するものがあれば、やはりそつちのほうで相当のカバーをしていかなければならぬのじゃないか。この間ちよつと

触れましたけれども、修学旅行の引率なんかも考へてもいいじゃないかなあという気持ちも持つておりますけれども、これは先生方からいろいろ御意見もあると思ひますけれども、そういうことを十分承つた上で、適切な措置をとつていきたい。ただし、たびたび申し上げますように、私どもは勤務時間の内外を問わず、時間計測にまじまじという鉄則をとつておりますから、必ずしも勤務時間をこえた分だけについての時間分はさし上げるという形にはならない。先ほど申しましたように、勤務時間の中でのものに對しても差し上げることにするといふふうに、時間計測とほとんど別個の観点から手当を考へたいという気持ちでございます。

○内田善利君 この修学旅行手当というものはどの程度考へられておりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) あまり深入りしたことをまだお約束するまでいっていないので、私どもはそんなものなんか差し上げていいのじゃないかと思つてゐるので、これまたしかられるようでしたら撤回いたしますけれども。

○内田善利君 現在教職員に特殊勤務手当というのが出されております。この実態を教へていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 文部省関係で僻地の小規模学校ですが、多学年級担当手当が典型的な特殊手当てでございます。

○内田善利君 それだけです。

○政府委員(尾崎朝夷君) 国立学校につきましても、いま文部省からございした多学年の学級担当手当、それに教育実習指導手当がございします。

○内田善利君 その手当は幾らですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 多学年の学級担当手当といひましては、全学年の児童で編制した学級の授業または指導につきましては一日百七十円、一月には四千二百円くらいになります。それから三学年以上を担当するといふ場合には一日百三十円、月に直して三千二百円くらいになります。それから二学年を担当する場合には一日百十円と

さいまして、月に直して二千七百円ほどになりす。それから教育実習指導手当につきましては一日について九十円でございます。

○内田善利君 実に私はこれがほんとうに教育職員に対する手当なのかと、このように思うのですが、教育実習指導手当が教諭または養護教諭の児童の教育実習の指導に従事した日一日九十円ですね。多学年の学級担当手当がいま一、二、三と分けてありましたが、二学年の児童を担当した場合に七十五円一日に。それから三つ以上の学年の児童を担当した場合に九十円、一年から六年までの児童の場合に百二十円、一日に、それを一月に計算しておつしやいましたけれども、一日こういう仕事をして九十円とか、七十五円とかいう手当が現実には先生の支給されておる、そういう実情ですね、大臣、どのようにお考えですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) ただいま多学年の担当手当につきましておつしやられましたけれども、いまおつしやられた額を本年度から、四月から改定をして、私が先ほど申し上げた額になっておるわけでございます。増額をいたしまして、いま申し上げましたように、全学年の場合には、一日百七十円、月に直して四千二百円、三学年の場合には一日百三十円、月に直して三千二百円、二学年の場合には一日、先ほど七十五円とおつしやられましたけれども、これを百十円に改めまして、月に直して二千七百円というふうに、今年の四月から増額してございます。

○内田善利君 教育実習指導手当は……。
○政府委員(尾崎朝夷君) 教育実習指導手当につきましては、従来一日九十円でございますでしたけれども、今回百三十円に改めてございまして、月に直して三千二百円ということでございます。○内田善利君 まあいずれにしても、こういう金額がいままで、四月まで支払われておつて、今回初めて一日九十円であったものが百三十円になったわけですか。私は一時間と誤つてみたのですけれども、一日に九十円、これが百三十円になったわけですか、こういう手当が支給されて

おるといふ現実にはやはり大臣もお考えになっていただきたと思うのですが、どのようにお考えですか。

○国務大臣(秋田大助君) 社会通念上から著しく他の職種と比較いたしましてバランスを失してあるということはあると思ひます。したがつて、これが改定につきましては今後積極的に前向きに検討したいと思ひます。

○内田善利君 調整額についてお聞きしたいと思ひますが、この調整額は超過勤務を含んでおるのか。給与なのか。まずこの点から。

○政府委員(佐藤達夫君) 調整額というのは相当われわれとしては思ひ切つた措置でございまして、四割というものは本俸そのものが四割ふえたというふうには御理解いただければいい。本俸そのものが四割ふえますから、今度はそれがほかのいろいろの手当がございまして、その手当に、みんなそれが基礎になって入つてまいります。したがつて、そういうのはね返りを含めまして実質的には六割の引き上げということになります。そのほか、さらに退職の際の退職手当というのがございまして、退職手当にまでこれが及びますから、平均で退職手当が二十五万円ふえるという勘定になります。それからまた、そのほか年金ですね、そのほかにもずつと響きますから、これはわれわれとしては相当思ひ切つた優遇である。それで、まあ、前から非常に自信を持って御説明申し上げて

いるわけでございます。
○内田善利君 この調整額は四割になっておるわけですが、これは調査の結果四割にしたということですが、その中から、調査の結果、超勤が実態として出てきた、このような答弁があつたわけですが、この超過した時間は超過勤務時間として把握されたわけですか、そういう超過した時間が出てきたということですか。
○政府委員(佐藤達夫君) そうではございませんので、これは勤務時間の内及び外を通じての先生の勤務の実態を再評価いたしまして、そうしてそれを一括して調整額四割に相当させる。また超

過勤務手当ということについて申しますというのと、これもこの間申し上げたけれども、たくさんいままでも公立の先生方から超過勤務の訴訟をお出しになつておるわけですね。大体その訴訟で勝つておつたといふわけでして、その訴訟にお勝つたといふと幾ら獲得されたかと申しますと、これはほんとうに涙ぐましいげなんですけれどもね。一カ月百円とか八十円とか、もちろん人によつては千円とかもございまして、私もそれをつぶさに調べましたが、超過勤務手当の面から申しますと、そういう先例等を考慮いたしますと、とてもこれはこつちのほうが過ぎるということになります。そういうことをすべて放つて、いまおこたはありますように、そういうことは超越して内外を通じての作業ということが一番つばななことであらうということ打つて出たわけでありまして。

○内田善利君 先日の答弁で、実態調査をした超過した時間を教えていただいたわけですが、その超過した時間をとらえておるながら、教職員の勤務時間を計測するわけにはいかないと、こういうこととすけれども、これは矛盾しているのじゃないかと思ひますが、この考え方、とらえ方。
○政府委員(尾崎朝夷君) 超過した時間につきましては、文部省で教員の方々の申告に基づきまして調査したものはございまして。たとえば小学校の場合には公立の場合に二時間二十分、国立の場合には二時間五十分という調査がございまして、しかしながら私どもは、国立学校につきましては教員の個々につきまして面接をしていろいろ調査をしてみますと、やはりその超過時間というのはいくらでも勤務であり、どこから勤務でないかという点のけじめというのが非常にむづかしい。つまりそういう超過時間というものを客観的に、正確に把握するのは非常に困難だといふふうに考え

判で認められました修学旅行とか、職員会議とか、そういう場合につきましてパーセンテージを見てみますと、たとえば〇・三%といったような数字もございまして。しかしながら、文部省で調査されました四十一年の調査の結果につきましては、まあ四%という数字がございまして、それを尊重するということと、それを内外を通じて評価するといふ意味合いで、従前の文部省の調査の結果としての手当ではなくて、本俸で評価するといふ形で実質六%という形に今回考えたのでございまして。

○内田善利君 あくまで調整額であつて超過勤務ではないといふことであるならば、そういうふうな超過勤務をしない方向へ、命じない方向へ進むべきであると思ひますけれども、しかしながら超過勤務命令を出すことができないと――また前に戻りますけれども、調整額というものがそういうつたたてまえであるならば、私は超過勤務をしない方向へ、外国と同じような方向へ進むべきではないかと、このように思ひますけれども、これはどうですか。
○政府委員(佐藤達夫君) これもたびたび申し上げてまいりましたように、私も基本的には全くそのおりの気持ちでございます。したがつて、文部省から協議を受けました際にも、そういう気持ちをもつてこれに臨みたいという心がまえでおるわけでありまして。

○内田善利君 いままでも問題になつたわけですが、教員の職務と勤務の態様の特殊性、その特殊性といふのは、いままでいろいろ話がありましたが、私は何も教員だけが特殊性を持っているのじゃない、やはり検事に検事としての特殊性がある。あるいは医師は医師としての特殊性がある、それそれ特殊性といふものは持つておるものですね。何も教員だけが特殊性に依つたものをつくるということでは超勤を云々するとか、そういうことではなしに、同じようにしていくべきではないか、時間の計測ができないといふことで、すけれども、私はできないことではないのじゃない

かと、このように思うのですが、いかがでしょう。教職員だけに特殊性というものを云々するといふことは、ほかの職場にも、やはりそれぞれの特殊性があるわけですね。時間の計測が、教職員はできないといふことですけれども、それじゃほかの仕事の職場の時間の計測はできるのかどうか、この点です。

○政府委員(尾崎朝夷君) 教職員の場合には、非常に自発性、創造性のウエイトのもとに仕事をなされますので、一般の行政職員のように、課長の前にすわらして見ておるといふわけにはまいらないわけでございます。したがって、たとえば家庭訪問をなさるといふような場合に、まあ教育の仕事をごとまでやられて、どこからが普通の世間話になるのか、そういう点の管理といふことが、時間的把握が非常にむずかしいといふことだと思ひます。で、行政職員の場合には、ちゃんと上司がいれば見張つてやつておりますから、そういう点の管理といふのが非常にがつちりしてあるわけでございますから、その点がやはり勤務の態様という点が、管理のしかたといふ点から、時間計測といふものがなかなか困難か、困難でないかといふところが非常に違ふところだと思ひます。

○内田善利君 私はそのような考え方がやはり精神的な原因になつたり、ノイローゼになつたりするのじゃないかと思ひます。やはり職場においては何かといふ点から、もつとリラックスした姿でいつたほうが仕事ははかどるんじゃないか、そのように思ひます。まあそういうことは別として、いづれにしても特殊性といふのはそれぞれの職場にあるわけですね。教職員の場合に限つて労働基準法から適用除外にした。この辺がどうしても納得いかないんですが、その根拠は何でしよう。

○政府委員(佐藤達夫君) やつぱり自発性、創造性の問題につながつてくると思ひますが、これもたびたび申し上げたけれども、たとえば税務署の役人の場合、一人一人の税務職員が自発性、創造性を発揮してもらつたらこれはたいへん

なことになるだろうといふことを申し上げたわけでありまして。これは典型的な例でございましてけれども、それと比べていただければ、先生の場合、また校長さんなり、何なりの前にずつと並ばされて一挙一動をながめられておるといふのは先生の仕事になじまないと思ひます。きわめて卑近な例でございましてけれども、それだけ大きな根本的な違いがある、性格上の違いがあるといふふうに私は考へております。

○内田善利君 大臣いかがです。

○国務大臣(秋田大助君) 先般申し上げましたのが、私はやはり人事院総裁の言われましたように、教員の方々のお仕事はいわゆる創造性、自発性といふものが、したがつてしかもこれがいまいろいろおつしやいますが、ほかの職種には要らないのかと申しますが、ほかの職種には要らないながら、教員の場合はお子さんを教育して人格の形成に助成をしていくといふことはやつぱり教員の方の人格をそこへ触れ合わせまして、教師の方とお子さんとやはりそこで一体となつて一つの人格陶冶をされるという場合は、先生の自分であつていく創造性、自発性といふものが非常に高く評価される。これはやつぱり時間によつて長く働いたから君のこれだけこれだけといふような性格のものではない、それ事態は。したがつて、そういうものでございまして、勤務した場合の態様として時間計測になじまない、こういうふう

に考へております。

○内田善利君 時間の関係で急ぎますが、超過勤務を命ずるわけですが、この超過勤務を無制限に、無量に超過勤務がなるといふことで私たちは心配してゐるわけですが、この超過勤務を無制限に拡大しないといふ法律的な裏づけがありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これもかねて御説明申し上げたところでございましてけれども、この関係では前からある大きな歯どめと、今度法案に盛り込まれております歯どめと、ブレーキが二つできることなるわけでございます。前からございませう歯どめといふのは、国家公務員法で申します

と、地方公務員法にもありますけれども、国家公務員法で申しますと八十六条で行政措置要求の道が設けられております。これはあらゆる勤務条件の関係で少しでも不満がある方は人事院に提訴していただく、そして人事院が実地の調査等を慎重に行なひまして、なるほど申し立てられたとおりであるといふ場合には、その管轄の所轄の長に對しましてぜひ改めていただきたいといふ勧告をする、あるいは判定文の中でそれを明らかにするといふ道がございまして。残念をがらいますで

これがあまり活用されてない。われわれとしては非常にそれは重要な役割だと思つて張り切つておりますけれども、この制度が始まつて以来まだ千件にはなりません。しかしこれが非常に効果を生じているものがございます。国立学校の先生の場合にはそういう不服を申し出てこられたケースは全然ございません。全然ございませんけれども、たとえば岩手県の久慈の職業安定所がたいへん忙しくて忙しくてこれにや酷使されて過重労働である、何とかしてくれといふ訴えを人事院に出してこられた、その結果人事院は、これはごもつともである、何とかすべきだといふ判定を出しました。さつそく所轄省においては年末の窓口事務が非常に忙しいといふことで、そのほうの事務の整理をかわらわらしたとして、かたわら臨時職員を入れました、そうしてその不満を解消した。勤務の過重の問題ではそういう例がございます。ただし国立学校の先生からは一つも不満の申し出は

いまだありません、地方公務員の場合でも地方の人事委員会が相当活躍しておられます。これも相当のものをいってございまして、人事委員会にこれは学校の先生の場合だと思ひます、公立学校の先生がやはり休憩あるいは休息時間の問題で来られました。そうしてまだ判定が下る前にその管理者側、学校当局におきましてはなるほどとつともだといふことで判定の下る前に措置されましたので判定は無意味——しかしその目的は達したといふような例もございまして、今後こういう面も大いに活用していただいて、とにかくわれわれ

は大いに張り切つてお待ちしてゐるわけでありまして。それだけ有力な救済手段、チェックの手段がある。その上に今度さらに文部大臣が人事院に協議して基準をおきめになるといふのでありますから、これほど大きな私は歯どめはないといふ自信を持っております。

○内田善利君 非常に教職員は先ほどからいろいろ論議のあつたような姿で将来の人材育成に当たつておるわけですが、この超過勤務を命ずるといふ場合に無制限に無量になされた場合、健康上の問題その他害するやうなことがあつた場合の罰則規定のやうなものもこれはあつてしかるべきではないか、このように思ひますけれども、この点はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 国立学校の場合であれば、さつそく文部大臣のほうにその旨を強く申し入れまして善処を促す。したがつて、そういう管理者に対する適当な措置をお願いするといふ趣旨になるかと思ひます。地方の場合はこれは私ども関係ありませんけれども、地方の人事委員会でもどういふ判定が下されたかといふことはわれわれとしても常にこれに関心を持つて見ておりますから、それによつてたとえはいまの文部大臣が人事院と協議して定める基準の問題に触れるやうなことがあれば、これはこういうことが現実にあるのではないかといふやうなことで、またそこで一本釘をさすといふひとつのデータにも私はなるというところで非常に重大な関心を持つておるわけでありまして。

○内田善利君 最後に給与関係をお聞きしたいと思ひますが、先ほどからこの法律案は非常に不備な面が多いと思ひますが、またそのように認められておるわけですが、ほんとうに給与の面につきましても先日質疑の中でも校長の最高給が行政職の三等級と大体同一額だ、こういうことをお聞きしてびっくりしたわけですが、こういう教職員の勤務の特殊性から私は抜本的な給与の改正をすべきではないか、このように思ひますが、この点について大臣のお考えをお聞きしたい

しては、大学、高校、中・小校及び高専という形でまず職域差に依りまして俸給表の種類を異にするようにつくつてございます。それからそれぞれ職域内におきましては職務と責任という点におきまして等級を設定をいたしまして、そうして等

級と申しますか、何年ぐらい在職されるかという関係での初任給と、それから標準的な等級年

要件を考えまして、いわゆる耐用年数ということ
で号俸を設定をいたし、そうして金額につきまし
ては従前からの行政職との関係、いきさつ等を踏
まえまして、毎年の民間との関係で改定をしてき
ているということでございます。

○萩原幽香子君 先ほどのお尋ねもあつたわけで
ございますけれども、教員給与の水準、格づけ
は、行政職(一)のどのような位置にありますか。こ
のことにつきましては、先ほどの内田委員のお尋
ねに対してもあつたわけでございますし、十
八日のときにもそういうお答えがあつたわけで
ございますが、校長さんは本省の課長補佐と同位置
のように承つたわけでございますけれども、非常
に先生という、教員という仕事が集まるために
待遇をよくしなければならぬ、こういうお話と
比べまして、これは一体どういうことになつてい
るんでございましょうか。特にILO、ユネスコ
勧告の百十四条では、「給与は、教員の地位に影
響を及ぼす諸種の要素中特に重視されるものとす
る」と言つておるわけでございますけれども、こ
のことについて文部省は現状のような教員給与の
きめ方及び給与水準をどのようにお考えになつて
おりますのか、大臣から御意見を承りたいと存じ
ます。

○国務大臣(秋田大助君) この点につきまして
は、先般来し申し上げておりますが、教育
効果をあげ、教員の方々に快適な職場をしつら
えるために給与の改定というものが基本的に大事な
ことと考へております。しこうして現実に先生方
の給与が他の公務員の方々、あるいは地方公務員
の方々と比較いたしまして、やはりその点に改善
を加うべき多くのものを持つておると考へており
ます。一ぺんにはまいりませんが、ひとつこれら
の点につきましても関係方面と協議を重ね、その
理解を得、積極的にこれが全般の給与改善に努力
を重ねてまいりたいと考へておる次第でございま
す。

給与の、教員給与のきめ方は不満だとお考へに
なつておるわけでございますね。そういったし
なれば具体的にどの点をどう是正したらよいとお
考へてございましょうか、承りたいと存じます。

○政府委員(宮地茂君) これは文部省といたしま
しては人事院に御相談してお願いしなければなら
ないところでございまして、私もその気持ちとい
たしましては、総じていまの教員の給与水準は一
口にいって低い。まあいろいろな問題がございま
しょうけれども、まず第一に給与水準が低いとい
うことは一番大きな問題だと思ひます。さらに、
そういうことから具体的な問題としてはいろいろ
ございまして、大学を卒業して当初の初任給がど
うであるとか、あるいはいまの十五年ないし十七年
たちますと、一般公務員よりもダウンした給与に
なるとか、まあいろいろな点がございまして、と
にかく総じて水準が低い。したがって教員の専
門職たるにふさわしい給与が支給される必要があ
る。先生がおつしやいましたILOの百十四に
は、要するに、この給与といつたようなものはそ
の社会的地位に應じてきめられるべきものだとい
つた趣旨のことがございまして、まあいろいろ
技術的な具体的な問題は人事院等とも御相談する
必要がございまして、基本的な点、一般的な点
は、いま申し上げたような点でございまして。

○萩原幽香子君 それでは人事院のほうにお尋ね
をいたしますけれども、いま文部省のほうではあ
いいうふうに非常に不満だと言つておられるわけ
でございまして、そうしますと、これを具体的に
どの点をどう是正したいとお考へてございま
しょうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 給与の問題はそれぞれ
の職種からいろいろ要望がございまして、で、私
どもとしましては、そういう関係の相互の均衡とい
うことを考慮しつつ適正にきめていく必要がある
というように考へております。で、当面の問題は
文部省からいろいろ御要望もございまして、その
ポイントやはり教員団体の場合もそうでござい
ますけれども、初任給をなるべく高め、総じて高

学歴になりつつございまして、特に若い層、い
わゆる高原型と申しますか、そういう若いところ
で早く昇給を多くするようにしてほしいと、そう
いう御要望が非常に強うございまして、で、もう一
つは、やはり行政職との関係から申しまして、ま
あ資格要件の上から、給与上の均衡を従来から
とつてまいつておりますけれども、教員の方々の
資格が次第次第に高まつてきているということも
ございまして、そういう面でも文部省の関係でお
つしやることをわれわれもいろいろ研究しまして、
昨年の場合には行政職の従来の均衡の上に六百元
さらに積み増すといつたようなことをいたして
ございまして、この数年間は初任給の上で行政職よ
りも割り増してきておるといふ点で、そういう方
向で今後も対処したいといふふうに考へておりま
す。

○萩原幽香子君 給与の問題につきましては、ま
だいろいろお尋ねしたいことがございまして、ま
あ、まあ時間の都合がございまして別の機会に
譲りたいと思ひます。

そこで調整額の四割についてお尋ねをするわけ
でございましてけれども、この調整額四割というも
の性格がまたこゝにあまいものとしていふよう
な感じを私は受けるわけでございまして、そこでこ
の四割の性格というものについてもう少し明確に
お答えをいたしたいと存じます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 一般の賃金体系、給与
体系といたしましては、通常のいわゆる正規の勤
務時間といひますか、八時間なら八時間労働をす
るといふことにいたしまして、そこで月給をきめ
るといふ形がたてまえてございまして、そうしてそ
れからその時間を越えて一時間、勤務時間の中と
同じような密度で一時間なり二時間なり超過勤務
をさせるといふ場合には超過勤務手当を支給する
という形になるわけでございましてけれども、当面
の先生方の勤務はやはりそういう点で非常に特殊
性がある。したがって、その中身を申すまで
もございせんけれども、授業時間につきまして
は非常に密度の高い勤務になっておりますし、授

業時間を過ぎまして、授業準備あるいは自己研
修、それから研究会といったような、そういう関
係になりますと、授業時間に比べてやはり相対的
に薄い勤務になつてくる、そういう面がございま
して、そういう点の勤務時間の中が同質的に管理
される行政職、また一般の給与体系の場合とは非
常に違うわけでございまして。いわば授業時間が非
常に密度が濃くて、そしてだんだん薄くなつて
きて、そして勤務時間が一応四十四時間ございま
すけれども、それからさらに外に對してもいわば自
然性、創造性の関係でにじみ出ている、そういう
たような形にやないかといふふうに考へておりま
す。そうしますと、そういうにじみ出ているもの
をどういふふうに評価するかという場合に、やは
り勤務時間の中と外という形で従来の賃金体系の
ように分けてみていくといふことは非常に困難で
ございまして、しかもにじみ出ているものその
ものは教員の職務と責任の内容でございまして、か
ら、やはりこれを基本給、全部合わせて基本給と
いふ形で評価するといふことがやはり教員のあり
方に最もふさわしいのではなからうかといふこと
で考へまして、しかし現在勤務時間といふもの
を、その場合に勤務時間制度がどうかといふ問題
にもなりますが、やはり勤務時間制度は一応維持
していくといふことにいたしまして、現在の給与
表は一応四十四時間に対応する額という形になつ
ておりますので、全体として評価した中の、いわ
ば四十四時間に対応するもの以内のものは基本給
でございましてけれども、その性格を持つておりま
すけれども、四十四時間以外、いわば給与表以外
に調整額として給与と表を調整する額という形で設
定するといふふうに概念構成をしたわけでござい
ます。

○萩原幽香子君 一生懸命御説明いただいたんで
すけれども、私頭の悪いせいですが、もう一つ
きつといたしません。ですけれども、いまのお話
から聞いておりますと、一部は俸給に見
合ったもの、俸給の少しかさ上げをしますといふ
性格のもの、それからもう一つは、それは言いな

がらやっぱり超過勤務のようなものもあるんだから、それと一緒にしようかな。そういうことでございませう。私は給与的な性格を含んでいるということならば、調整額というものを四％に抑えられたその根拠というものを承りたいと存じます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 結論から申し上げますと、文部省が調査をいたしました、四十一年に調査をいたしました四％の手当、これは時間外だけのことでございませうけれども、手当について四％と調査をされました。それを尊重するということでございませうけれども、私も時間外だけを考慮しておりますので、包括的に評価して、本俸的な基本給だというふうに考えますので、それを手当てでなくて調整額、本俸という形に性格づけをしたということでございます。

○萩原幽香子君 超勤的な性格だけのものとして、これは私決して多い額だとは思わないわけですね。その俸給的なものを抜いて、これは多少超勤的な性格のものだとして私は考えてみて、これは決して多い額だとは言えない。と申しますのは、去る十八日に井上参考人が提出された資料によりますと、教員の平均年齢三十七歳、そして本俸が七万二千円、それが措置法によりますと、この人の月収増が大体三千九百八十三円になると、これを時間に直しますと約一週間に一時間五十四分ということになるわけでございます。ところが実際は、文部省が調査されましたものによりまして、平均週大体三時間二十分の超勤をしているということになるわけでございます。そういたしますと、これを金に直しますならば六千六百円ということになるわけでございます。そういたしますならば、まあ一週間当たり約一時間余りは切り捨てになつていて、こういうことが言えるのではないだろうかと思ひます。そういたしますと優に三〇％の超過実態の無視ということになるわけでございます。で、きのうから、夏休みや春休みや冬休みなどの長期の休暇が問題になつておりましたけれども、そうし

たものを差し引いてもなお二〇％の無代償措置ということになるわけでございます。こういう点につきましてどのようにお考えになつておりますのか、私は承りたいと考えるわけなのでございませう。

○政府委員(尾崎朝夷君) 端的に申し上げますと、勤務時間外でどれだけ勤務をしているかという点の調査をいたしました。客観的につかめたいと思ひます。これは、文部省の調査の関係は、私も一応結果として尊重したわけでございますけれども、まあ教員の方々から自己申告をしていただきまして、そうしてその中でおおむね調整をしておるといふことだと思ひます。その調整のやり方そのものはいろいろ問題があるかと思ひますけれども、やはり性格的にいって、どれだけ勤務時間が外に出ておるかという点が、まあ自発的なものが相当多いわけでございますから、實際をなかにつかみかたい。たとえ私どもが、何といふか、裁判で教職員会議の場合につきまして、あるいは裁判であつたとしても、修学旅行とかそういうかなり明確なものだけに過ぎまして、あれを評価計算してみますと、〇・三％といふたような数字にもなるわけでございます。したがうしてこの関係はなかなか客観的につかみかたいというわけでございませうけれども、一応文部省の調査の結果を尊重して、これを本俸的な性格づけをしたというわけでございませう。

○萩原幽香子君 非常につかみにくいということをおっしゃつておられるわけでございます。そうしてまあつかみにくいから超過勤務手当制度は教員になじまないというお考えも出てきたんだらうと思ひますけれども、しかし現在超過勤務の訴訟を起している県が十六県ある。しかも先ほどのお話しのように、いままでは下級裁判所の判決が大体勝訴になつておられるというわけでございます。ならば、裁判所では超過勤務というものを認めておる、つかめるものがあるというわけではございませう。あるいはまた文部省でも四十一年の調査の上では超勤の実態がともかくにも出

ているというわけでございませう。そこで私は先ほどからお話をしておられますように、非常につかみにくいものも確かにございませう。しかしながらはつきりつかめるものもあるということをお考えいただきたいと思ひます。そういたしますと、つかみにくいものは四％の中にまあ含めていたとしてもよろしいと思ひます。はつきり超過勤務であるというものがつかめるものについてはどういふふうにお考えでございませうか、この点を承りたいと存じます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 文部省の調査の中身としましてはいろいろにわたります。直接の教育活動、あるいは間接的活動、あるいは研修、事務活動、関連活動、そういう非常に広範にとらえておりました。その中身はなかなか客観的に評価しがたいという面もあるわけでございますけれども、いま御指摘になりました、たとえ裁判で指摘された、取り上げられました非常にはつきりした、修学旅行あるいは教職員会議、そういうたような点につきまして文部省調査の関係で計算してみますと、先ほど申し上げたように非常に少なく、〇・三という数字になつてしまつてございませう。やはりそういう非常に何といふか、かたい感じのものにつきましては非常にやはり水準が少なくなつておるということになりますので、私どもとしましてはやはり文部省の調査の修正した結果を一応尊重するということが望ましい傾向だといふふうに考えたのでございませう。

○萩原幽香子君 先ほどの〇・四％というのはいわゆる俸給的なものの上のせ、俸給的な給料的な要素というものが非常にあつたわけでございます。それにプラスして、はかれないような超勤のもの、そういうものを〇・四％と見るならば、はつきりわかつておられるという超勤の実態について、これはやはり私は出してやつていただくと、こういうことがほんとうじゃないだろうかという感じがするわけでございます。はつきりわかつておるものもなお出さないでよくというのとは実態に少しそぐわないじゃないかしらと思ひわけござい

ますけれども、これは総裁いかがでございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私なりの考え方を申し上げ、関連つておつたら給与局長に訂正させます。

私単純素朴にまず考えたところを申し上げてみますと、この問題は、計測できる超過勤務とできない超過勤務と、まずそういうふうに分けて考えなければいけないと思ひます。そうしますと、問題は超過勤務ですから、勤務時間の外の分だけが問題になるわけでございます。そうしますと、一番いいのは、昭和四十三年に文部省案が出ました。これは四％ですけれども、これは勤務時間を出た分です、いわゆる超過勤務に当たる部分を包括的に四％というところで差し上げようという、超過勤務の包括払いみたいなものがかつて文部省案で出たわけですね。ところがこの四％というのが、またこれはほんとうは計測すべきもの、し得るもの、ほんとうに入つていたと思ひますけれども、しかし、まあこの四％は一応計測できないものと目に見えておると思ひます。そうすると、これは今度の調整額とは違つて普通の超過勤務と同じ性格のものでございませう。ですからこれははかばかに全然はね返らない。退職手当なんかにも全然はね返らない四％、死んだ四％になる。しかし、そのほか計測し得るものがあるじゃないか、プラスそれに計測を考へようじゃないかといふことになりませう。まずわれわれのつかみ得るデータはいま御指摘のように、裁判中で、係属中のものがあるじゃないかというので、勝訴の基礎になつたものとして、いまの職員会議とか、修学旅行とか、さらにだんだん幅が広がつてきておられます。広くなつてきておりますけれども、そのパーセンテージをみますと先ほど局長が言いましたように大体〇・三％、先ほど来私が百円だとか八十円だとか誤ぐまじいと思ひ上げておるのとはそこにくるわけですね。そこでも一つ最近の例をいたしましては、京都の八幡町

ですか、あすこで超勤訴訟の取り下げのための和解をいたしておりますね。和解をいたしておりますときのその和解で手打ちになった額というものを申しますという、報償費という形で和解をしている。そして一月月額八十円という報償金です。パーセンテージにしますといふと〇・〇九%とほんとうにこれは涙ぐましい私はパーセンテージだと思ひます。それからもう一つごく最近にこれが朝日に出ておりましたけれども、五月九日でございますね。五月九日にやはり八幡町と同じ行き方で京都の夜久野町でもやはり同じ形で和解が成立している。しかしこれもいまの〇・〇九%、〇・一でしたかね、一くらいになったかもしれない、というようにあります。それをかりに文部省案であつた四%まるまる計測不能の分と見ましても、そういうデータからいいますといふと、いまの夜久野町とか何かでいけば、四・まだゼロ幾つになりましたけれども、そういうようなことからいいますといふと、先生方のほんとうのしあわせのほうを念願しておりますから、損得のほうからだけ申しますといふと、この本俸のほうへ調整額はこれだけ、そしていふんなものにはね返るといふのと、ただの超勤の性格のものが四・何%といったようなことでは、私はたいへんな違いだらうと思ひます。そういう意味で前々から非常に私はハッスルしてここで申し上げておりますのは、それだけの自信を持っておりますからであります。御了解ほんとうにいたしたいと思ひます。

すので、その四%というものの性格を私がさきにお尋ねいたしましたゆえんのはそういうところにあるわけなんです。先生方はこの問題について、私はおそろしく額といふことよりもほんとうに自分たちが超勤をやっていることが認められるか認められないか、そこにも私は大きな問題点があるんじゃないだろうかといふふうに考えるわけです。

そこであらためてお尋ねをいたしますけれども、そのはつきりわかつておりますものにつきましては、やっぱりこれは出してやるのが望ましいといふふうにお考えでしょうか、お考えでないでしょうか、それをはつきり私はお尋ねをいたしたいと存じます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私たちは先生のお仕事の特殊性として、自発性、創造性といふことを申しております。その考え方から申しますと、大体もう自発性、創造性の發揮によつて超勤勤務に当たるお仕事もこなしていただけるだろう、したがつてまた、文部省の例の項目に対しても厳正なる態度で臨むといふことを申し上げておるわけでございまして、自発性、創造性といふものを高く評価してこれに信頼をしますならば、それで何時間残つたからという計算の問題はごくもうこれは末の私は問題になると思ひます。そういうことを離れて、もっと勤務時間の内外を通じてのお仕事の再評価といふ堂々たる方面からこれをつかんで、そしてここで四%の調整額として差し上げる。しかし、これはその関係だけの手当てでございますからして、たびたびおことばにありますが、それに、私も毎年八月にはまた報告をいたします。そのたびごとに給与局長も努力をされていることを申し上げましたけれども、さらに私も文部省の意向もあるいは伺ひますし、もう職員団体の方々の御意見ももうしよつちゅう伺つております。まだ御満足いくまでにはいつておりませんけれども、そこでのお話もございまして、そういう面の改善はこれはこれは別の面です。とんとんとた——とんとんと言ひたいへんども思ひませう。

りの言い方になりますけれども、力を入れてまいります。そうしますとこの四%がさらにそれによつて輪をかけていくわけですから、まあそういうふうな考え方でのこのこれはいいじゃないかと私は思つておるわけでございまして。いかがでございますでしょうか。

○萩原幽香子君 どうも総裁と私とちよつとこうかみ合わないところがあるようでございましてね。私はやっぱりこれは労基法の問題に触れてまいると思ひますけれども、その労基法の三十七条といふものはやはり私は大事に考えているわけなんです。その基本的な権利の問題があるんではないかと、いふことを私は考えましたので、そういうお尋ねをされているわけでございまして。いろいろお聞きしてありますとはかのこと聞かせませんので、また後日に譲りますけれども、私はいまの総裁の御答弁で決して満足はいたしておるものではないといふことだけは申し添えておきたいと存じます。

昭和四十一年に文部省は教職員の勤務状況調査をされましたが、これらの勤務の中で教師本来の勤務とそうでない勤務が相当あったと思ひますけれども、教師の本来の勤務とは一体何でございましょうか。その基本的な考え方がなければやっぱり事務職員や養護教員などの配置の必要性がほんとうはおわかりいただけられないのではないだろうかと思ひます。したがって、いまの養護教員なり、あるいは事務職員の配置の関係をながめてみますといふこととに実情に合わない機械的なものが非常に多いのではないかと、これを考えるわけでございます。教育白書によりますといふと、アメリカでは事務職員の数が本務職員百人に対して四十一人も置かれていたといふことでございまして。それに對しましてわが国では百人に対して二十三人しか置いてない。これは単なる財政上の問題ではないと私は考えるわけなんです。このほかにも先生の勤務に対する考え方といふものが大きく支配しているのではないかと考えるわけ

でございますけれども、こういうことに対して文部大臣はどのようにお考えでございましょうか、承りたいと存じます。

○政府委員(宮地茂君) お答えいたします。私も四十一年に調査しましたところで申しますと、教師一人当たりの週平均の時間数が小学校で四十七時間五分でございます。そのうち教員の主たる仕事、いわゆる子供の教育をつかさどる授業をやる、また授業のために教案を書く、教材研究をする、さらにいろいろな研修をする、そういった子供への直接指導、さらに間接的な指導、こつたつたような面が四十七時間五分のうちの三十六時間五十九分でございます。その他がいろいろ事務的な問題と社会教育関係の仕事までなっております。したがって、わが国では学校の先生方が社会教育をやつてくださることが非常にいいといふこともございまして、それも否定いたしません。しかし社会教育まで手を伸ばすといふことは非常に先生方の労働が過重になるといふ面から申しますと、社会教育に先生方が手を出してはいけないうつたものではございせんが、労働過重といふ面では社会教育まで出されるのはどうかといふような面もございまして。したがって、主たる仕事が多うございまして、いまアメリカの例を引かれましたが、特に大学との比較、さらに国立の小・中学校等との比較におきましても、公立学校では事務職員が少ない。教員の給与がともかく水準が低いといふたような感じと同じように、公立の学校では事務職員の数がとにかく少ない。もっと事務職員を置いて、教師の事務的な仕事を軽くしてあげるべきだ、そういう認識は十分持つております。ただ口では言つてもそのとおりになつていないといふおしかりに対しては、お答えしにくうございまして、そういう意味で定数法の改善に取組んでいきたい。十分でございますけれども、五年すつ第三次五年計画まで進んでまいりましたために、目標といつたしましては、ともかく次の年次計画は一校一人はせむ置きたいといふことを一応目標に關係方面ともせむ相

談していきたい、こういう考え方であります。

○萩原幽香子君 一校一人はぜひ置きたいと、これはぜひ実現をさせていたきたいと考えるわけでございます。それは、こういったような先生たちは非常に業務に追われながら一生懸命に研修の時間を持ってゆきだしていただくわけでございますけれども、そういう先生方に対して世間一般の評価は私は冷たいと考えるわけでございます。たとえば昭和四十二年の二月NHKの国民世論調査の報告書によりますと、先生を尊敬できるかという問いに対して、尊敬できる先生が多いと答えたのはわずか二九%、尊敬できない先生が非常に少ないと答えたのが四三%ということになっていてございまして、先生が尊敬されない、信頼されないという中で、たして教育というものが可能になるだろうかというのを、私は非常に憂えるものでございまして。そういう信頼される教師であるために、文部省は先生の自発性、創造性のためにどのような具体的な施策をお持ちになりましたのか、それを承わりたいと存じます。

○政府委員(宮地茂君) 社会から尊敬されるということ、教師の自発性、創造性ももちろん関連ございまして、特に社会から尊敬されるということを一応離れても、教師の自発性、創造性を生かす、そのための考えといたしましては、私もこれは人事院の意見の御説明にもございまして、勤務時間内に研修にも承認をとって行かれます、あるいは子供をつれて野外観察に行かれます、そういう場合にも一々一般の公務員のように上司が監督をして、目を光らしてどうこうということじゃなくて、それこそ教師の自発性、創造性によって働いていただく、そういうふうな勤務時間管理を弾力的に行なう。こういうことが基本的な大事である。さらにこれは教育公務員特例法の十九条、二十条にもございまして、何といいたしても教師の資質向上には教師の自発的な研修であろうと思ひます。命令されて研修に行くということも必要でございまして、自発的に研修をしてい

く。そのためには人事院の意見の説明にもございしますが、できる限り教特法の二十条の研修の規定を活用していきたい。それに関連して、夏休み等はもちろんそうでございまして、そういうようなこと、さらに世間から、社会から尊敬を受けるということにはやはり尊敬を受けるだけの地位でなくちゃいけない。地位にはいろいろございまして、けれども、端的には給与が高くなければ、非常に給与が低くて尊敬を受けるということもなかなかそうはいかぬと思ひます。尊敬と給与とは直接つながりませんが、やはり尊敬を受けるに値するだけの地位に報いる適切な給与、待遇改善、こういったようなことを総合的に進めていくべきだと考えます。

○萩原幽香子君 先生たちが尊敬をされるように、そういうようなことになるためには文部省としてもまだまだお考えいただかなければならない面がたくさんあるわけでございまして、特にいまのように金というものが非常に大きなウェイトを占めて動いているような世の中にありましては、やはり先生の待遇というものは非常に私は直接つながらないとおっしゃっても、直接つながると思ひます。先生たちの給与がもうほんとに高くなったら、したがって先生たちのいい方もどんどん集まってくるでございまして、先生たちの評価も高くなる、私はこう考えているわけで、そこで文部大臣は昨日でございまして、教師の特殊性について専門的な技術と自覚の重要をお述べになりました。そこで教員の自覚についてお尋ねをするわけでございまして、中学で免許状のない科目を担当している例もかなり多いと聞いておりますけれども、その実態について承りたいと考えられてございまして。

○政府委員(宮地茂君) 中学校、高等学校で教員のいわゆる免許外教科を担当しておられる例は遺憾ながら現在ございまして、特に僻地等の小規模学校におきましては、教員の定数の関係もございまして、この免許外教科の担任教師が多くなっております、そういうことを前提にいたしまして、全般的な数字といたしましては、昭和四十四年度の免許外教科の担任状況は四十四年度で五万四千九百六十五件ございまして、そして一人が教科だけの免許外でなく、二教科、三教科というのがございまして、実人員はこれより少ないと思ひますが、件数では五万四千九百六十五件でございまして、うち僻地関係が一万一千八百八十八件でございまして、したがって、平均一人当たり免許外担任率は七割ということになります。高等学校では同年七千八百一十一件でございまして、こちらのほうには教職員総数十五万人余りに対しまして、一人当たり免許外担任率はこれは非常に低くございまして、〇・〇五ということですが、中学校は遺憾ながら免許外教科の担任者が多くなっております。

○萩原幽香子君 やはりこうしたことです。教師というものを専門職と見ていない証拠ではないかというふうに考えるわけなんです。自分が実際に免許を持っていない教科を担当するということ、これは学校の教員だったからわかるのですけれども、これは先生方にとっては非常につらいはずだと思ひます。こういうことについて、今後どういうふうになるおつもりなのか、承りたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) これも結論は、教員定数が少ないことに帰されると思ひます。特に、先ほど申しましたように、僻地の小規模学校、これは四十四年度の定数法の改正で、単級複式は四十八年度までに解消する。五個学年と六個学年、小学校で、そういう複式は廃止するという目標は立てましたけれども、まだ、さらばといつて僻地で、中学校九教科ございまして、どんな小さい学校にも九人の先生配当というのはまだ実現されておられません。したがって、僻地の小さな学校でも最低教員を九人配当すれば、まあ相当むずかしいと思ひますけれども、くふうをこらせば九人あればそれぞれの教科を一人が担当できるということになります。そういうようなことも、定数法の改正では念頭に置きまして、いまの御質問のことにかたえるためには定数改善ということに全力を盡

いて進めたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 お話を承っておりますと、やればやれるようなことがいままではやられていなかったと、こういうことも言えるのじゃないかと思ひます。私は、ほんとうに教育を愛し、そうしてその教育に携ってくださる先生方をほんとうに愛する気持ちが文部省にあるといたしまして、ならば、こういったことは私が指摘申し上げるまでもなく、これまでいろいろと努力を重ねられておたはずではないだろうかというふうに考えるわけでございまして。お尋ねをしてみますという、いままで一生懸命やろうとすれば何とかやるのだというふうなお答えが返ってくる。それじゃ、こういうことを言うものがなければいけないだけなのだろうかというわけが私の胸を締めつけるわけであります。こういった面につきまして、ほんとうにやっていたかなければならぬ。たとえば養護教諭の問題にいたしまして、人数が少ないから養護教諭がいなくて、こういったような実情もたくさんございまして、そういったような面については私は十分御配慮がいたされたいと、こういうことを心から念願するものでございまして。

先ほど内田委員のほうからお尋ねがございましたけれども、いわゆるろうあ学校などでは幼児部を設けてある、こういうお話でございまして、その人たちにに対してはこの法律が適用されない、こういうわけでございまして、私は、特にこういった学校で、小学校、中学校の担当者は適用を受けて、全く同一資格で、かつ同一給与表でありながら幼児部を担当するということがよくてこの適用から除外されるということには不合理なまわることだと考える次第でございまして。こういう不合理を残しながら、この教特法を上げていくということは私は非常に不満です。特にこの種の学校では幼児教育が重視されて、国もこれを認めて、現に教員が配置されているというところから考えましてもこの人たちの除外はまことに差別待遇と言わなければならないと思ひわけ

なんです。この問題についてどういうふうにしてくださるおつもりなのか。あわせて、先ほども出ておりましたが、私学に対してもこの人件費などの運営費の補助の道が四十五年から開かれたわけでございます。ところで教職調整額の本質が教職の自発性、創造性に着眼して出されるものであるとされるならば、当然私はこうした私学の先生方も対象になさるべきではないだろうかと思えるわけでございます。したがって、私学財団に対しても調整額とみなされるものを助成し、あるいは高校以下については地方交付税でこの分を加算すべきではないだろうかと思えるわけでございます。幸いにいたしまして文部大臣はそうした地方財政の大ベテランでございますので、この点についていかがお考えでございますでしょうか、承りたいと思存します。

○国務大臣(秋田大助君) その点につきましては、昭和四十五年度から私学振興の趣旨をもって大学とともに高校以下につきまして交付税で計上し、包括的に処置をすることにした。四十五年は四十五億、本年度はその倍額九十億の処置をいたしておるのであります。今後その方針に従いまして漸次その額をふやしてまいりたいと考えております。

○萩原國香子君 時間がまいりましたのでもうやめますけれども、私は幾つかの点で指摘しながら、この法案が非常に問題点が多過ぎるということとを申し上げておきます。そこでこの法案をこれからどのようにお取り扱いになりますのか、これを最後に文部大臣に承って私の質問を終わりたいと思存します。

○国務大臣(秋田大助君) この法案をいかに取り扱うかという御質問でございますが、もちろん御賛成を願ひ、通過を期するわけでございまして、しかし、これは教職員の方々の待遇改善の一步前進と申しますか、序の口でありまして、いろいろとお尋ねのありました諸点に配意を進めて、今後教員の方々の待遇一般の改善につきましては特段の努力を重ねてまいりたいと考えております。

○小笠原貞子君 ただいま一斉にカメラがパツと向きましたが、いまだ九時半でございます。きょうは定例日ではない、委員長が戦後でお開きになった委員会でございます。私たちはそれは不当だと言ひながらも慎重に審議するという立場からきょうは参加しております。まだ十二時までは相当の時間がございしますから、ゆつくり質問させていただきます。

まず第一に、全体の基本的な問題になると思ひますので、お伺いしたいと思存します。戦前、明治憲法下における教師、そして戦後の新しい憲法、そのもとにおける、また教育基本法、そのもとにおける教師の身分、その制度の保障、身分制度の保障というものが基本的な点のように変わつてくるか、それは端的にお答えいただけたらと思ひます。そのことを人事院、そして文部大臣どうぞお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) たとえば待遇の面について承知をしておるところを申し上げますと、先ほどどなたかのおことばによつと出ましたけれども、昔は待遇官更でございまして、本物の、本物と言ひますか、本官の扱いをされていなかった。今日その辺の身分関係は改善されておると思ひます。私がこの間ちよつと申し上げましたのは、自発性と創造性の点からいうと昔のほうが相当地よかつたんじゃないか、これは私の両親から聞いた昔話なんです。いいところは昔のものをとつてもちつともあれする必要はないというふうにも思ひまして、きわめて直観的なお答えで恐縮でございますけれども、まずそんな感想を抱いております。

○国務大臣(秋田大助君) 戦後は、やはり民主的ということを中心に、社会万般の制度を考えておりますので、教員の地位につきましても、教員の待遇につきましても、先ほど来から申し上げております教員の勤務またその態様の特殊性に照らしまして、適正なる待遇、適正なる給与、また適正なるいろいろの環境の整備につきまして、誠意を保持して——いまだ社会的に御満足を得る状態に

では達しておりませんけれども、漸次努力を重ねてまいりる所存でございます。

○小笠原貞子君 決意を聞いてるんじゃないんです。どういふふうに変つたかというその重要な中身を聞いてるんです。

ついでに労働者の立場として、労働者としての教師の地位というところから考えて、どういふふうな戦後と戦前は違ひか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(岡部實夫君) 私ども労働行政直接の立場からは、教師のそのものゝろな問題について十分詳しい知識を持ち合わせておらぬ点もございしますが、労働関係の面から見ました場合に、御承知のように、戦後具体的労働立法がございして、これによりましていろいろ労働者としての生活あるいは労働条件、これの保護をはかるというたてまえで、わが省も戦後生まれただけでございます。そういう意味でそれらの対象にはすべの勤労者が少なくとも何らかの形でその労働条件あるいは勤務条件についての保護を法律によつて受け得るという形の態勢ができたと思つておりまして、教職員の方もその法体系の中でそれぞれ立場に立つて法的な保護を受けておるといふことに相なつておると思つております。

○小笠原貞子君 十分なお答えではなかつたので、私のほうから整理して御確認をいただきたいと思います。明治憲法下における教師の地位というものは、その身分は全く保障されていましてした。そうしてその労働条件として、労働の対価として与えられる賃金ではなくて、それは生活賃糧として与えられるものであつて、そして勅令によつてしなされていたという教師であつたといふことは、この間の参考人の横枝氏からも言われただけで、そうして戦後どういふふうに変つたかという面が變つたかといふは、いま労働省の立場から言われたように、教師といふことも労働者としての生活権を保障されると、それを保障しなければならぬといふところが大きな違いだと思ひます。このことは確かに先ほどから言われて

いるように、教師の仕事という、教職というものは特殊性があり、専門的な技術をみがかなければならぬ、自主性がなければならぬ、自発性がなければならぬ、創意性がなければならぬ。そういうふうな面はあるとしても、それだからといって、その自発性や創造性をつくり出す基礎であるところの、働く者としての、人間としてのその生活の基礎が奪われるということがあつては創造性も自発性もなくなつてしまふと思ひます。だからつきりここで確認していただきたいと思います。いまの教職といふものは、一面では、そういう専門的な高度な技術や、創意性や、自主性や自発性というものは持ちながらも、その他の側面においては、やはり労働者というものであるのだといふ、この二つの面があるのだといふことを確認していいと思ひます。つまり労働者といふのはこれは労働力を売つておるのであつて、教職といふ名前のもとに、当然持たなければならぬ権利、市民的な権利までも売つておるのではないといふこと、その点のところは私は戦前と、戦後の教師の身分保障に関して、非常に違つた点だ、こういうふうに言ふと思ひますが、いかがでございますか、御異議のある方だけ御発言いただきたいと思います。御異議がなければ御賛成……。

○国務大臣(秋田大助君) 私の考えているところによりまして、単純に労働者、こゝういふ表現はやはり教員の方の本質を表現するに適切でない。確かにそういう面もあるかもしれないが、やはり特殊な形態がございまして、精神的な労働と申しまして、いろいろ創造性、自発性を大いに要望されている専門職にふさわしい、そういう方としての、人間の生活を維持するに十分足り、かつ世間の尊敬を集むるに足るだけの待遇をされる人として遇されてきたといふ点に、確かに戦前と戦後の違いがあると思ひます。そういう考え方では、われわれは処してまいらうといふところにおきまして、われわれの考へておる教員の地位の変更、向上といふことを御了承願ひたいのでございします。

○小笠原貞子君 いま、いろいろお話ししたけれども、要するに私が言うのは、それは専門

職で特殊な職業であるということで、労働者ということばが、おいやならそのことばはけつこうで、すけれども、働いて、生きて、そして生活して、教師として専門的に働けるいろいろな知識や技能をみかくための、また自主性、自発性を生み出すところのその基礎である生活の権利そのものは保障されているということでございますよう。

○国務大臣(秋田大助君) 保障すべきであると思います。

○小笠原貞子君 はい、わかりました。
じや、以上のことを踏まえて、これからの質問
をいろいろと伺っていきたいと思います。

この法案の特徴は、前々から言われていましたように、三十六条、三十七条というものを抜かす。そして時間外手当は出さない。業務命令によつて超過勤務を命ずることができると、わざわざ

法的根拠をお与えになつたわけです。先ほどからの答弁で、全然矛盾している、西岡さんも宮地さんも。原則として超過勤務を認めないというのが、その原則をどう貫いて、どう行政指導していくかと言わなければならないのに、その原則はいまも変わりませんと言いながら、その原則を脅かすような超過勤務制度を認めるということに、根本的な法的根拠をつくられたということは、これはもう全然矛盾なんです。おたくの考え方の

ほりが狂っているんです。これまたあとで聞きますけれども、まずそのことが一番大きな心配で、全国からたくさん先生の先生たちが連日こりやつて参観にも傍聴にも来ていらつしやるし、いままでかつてないようにたくさんのはがきや電報などというのがきています。夜中にも電話がかかってくるわけです。それは何だといえど心配されるとおりやはり出てきたなというのが先ほどの示された九項目、あれではみんな入っちゃうわけです。それに法的根拠が与えられた。それはもう心配がほんとうのものになったと、いよいよそういうことになると思う。

まず一番初めに、歯どめの問題というのでおた
くのほうは非常に自信を持っていままで言ってい

らつしやいました。その歯どめは三つある。まず第一は、労働者の意向を反映して文部大臣とそれから人事院総裁とできめるのだから、だからこれは重要な歯どめだ、こういうふうに一番はおつしやいました。二番目には、健康と福祉を害しないようにということがそれに加わっているのだから、これも歯どめであると言われた。そして三番目には、措置要求権、それがあつたのだ。そして、これは取り消していただきたいと思うんですけれども、きのうですかおとといですか、ハッスルなすつて、提訴されて、言うこと聞かなければ罰則規定もあるとおつしやいました。罰則規定はないんですからね。これはあとから三番目としておたくとやりますけれども。こういうふうに三つ言われたわけですよ。だからその一点ずつから私は質問をしていきたいと思うのです。

まず文相と人事院が協議する、その協議には労働者の意向を反映され、そうしてきょうの段階では、日教組という名前で反映させるために会うということとを西岡さんさつきおつしやいましたね。さつきおつしやつたじやないですか。職員団体でしょう。職員団体には日教組入っていないんですか。入っていますでしょう。職員団体と会うということとは、それでは日教組とも会うということではないでしょう。

○政府委員（西岡武夫君） もちろん教職員団体に日教組入っているわけでございますから、日教組の意見を十分に聞く考えてございます。

○小笠原貞子君 聞く考えだけじゃだめだと言ったんですよ。いままでだつて聞く考えですとか、これで反映させるからとか、歯どめとか言つてらつしやるけれども、私この間から聞いてつくづく思つたんですね。反映させるというわけでしう、文部省に、人事院に。両者の意向を反映させる、正しく反映される保証全然ないんですよ。たとえば私はカメラを考えたんです。きのう寝ながら全くしうがないと考へていたらカメラを考へ

た。文部省のカメラはいいカメラだと思いますよ。ところが反映させようというのにピンと合わ

せようとしてないですよ、文部省のカメラ。ピント合わせようとしなさい、反映させようとしなさい。いままでのずつと実績から見て、人事院のほうは一生懸命カメラでピント合わせようとしているが、こっちはどうも性能の悪いカメラらしい。だからピントが合わないんですよ。だから反映させるなんて言ったって反映できない。いままで反映されてないじゃないですか。だから反映させるとなればそこに制度的なものがあつて、大臣が幾ら全国行脚して聞いたつてだめなんです。大臣が行ったときの給食はおいしいけれども、われわれが行つたときはまずい給食になるんだから。そういうようなところに行つて特定の人と幾らやつても一人の大臣がお聞きになることでしょう。それよりもやはり国際的にも言われているように、たとえばイギリスでは教員団体の代表とそれ雇つ

ている機關の代表とが教員の給与について協議交渉する合理的な機構であるバーナム委員会というのがありますよ。御承知のように、イギリスでは労働三権持っている。それでもそういうバーナム委員会というものをつくって、そしていわゆる使用者側二十五人、教員側二十六人という委員会を持つてゐる。そうして制度的に話し合つて聞くという、反映するということもできるわけですよ。ところが、たとえば教員団体と反映してもら

うように話し合います、聞きますでしょう。目だけカメラをのぞいても、ピント合わせようとなしい、ちゃんと反映しないから、これは全く反映で

きないわけですよ。だからもしもほんとうに反映させるとおっしゃるならば、反映できるような制度的な具体的なそういう機構というものが考えられなければ反映されないわけです。そういうものを考えていらつしやいますか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

ただいま先生からピントを合わせる気持ちが出てというおことはございましたが、今回のこの問題について文部省はピントを合わせて対処した

いと考えております。

○小笠原貞子君 私がピント合っていないというの

じやないですよ。たとえばOECDの教育調査団報告というのがあるのは御承知のとおり、一九七〇年二月十八日からバリで開かれておりますよね、その中で出されているこの報告書、このOECDの教育調査団というのは、今度のおたくのほうで答申をお待ちになつてゐる中教審、なかなかこれはいいという評価をしてゐるところですよ。この調査団というのはその評価をしていないと言われるOECD教育調査団の報告の中にも、時間がないから読みませんけれども、ここにこういうことが書いてある。つまり文部省は不当の権力のかたまりであり、現在学校教員の意見や考えを聞くこととしないと、ほとんど例外なく教員が感じている。こう書いてあるわけですよ。だから私だけが感じたのではなく、国際的にも感じて、そうしてこういう報告書を出されてゐるんだから、客観

的に私はこのことについて、やっぱりそういう制度的なものがなければ保障されない、そう思うわけです。もう一度そういう制度的な保障というものを考えられてないのかどうか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。制度的な保障という意味は、現在の時点では考えておりません。

○小笠原貞子君 そういうものが考えられていないということは、結局反映というものが制度的に

保障されていない、だからこの第一の歯どめというのは、これはだめだという結果が出てくるわけですよ。私の論法はそうなんです。意見があつた

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。確かに先生御指摘のとおり、今日までの文部省と教職員団体、その中でも日教組との関係が信頼関係に立っていません。これは、やはりわが国の教育の今後の発展のことを考えますとまことに不幸なことでございます。私どもは、今度このような法案の御審議をいただきましたのも、このこ

との解決を通じて新しい教育の現場をつくり上げていく、その基礎になる文部省とまた教職員団体

との信頼関係も取り戻していく、そういう決意のもとに取り組んでいるわけでございます。

○小笠原貞子君 これ幾ら繰り返してもそういう御決意のほどしか伺えないと思ひます。私に言わせれば、何ら反映されるといふ保証はないという結果しか出ないと思ひます。

次の第二の歯とめについて、健康と福祉ということがいわれてはいますけれども、健康と福祉を害しないようにといったって、これまた非常に抽象的なんですね。私、これ出されたら校長先生どうなっちゃうんだらうと思つてきのう一生懸命考へてみた。健康を害しないよう勤務の実態について十分な配慮をという、具体的にどういふ基準で、健康を害しないようにするためには、その健康というものがどういふ健康状態であるかという尺度が要るわけですね。健康を害しないように、こういうことになるわけですね。そこでお答えいたしたいのですけれども、たとえば男の人と女の人の男女差というものが体力的にもあるだろうし、二十歳代と四十歳代だつてやっぱり体力に違いがあるだろうし、独身で寮生活をしている人と、それから目方の重いやら、それから体力の強い、これはいろいろ差が出てくると思ひます。そういう差というものをどういふふうに健康を害しないようにというときに考へてこのことばを想定なすつたのでしうか。また、遠距離から通つてきてたびれて学校へ来る先生と、学校の近くにゐる先生と、子供を持つた母親の先生と、いろいろ健康の状態というのが違つてくるわけですね。そのいろいろな差というものを考へて健康を害しないようにと一括しておつしやつていらつしやるけれども、一具体的に健康を害しないというのはどんなふうになつて判断なさるのですか。二十歳代と四十歳代、どういふふうに、佐藤さん校長先生だつたらどういふふうに考へて業務命令を出されますか。ちよつとひとつ、私もそう思つて考へているのですが……

○政府委員(佐藤達夫君) さつきのカメラの件は、人事院のカメラはりつばなカメラだといふこと

とにしておいていただきたいと思います。(笑聲)

それからいまの御質問ですけれども、これはもとと人事院規則にあつたのを文部省で借用して法律の中に入れたのです。そういう点、人事院規則はどこにオリジンがあつたかと申しますと、先ほどたびたび問題になつた労働基準法の中にあるのです。「労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ」といふ歯とめになつてゐるのです。これは労働基準法にある歯とめですから、これほど頼もしいものはなからうといふことからおそろく人事院規則に取り入れて、それをまた文部省が法案の中に入れてきたのだらうと思ひます。しかし、いまの年齢とか何とかの話になつてまいりますと、これはかえつてばく然としてゐるほうが私は歯とめとして効力があるのじゃないか。ことにあとの福祉を害しないようにといふ、これはたいへんなことでございします。健康ですと、肺結核はどうのこうのといふことでだんだん範囲が煮詰まつてまいりますけれども、結核にならなければいんだらうといふ話になりますけれども、福祉の問題になりますと、福祉を害しているじゃないかと言われれば、言われたほうはぎよつといたします。そういう意味ではこれは歯とめとしては大きな歯とめじゃないか。そして現実問題としてはそれに当たるかどうか。たびたび申し上げるうちに、措置要求の場合に断固としてその基準に照らしてだめだといふふうに言ひます。

○小笠原貞子君 文部省はどう考へられますか。この健康と福祉という抽象的な問題がほんとうに歯とめになるというふうに考へていらつしやるのですか。

○國務大臣(秋田大助君) 大体いま人事院総裁がおつしやつたことと同じように考へておりますが、これは常識的にはかられて、しかしながら健康の度合い等をどういふふうに見ていくかといふことは、先ほど御質問がありましたとおり、今後科学的ないろいろ調査をいたしまして、いろいろの調査に基づくいろいろの基準等がだんだん

と整備されていくものだらうと思ひます。そういう点を考慮をしながら、そのときそのときの健全な常識によつて判断をされるべきものであると思ひます。

○小笠原貞子君 非常に善意で、そういうもうすばらしい校長先生のもとで先生たちがやられてゐたら、この問題そんなに心配してこんなにいじらないのですよ。たとえば、そこが実態調査してゐない弱みなんです、おたくのほうの。実際に調査してごらん下さい。そんな神さまみたいな、健康と福祉を害しないためにはといふ歯とめにばつとなるような、そんなところ少ないですね。たとえばある果のある学校に行つてみますと、こういうことがあるんですね、あした指導主事が来るというので、それで夜九時半から職員会議を招集されて、何と午前三時まで職員会議は開かれてゐるんです。何でもやられたかといつたら、指導主事を相談しなきゃならない、こういうことで午前三時までやられてゐるわけですね。これはまた一つの面があると思ひます。何でも指導主事があした来たらこんな大騒ぎしなきゃならないかといふことでですね。これは管理体制きつちりやつて、上部下部のそういう統制するもので、もう指導主事が来たら、きのうの話じゃなければいけません、指導主事のほうはもうさまたちになつてしまふ。だから職安の人が学校に来たら百五十円のおすしで、指導主事が来たら五百円のおすしだといふことが出ておるんですね。これはまさに任命制教育委員以来の弊害がここに出てゐると思ひます。こういうふうになつてきますから、だから健康と福祉などという抽象的なことで歯とめになるという根拠は全然ないと言ひたい。

次に福祉という問題、これまたちよつとたいへん膨大なんで考へていただきたいと思います。これは人事院総裁お答えいただきたいと思います。これは、福祉といふのは一体どういふことを考へていらつしやるか。福祉を侵さない、福祉といふのは具体的にどういふものを考へていらつしやるん

ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど触れましたのはそういう意味から申し上げたわけですね。健康の例で申しましたのは、たまたま素朴に結核になるといふことを申し上げました。これを嚴重にしほつてまいりますと、発熱何度が何日続いたといふようなことでずつと表みたいものををつくるということば考へられます。福祉についてもおそらく書きにくいでしょうけれども書けないことではないと思ひます。しかし、そういう機械的な基準でやるほうがいいのか、とりとめのないような形でも福祉を害したじやないかといふて、これを手がかりにして自分の主張をすることができる手がかりをつくつておくといふほうが私は職員のためにはなるんじやないかという気持ちがいちたします。

○小笠原貞子君 私はですから健康の差というのはどのメートルではかるかと、福祉といふのはこれだと言へと言つてゐるんではないんです。こういう抽象的なものでやつてこないで、もつと制度的な保障をやれといふことです。具体的にいへば三十六条、三十七条適用を除外するんといふこと、そうして超過勤務をさせないといふのが原則であるならばこれを買ひたいだけいいんです。そうでしょう。そこで福祉とは一体何だらうと考へたんです。先生方や私たちの立場で考へる福祉といへば、たまにはいい音楽を聞いて文化的になりたたい、家族で団らんしたいといふのも福祉の一つだと思つたんです、まさにそうでしょう、これも一つの福祉だと思ひます。ところが、先生方に出てくるこの超過勤務といふもの命令というのは突如出てくるわけですね。これは民間の場合ではちゃんと協定を結んだりして事前に通告されておるし、いやだといつたら断られるといふことですよ。ところが、業務命令といふのは突然出されるわけですね。そうして業務命令が出されれば、出なければ処分と、こくくるわけですね。そうするとこれは出なければならぬわけですね。そうするとほんとに奥さんがきょうはもうおとちやんと一緒に音楽会に行けるんだといふてほ

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 奈良県桜井市笠八四一 中川百合
子外四千六百六十五名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三四八七号 昭和四十六年五月十二日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(三通)

請願者 兵庫県加古川市別府町新野辺一、
二六〇 佐々木かつよ外二千四百
八十七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三五〇三号 昭和四十六年五月十二日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 秋田県鹿角郡花輪町字下中島六ノ
一 石井純一郎外二千三百九十八
名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三五一〇号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 神戸市須磨区平田町二ノ七 谷口
浩子外六百九十九名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三五一一号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(三通)

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町古川九八一
三 善寛外八千六十五名

紹介議員 加藤シズエ君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三五二二号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 福岡県京都郡豊津町 木村登喜雄
外七千九百二十名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三五二三号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 宮城県桃生郡河南町 高橋典子外
五百八十三名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三五五六号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(三通)

請願者 広島県竹原市下野町 政重益三外
一万八千八百八十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三五六一号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 兵庫県加東郡社町上田四八三 安
田ミシル外五百十八名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三六七五号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 横浜市西区久保町五四 横田静外
二千四百十三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三六七六号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(三通)

請願者 宮城県登米郡迫町佐沼光ヶ丘 三
上和夫外四千四百四十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三六七七号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(四通)

請願者 岡山県高梁市川面町 杉山利男外
六千九百八十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三六七八号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 神奈川県足柄上郡大井町金子宮地
四、〇四三ノ三 石井賢治外三千
七百三十一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三六七九号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 静岡県下田市落合二八五 土屋静
江外三千三百三十六名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三七八〇号 昭和四十六年五月十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 石川県金沢市増泉一ノ二九ノ四
赤尾美雪外千八百二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三七二九号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 長野県松本市桐三ノ四ノ一 庄山
真二外三千七百七十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三七三〇号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 神戸市兵庫区熊野町二ノ一二ノ一
近藤敏子外三百四十九名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三七三二号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 三重県上野市忍町 兵頭和子外三
千七百十四名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三七三三号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 鳥根県仁多郡仁多町大字高田七七
四 若槻幸治外二千九百六十二名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三七三九号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(三通)

請願者 宮城県遠田郡小牛田町化粧坂一三
二 佐々木康子外五千九百九十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三八二二号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
(一通)

請願者 宮城県柴田郡大河原町字中屋敷前

一二ノ五 大築美恵子外二百八十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三八二三号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 埼玉県上尾市大字上一、二二七ノ三 新井安子外三千八百八十三名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三八二四号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 千葉県安房郡和田町白渚 石井貞子外三千五百二十四名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三八二五号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 山形県米沢市松ヶ崎一ノ四ノ一六 守屋雅義外六百四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三八二六号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 高知県安芸郡東洋町申浦 北川末男外千八百八十名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三八二七号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 大分県別府市吉弘町九 原光男外一万九百十七名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三九二二号 昭和四十六年五月十四日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 神戸市葺合区熊内町三ノ三六 橋口和子外五千四百三十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三九六〇号 昭和四十六年五月十五日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 兵庫県安芸郡一宮町生栖五一 前田美代子外二百四十七名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三九六一号 昭和四十六年五月十五日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 長野県小県郡東部町和大川 伝田和良外三千三百五十二名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三九九〇号 昭和四十六年五月十五日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科五四 山本徹外九百三十八名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三九九一号 昭和四十六年五月十五日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 宮城県玉造郡鳴子町大口字川渡 島居塚光子外九千二百十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第四〇六六号 昭和四十六年五月十五日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町六ノ四ノ一 一 佐久間房外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第四〇六七号 昭和四十六年五月十五日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 兵庫県美方郡温泉町飯野九二六 中井良子外千四百十三名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第四〇六八号 昭和四十六年五月十五日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町大坪一三組 笠政雄外四千五百四十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三一七八号 昭和四十六年五月七日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 石川県金沢市野町一ノ二ノ五松島 方 本多明子外九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三一九九号 昭和四十六年五月七日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 神奈川県平塚市中原上宿三〇六 種田迫郎外二百十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三二四四号 昭和四十六年五月八日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 石川県河北郡津幡町清水 一九靖子外百九十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三三三三号 昭和四十六年五月十一日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町三ノ一ノ二 中村益博外九十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三三三九号 昭和四十六年五月十一日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込四ノ四ノ一六 佐藤昭一外百十名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三四〇八号 昭和四十六年五月十一日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 千葉県葛飾郡鎌ヶ谷町鎌ヶ谷二 五一ノ三二 関誠外百八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三四六〇号 昭和四十六年五月十二日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪四ノ一七ノ一二 桔梗荘内 加瀬キミ子外百十六名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三五一六号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 石川県羽咋郡志雄町聖川 寺島美
喜子外百名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三五三三号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 大分県大分郡津原町大字太田四
九三 工藤省三外百名
紹介議員 山田 徹一君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三五六六号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(二通)
請願者 福岡県田川郡赤池町伏原三七一
香月香代子外二百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三五五〇号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 大分県大野郡三重町大原 浦松久
造外百名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三五五二号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 大分県下毛郡耶馬溪町深耶馬
佐々木照義外百一名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三五五二号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 大分県下毛郡耶馬溪町深耶馬
佐々木照義外百一名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

請願者 大分県宇佐市大字和氣 河野都外
百名
紹介議員 北條 浩君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三五六七号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 東京都大田区南馬込四一四一ノ六
佐藤昭一外百八名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六六八号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 石川県金沢市桜町一四一 荒川
昇一外九十九名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七〇号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 東京都世田谷区若林四二二ノ六
坂本稔外百二名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七二号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(四十通)
請願者 石川県七尾市栄町一〇二 松本文
外九十九名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七三号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 東京都世田谷区代田二二三ノ一
二中光荘内 福田量平外九十九名
紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七四号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 大分県速見郡山香町大字吉野渡
竹内昭外百名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七五号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七六号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七七号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七八号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

立法化に関する請願(三通)
請願者 岩手県盛岡市長田町一五ノ三 去
石岐見外三百十三名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七〇号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 東京都世田谷区若林四二二ノ六
坂本稔外百二名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七二号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(四十通)
請願者 石川県七尾市栄町一〇二 松本文
外九十九名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七三号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 東京都世田谷区代田二二三ノ一
二中光荘内 福田量平外九十九名
紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七四号 昭和四十六年五月十三日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 大分県速見郡山香町大字吉野渡
竹内昭外百名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七五号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七六号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七七号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七八号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三六七九号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三七八〇号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英
隆外七百四十三名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三八二〇号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(二通)
請願者 鳥取市湯所町一ノ一一五 塩田健
夫外三千五百五十八名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三九二三号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(六通)
請願者 宮崎県都城市南鷹尾町二二街区二
号 丸目宏志外七千四十一名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三九二四号 昭和四十六年五月十四日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(五通)
請願者 東京都小平市たかの台一、三八八
ノ三三 望月昭三外五百八十三名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三九五九号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(十四通)
請願者 大分県中津市栄町一丁目 貴堂信
隆外千四百四十四名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇一八号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 埼玉県大宮市宮町二ノ二四 飯塚
堅一外百九名
紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇一九号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(四十五通)
請願者 大分県佐伯市長嶋四、六二八ノ三
古賀昭夫外五千四百名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇二〇号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(十三通)
請願者 愛知県安城市川島町 岡田昌平外
八千五百三十八名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇二二号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(三十四通)
請願者 福岡県嘉穂郡穂波町枝国三区一六
組 松本晶子外七千七百五十五名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇二二号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(八通)
請願者 埼玉県浦和市領家八三五 佐々木
一外四千三百二十七名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇二三号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 埼玉県浦和市根岸一、七一〇 榎
本昇一外九十九名

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇二四号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(十一通)
請願者 和歌山県新宮市仲ノ町一 坂本登
代太外千名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇四〇号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(十三通)
請願者 神戸市兵庫区山田町百合が丘二三
九 堀田忠司外五千四百七名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇四一號 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(九通)
請願者 北海道中川郡幕別町緑町二一 齊
藤昭外五千六百六十名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇四二号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願
請願者 高知県南国市篠原八一八 松村光
正外二千七百七十三名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇四三号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(十二通)

請願者 福島県白河市中町五 岡部和子外
六千三百三十八名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第四〇四四号 昭和四十六年五月十五日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の
立法化に関する請願(八通)
請願者 愛知県西春日井郡清洲町大字清洲
五一八 榎田さと子外五千三百二
十名
紹介議員 喜屋武貞榮君
この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第三二七九号 昭和四十六年五月七日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡宮田町下有木三〇五
野見山清彦
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第三一八〇号 昭和四十六年五月七日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町下有木一、〇
四八ノ一 神谷敬之外一名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第三一八一号 昭和四十六年五月七日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(三通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町上大隈 相場
善校外二名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第三二九六号 昭和四十六年五月十日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県直方市新入一、二五六
西河武

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第三九六二号 昭和四十六年五月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(三通)

請願者 福岡県田川郡赤池町大字赤池 荒木完治外二名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第三九八八号 昭和四十六年五月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(三通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町太蔵東 林真外二名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第三九八九号 昭和四十六年五月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(五通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町桐野 上村君子外四名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第三二五八号 昭和四十六年五月十日受理

和裁着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する請願(一通)

請願者 名古屋市市中区大願三ノ三八ノ五名 古屋呉服商業協同組合理事長 三浦清外一名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第二四六四号と同じである。

第三三四五号 昭和四十六年五月十一日受理

和裁着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町塩沢織物工業協同組合理事長 林宗平

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第二四六四号と同じである。

第三四〇九号 昭和四十六年五月十一日受理

和裁着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する請願

請願者 東京都台東区浅草橋一ノ二ノ四 東京履物事業協同組合理事長 島田光太郎

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二四六四号と同じである。

第三二九三号 昭和四十六年五月十日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 富山県滑川市堀江一、六三八 穴口幸雄外十名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三二九四号 昭和四十六年五月十日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 和歌山県橋本市古佐田三ノ九ノ五 羽根春典外十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三三一二号 昭和四十六年五月十一日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 埼玉県越谷市越ヶ谷二、二二六 亀山弘子外十名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三三二九号 昭和四十六年五月十一日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 長野県須坂市春木町 牧輝勇外十四名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三三三三三号 昭和四十六年五月十一日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市三光町一九ノ三 森村正美外十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三四四三三号 昭和四十六年五月十二日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 岡山県御津郡加茂川町井原八九〇 松元進外十一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三四四四号 昭和四十六年五月十二日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市本町一八ノ三 森村美代外十名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三四四五号 昭和四十六年五月十二日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島小川二ノ四ノ四 二林ゆき外十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三五一五号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 長野市栗田五二四 竹内信雄外十二名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三五四七号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 東京都千代田区一ツ橋二ノ六ノ二 金子毅外十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三五四八号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 佐賀市鍋島町八戸溝 太田シキ外九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三五四九号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 群馬県碓氷郡松井田町松井田九〇 一青木富太郎外十一名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三三三号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(四通)

請願者 滋賀県草津市志那町 市川吉澄外八百五十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三四号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 山口県美禰市大嶺町 山下朋洋外二百二十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三五号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者

紹介議員

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三五号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者

紹介議員

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三五号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者

紹介議員

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三五号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者

紹介議員

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三五号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者

紹介議員

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 山口県徳山市鐘楼丁五、九五四

紹介議員 吉松秀明外二百二十五名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三六号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 北海道岩見沢市元町三条東九丁目

紹介議員 山田総外二百二十六名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三七号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(四通)

請願者 山口県柳井市東後地 原宏外六十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三八号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(四通)

請願者 和歌山県海南市日方神田 西原敷外九百十八名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六三九号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(四通)

請願者 長崎県諫早市原口町八四三ノ三

紹介議員 藤川節子外二千七百四十九名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六四〇号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 山口市米米二ノ一四ノ一三 三輪

紹介議員 寛治外二百二十三名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六四一号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市千僧供町 石田

人九外二百十八名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六四二号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(四通)

請願者 佐賀市天祐団地一四ノ二五 白武

和子外八百三十八名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六四三号 昭和四十六年五月十三日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 岡山県備前市東片上 草場知喜外

二百十九名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三六七二号 昭和四十六年五月十四日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(四通)

請願者 岡山市西大寺三〇七 佐藤民子外

八百四十一名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十六年五月十四日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 滋賀県大津市瀬田橋本町八七一

奥野栄治外四百十六名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三七三四号 昭和四十六年五月十四日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 佐賀市神野西三ノ五ノ二九 満身

はる代外四百二十九名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三七三五号 昭和四十六年五月十四日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 滋賀県甲賀郡土山町前野 望月保

外四百五十名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三七三六号 昭和四十六年五月十四日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 佐賀市兵庫町若宮四二二 真崎健

吾外千四百二十名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三七九一号 昭和四十六年五月十四日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 群馬県伊勢崎市宗高町二三 宮崎

捷二外二十二名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三七九二二号 昭和四十六年五月十四日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡大和町二四 杉野博

文外十名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三九五四号 昭和四十六年五月十五日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(四通)

請願者 岡山市北方一、〇〇七ノ一二 平

井秀之外九百六十名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三九五五号 昭和四十六年五月十五日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(一通)

請願者 岡山県新見市新見八三一ノ一 木

村正勝外四百三十二名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三九五六号 昭和四十六年五月十五日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 佐賀県佐賀郡大和町川上五四六

梅野守雄外四百六十五名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三九五七号 昭和四十六年五月十五日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 滋賀県野洲郡野洲町野洲九〇 杉

田和代外三百六十九名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三九五八号 昭和四十六年五月十五日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 山口県大津郡日置村雨乞 古賀和

子外二千九百五十七名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三九九二二号 昭和四十六年五月十五日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 北海道岩見沢市並木町二四 吉永

嘉十外三百九名

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第四〇六九号 昭和四十六年五月十五日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 小笠原貞子君

請願者 佐賀県鳥栖市立石町一、三九四

牛嶋貞夫外十一名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三四四六号 昭和四十六年五月十二日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 長野県北安曇郡小谷村南小谷 太

田利雄外二千四百七十九名

紹介議員 秋山 長造君

真にこどもの健康を守り、安心して教育が受けられるように左記事項の実現を図りたい。

一、養護教諭を全校に設置すること。

(一) 小学校・中学校に全校必置すること。

学校教育法第三三条の「当分の間」と標準定数法との関連を明らかにし、早期全校必置の実現できる計画を樹立すること。

十八学級以上の大規模校には複教配置とすること。

(二) 高等学校に養護教諭を全校必置すること。

当面夜間定時制高校に養護教諭を必置すること。

(三) 特殊学校に養護教諭を全校必置すること。

特に養護学校に対しては更に一名を加えること。

二、養護教諭の養成方策をすみやかに確立し、養成機関の新・増設を定員増に関連して行なうこと。

と。特に養護教諭の養成機関を大学・短期大学に位置づけ現行制度を改善すること。

理由

学校教育法第二十八條に、学校を構成する教職員の一人として、子どもの健康を守る専門職として養護教諭の配置が示されているが、二十二年を経た今日に至るまでその充足は遅々として進んでいない。その配置率は全国で小学校三十八パーセント、中学校五十七パーセント、高等学校五十六パーセントという現状である。

養護教諭のいない学校では、こどもの健康問題は教育の片すみにおいやられがちで、生命の危険に

さえさらされている。また児童・生徒数の多い大規模学校や、教員兼務等労働過重が余儀なくされている中では、子ども一人一人の健康を守ることができず、毎日の保健事務や行事に追われているといのが実態である。更に養護教諭を全校配置の要求をしても養成所不足のため養護教諭が足りない。

第三四四七号 昭和四十六年五月十二日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県浦和市本太五ノ三六ノ八

川田進外二千七百四十七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三四四八号 昭和四十六年五月十二日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 岐阜県恵那市武並町二、一〇〇ノ

五 渡辺幸一外五百三十六名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三四四九号 昭和四十六年五月十二日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内

宿三〇 高野進外一万三千五百五十三名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三四五〇号 昭和四十六年五月十二日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊橋市梅敷町字屋敷一七

牧野孝治外二千八百四十二名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三四五一号 昭和四十六年五月十二日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 福岡県糸島郡前原町大門四三

衣

笠美枝子外三千九百三十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三五〇二号 昭和四十六年五月十二日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月が丘一ノ三ノ一七

佐々木トモ外五千九百九十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三五〇二号 昭和四十六年五月十二日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 和歌山市今福二二五 新谷一校外

三千四百十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三五三四号 昭和四十六年五月十三日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 愛知県海部郡七宝町大字伊福二ノ

三二 佐藤智子外三千百十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三五五四号 昭和四十六年五月十三日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県赤穂市浜市五三八ノ二 松

本文男外四千四百六十八名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三五五五号 昭和四十六年五月十三日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 大阪府東淀川区井高野町一六 小

原寛子外四千七百十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三五六六号 昭和四十六年五月十三日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊橋市老松町一六〇 佐々

木探外三千七百六十七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三六五七号 昭和四十六年五月十三日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願

請願者 滋賀県草津市大路一ノ六ノ八 鈴

木保夫外五千五百二名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三八二二号 昭和四十六年五月十四日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願

請願者 京都市中京区新町通蛸薬師下ル百

足屋町三七八ノ一 木村武子外千

百二十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三九一六号 昭和四十六年五月十四日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市高松二ノ八ノ四九

小原久子外五千五十八名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三九三九号 昭和四十六年五月十五日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願

請願者 兵庫県加東郡東条町吉井四一一

岸本和子外五千五百七十三名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三四四六号と同じである。

第三四五二号 昭和四十六年五月十二日受理

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 京都市中京区六角通大宮西入ル学

校法人光明幼稚園内 田中道雄外
八万九千五百九名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三四五三号 昭和四十六年五月十二日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 岡山県倉敷市阿知三ノ二〇ノ七御
園幼稚園内 松井円戒外一万九千
四百十三名

紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三四五四号 昭和四十六年五月十二日受理
幼稚園教育振興に関する請願(六通)

請願者 滋賀県高島郡安曇川町大字田中四
一ノ一中央幼稚園内 青木正信
外三万六千四百七十三名

紹介議員 楠 正俊君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三四五五号 昭和四十六年五月十二日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 福岡市大字屋形原一、一五七ノ一
緑ヶ丘幼稚園内 大里恒義外十五
万五千三百三十四名

紹介議員 鋤木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三五六号 昭和四十六年五月十二日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 鹿児島市松原町六ノ八たばな幼
稚園内 富田義重外二万七千六百
三十一名

紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三五七号 昭和四十六年五月十二日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 広島県三原市東町四五九昭和園内
小島文雄外十四万六千五百三十
二名
紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三五八号 昭和四十六年五月十二日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 山口県宇部市明治町宇部幼稚園内
岩崎卓一外五万三千八百七十七名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三五九号 昭和四十六年五月十二日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 長崎市戸町三ノ二二二学校法人岩
口学園第一戸町幼稚園内 岩口夏
夫外五万七千九百九十八名

紹介議員 初村龍一郎君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六〇号 昭和四十六年五月十三日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市宿郷町一七七学校
法人大恵会石川幼稚園内 石川サ
ト子外二万六千五百二二名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六一号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 岩手県盛岡市中央通三ノ七ノ二二
愛育幼稚園内 細川泰子外二万六
千五百七十五名

紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六二号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 山形県米沢市城北一ノ七ノ三四米
沢中央幼稚園内 中沢儀三郎外三
万四千六百十五名
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六三号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鴨島町鴨島二八五ぬ
ぐみ幼稚園内 筒井磯枝外六千八
百二十一一名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六四号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願(十二通)

請願者 福島県白河市内二ノ白河幼稚園
内 寺西宗美外五十三万三千八百十
七名

紹介議員 楠 正俊君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六五号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 静岡市中原五二四中原幼稚園内
浅場慶夫外十三万三千八百八十名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六六号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 東京都台東区下谷二ノ一八ノ二慈
愛幼稚園内 羽場慈温外四十八万
四千八百八十六名

紹介議員 今 春穂君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六七号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 新潟市旭町二学校法人あさひ幼稚
園内 小林美代子外三万七千四百
十三名
紹介議員 佐藤 隆君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六八号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 神奈川県高座郡海老名町上今泉八
六ノ一さくら幼稚園内 桜井
登喜外九万七千四百八十八名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六九号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 福井市宝永二ノ五ノ七聖三一幼稚
園内 坂本忠市外一万八千三百五
十五名

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三七〇号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 青森市大字三内字稲元五五青森西
幼稚園内 中村ツエ外一万四千七
百五十一一名

紹介議員 津島 文治君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三七一号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡久喜町久喜本一、
二二二学校法人久喜幼稚園内 高
橋忠雄外三十三万三千二百十六名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三七二号 昭和四十六年五月十四日受理
幼稚園教育振興に関する請願

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町二ノ一八

一峰岡幼稚園内 西山吉五郎外十
五万八千九百七十三名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三八四号 昭和四十六年五月十四日受理

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 茨城県水戸市備前町五ノ三六少友

幼稚園内 宇留野弘外二万六千三
百八十九名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三八一五号 昭和四十六年五月十四日受理

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 札幌市白石町本通七七一札幌双葉

学園あさひ幼稚園内 竹内啓外七
万三千六百四十一名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三八一六号 昭和四十六年五月十四日受理

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 青森市本町一ノ六ノ一〇青森めぐ

み幼稚園内 石黒良吉外一万五千
九百五十七名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三八一七号 昭和四十六年五月十四日受理

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 石川県金沢市寺町二ノ一ノ四金沢

学園幼稚園内 堀宗哲外二万七千
三百八十名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三八一八号 昭和四十六年五月十四日受理

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 千葉県我孫子市緑二ノ三ノ一ひか
り幼稚園内 岡島信勝外十三万七
百九十九名

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

第三六五九号 昭和四十六年五月十三日受理

新各種学校制度確立に関する請願

請願者 福島県田村郡三春町字丈六八二

角悦子外八十四名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第三九八五号 昭和四十六年五月十五日受理

国立大学病院の看護婦の大幅増員等に関する請願

請願者 東京都豊島区西池袋二ノ六ノ二〇

大熊律子外六十九名

紹介議員 木村福八郎君

国立大学病院における患者入院制限等の現状を改

善するため、左記事項の実現を図りたい。

一、「患者の入院制限」を中止するために必要な

看護婦の大幅増員を行なえるよう、予算措置を

ただちに実行すること。

二、入院患者給食の「契約単価」を大幅に引き上

げ、真の治療食がつくれるようにすること。当

面は、俗にいう「ピンハネ」をただちに中止す

ること。

理由

一、近年、入院加療を迫られている患者は増大の

一途をたどっているが、国立大学病院は、看護

婦の大幅不足のため、「空ベッド」すなわち「入

院患者制限」を拡大し、入院を希望する患者は、

「入院待ち」をいられている。

二、国立大学病院の半数近くが、患者給食を「財

団法人」に「下請」しており、その契約単価が

低いため、患者を栄養失調にさせかねないよう

な食事がつくれないし、病院で働く労働者の

賃金、労働条件は劣悪となつてゐる。また、大

学病院が患者から受け取る給食の金額と文部省

が「財団法人」に支払う「給食料」の差、俗に

いう「ピンハネ」分が多額になつてゐる。

第三九八六号 昭和四十六年五月十五日受理

国立大学病院の看護婦の大幅増員等に関する請願

請願者 東京都文京区本郷四ノ四ノ八 雑

賀てい外二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三九八五号と同じである。

第三九八七号 昭和四十六年五月十五日受理

都道府県立特殊学校に勤務する事務職員等に対す

る調整額の支給に関する請願（三通）

請願者 東京都保谷市ひばりが丘三ノ五ノ
八〇ノ三〇六 竹下勝康外二百五
十名

紹介議員 柏原 ヤス君

都道府県立の特殊学校（盲、ろう及び養護学校）

に勤務する事務職員等に給料の調整額八パーセン

トを支給するよう財政措置と行政指導を積極的に

進められたい。

理由

一、給料の調整額について特殊学校の支給対象者

は、教職員、実習助手、寮母に限られ、事務

職員等は職務内容が児童生徒に直接関係ないとい

う理由で支給範囲から除かれている。しかし、

事務職員等の職務は、著しい特殊性（別紙参照）

があり、教職員の職務の複雑困難性に劣らな

い。

二、京都府八パーセント、愛知県、茨城県、宮城

県、栃木県四パーセントが支給され、その他の

県でも支給が検討されている。

第三九四四号 昭和四十六年五月十五日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年

課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県春日井市高蔵寺町一、〇六

八 松本豊郎外五十名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

昭和四十六年六月二十四日印刷

昭和四十六年六月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局